

CAMPUS

GUIDE

2024

 札幌国際大学
札幌国際大学短期大学部・大学院

SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY
SAPPORO INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE

キャンパスガイド

CI(キャンパスアイデンティティ)

Campus Identity



■大学のシンボルとなるロゴマークは、「札幌国際大学」のイニシャルである S をモチーフにして札幌という地域性を強調し、新たな3つの建学の礎をシンボライズした3つのエレメントによって構成されています。S は世界へ広がりゆくイメージであり、グローバルな国際性を表現すると同時に、未来への発展性を意味します。

■カレッジ・カラーは、札幌国際大学のイメージを強く表現しています。

メイン・カラーのオーシャン・ブルーは海洋の色であり、日本の伝統である藍染の色でもあります。また、ブルー系は知性をイメージさせるカラーであり、「探究」「創造」「自己確立」「自立」を表します。

S の中心のサブ・カラーはローズマダー(茜色)で青春の熱いエネルギーであり、日本の文化に誇りを持ち、世界の国々と交流する国際人の育成という理念にふさわしいカラーです。

INDEX

建学の礎・教育の基本的考え方	2
学歌	2
キャンパスカレンダー	3
01. キャンパスライフ	
(1) はじめに覚えてほしいこと	4
① 学生証	4
② 学生番号	4
③ 教室番号	4
④ 健康診断について	4
⑤ 保険について	5
(2) 学生へのサポート	6
① アドバイザー制度	6
② 学生サポートルーム	6
③ 保健室	6
④ 学生相談室	7
⑤ ライティングラボ	7
⑥ グローバル・commons	7
⑦ ITC・commons	8
⑧ 窓口案内	8
⑨ 学籍の異動について	10
⑩ 学割・定期券	10
(3) 学生への連絡	11
① 掲示板	11
② 学生用メールアドレス	11
③ SIU学生ポータル	12
(4) 大学生生活のルールとマナー	13
(5) 気をつけてほしいこと	14
(6) ハラスメントのないキャンパスを	15
(7) ソーシャルメディア利用のためのガイドライン	16
02. 施設	
(1) キャンパスマップ	17
(2) 図書館	31
(3) ラーニングcommons	35
(4) 食堂・コンビニ	36
(5) トレーニングルーム	36
(6) セミナーハウス	36
(7) その他	36
03. クラブ・同好会	37
04. 授業料・奨学金	
(1) 学納金・諸会費	44
(2) 奨学金等	47
05. キャリア支援	
キャリア支援センター	50
06. 短大生の編入学	51
07. 大学院	52
08. 教育目標・教育課程の仕組み	54
09. 学則・規程	71
10. 沿革	96
11. 2023年度 教員研究室一覧	99

CAMPUS GUIDE 2024

●建学の礎・教育の基本的考え方

「自立」「自由」「自省」

建学の礎

- 真理を探ね、自由を愛し、自らを省みる自立した人間を育成する。
- 理想を求め、明日の地域社会を拓く創造性豊かな人間を育成する。
- 日本人としての自覚と誇りを持ち、自らの責任において行動する国際人を育成する。

教育の基本的考え方

- 個性を尊重し、多様な生き方に応える生涯学習を推進する。
- 学ぶ楽しさや表現する喜びを通し、真理を探究する心と豊かな感性を養う。
- 日本の歴史や文化を理解し、世界の動きに目を向け、すすんで社会に貢献する態度を養う。

学歌

札幌国際大学歌

作詞 青島 広志
作曲 青島 広志

A *Allegretto*
mf

1. し か ば の 一 葉 が ひ う か れ る
2. ナ ナ カ マ ド の が が ひ う か れ る
3. あ たら し い ー が が の ほ

き た り の と そ ら す み わ た る と り ど り の し ら せ の な か が り ら い
か が や く じ だ い す い め こ こ に い く と び と の き せ つ の か め ぐ り に わ

B *mf*

の ち の こ ぼ が ひ び い て く る あ な た と ま な だ た こ と を
た し の み ほう せ い と し ゐん た た て ひ ゆ く あ わ な た た し が ま だ す な あ え た た こ と を

札 幌 の こ の 地 で ー { せ り か そ こ いう を む す ぶ こ こ の ま な な び や や
こ こ せ り こ そ こ ろ を に ち か ず ぐ こ こ の ま な な び や や

f 1. 札 幌 国 際 だ い が く

2. 札 幌 国 際 だ い が く

3rd time *f*

- 一、白樺の葉が 光る
北国の空 透みわたる
とりどりの 知らせの中から
いのちの鼓動が 響いてくる
あなたと 学んだことを
札幌の この地で
世界を結ぶ この学び舎
札幌国際大学
- 二、ナナカマドの実が 熟れる
実りのときが すぐそこに
いくたびの 季節の巡りに
わたしたちは 青春をひらく
あなたと 出会えたことを
札幌の この地で
理想を築く この学び舎
札幌国際大学
- 三、新しい陽が のぼる
輝く時代 今ここに
人々の想い かけめぐり
無限の未来へ 飛び立つてゆく
わたしが 巣立ったことを
札幌の この地で
心に誓う この学び舎
札幌国際大学

キャンパスカレンダー

04月 April	春学期オリエンテーション 新入生オリエンテーション 春学期授業開始 春学期履修登録期間 健康診断	10月 October	秋学期オリエンテーション 秋学期授業開始 秋学期履修登録期間 避難訓練 オータムフェスティバル わくわくフェスティバル
05月 May		11月 November	
06月 June	開学記念日(27日)	12月 December	冬季休業期間
07月 July	清麗祭 書評・評論コンテスト募集開始	01月 January	秋学期授業再開 秋学期授業終了 秋学期定期試験 スノーフェスティバル
08月 August	春学期授業終了 夏季休業期間	02月 February	春季休業期間
09月 September	春学期卒業生 学位記授与式	03月 March	学位記授与式

01 | キャンパスライフ

(1)はじめに覚えてほしいこと

①学生証

学生証は本学学生の身分を証明するものです。
常に携帯し、求められたときはいつでも提示できるようにしてください。

こんなとき学生証の提示が必要です

- ・授業を受けるとき
- ・定期試験を受けるとき
- ・図書館で本を借りるとき
- ・通学定期券を購入するとき
- ・申し込みをした各種証明書を受け取る時

●学生証の再発行(紛失・破損・汚損・期限切れ・氏名変更)

以下の場合、学生証の再発行が必要です。すみやかに学生課にて再発行の手続きを行ってください。
学生証の再発行には、手数料として1,000円がかかります。
・紛失した ・破損・汚損した ・学生証の有効期限が切れた ・氏名変更した

●住所変更があったとき

すみやかに学生課にて手続きをしてください。
住所変更届を提出し、学生証裏面の現住所欄に訂正印を受けてください(手数料無料)。

●定期試験時に学生証を忘れたとき

学生課で仮学生証の発行を受けてください。仮学生証は発行日のみ有効です(手数料無料)。

②学生番号

学生番号は、入学と同時に与えられ、卒業しても変わらない本人固有の番号です。

学生番号の意味

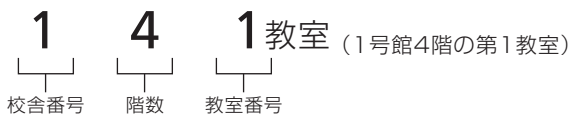


大学 1	11	国際教養学科
	12	心理学科(臨床心理専攻)
	13	心理学科(子ども心理専攻)
	31	観光ビジネス学科
	41	スポーツビジネス学科
大学院 2	42	スポーツ指導学科
	21	観光学研究科
	31	心理学研究科
短大 3	41	スポーツ健康指導研究科
	11	総合生活キャリア学科
	21	幼児教育保育学科

③教室番号

教室番号は次のように決まっています。

教室番号の意味



④健康診断について

●定期健康診断の受診

学校保健安全法に基づき、4月から6月にかけて定期健康診断を実施しています。毎年必ず受診してください。

新入生の健康診断

場 所:サン内科外科医院(学校医)
札幌市清田区清田2条1丁目8-1

受 診 期 間:2024年4月1日から6月末まで

受 診 料:無料(上記の受診期間のみ)

受 診 方 法:所定の健康診断書を持参し受診。

結 果 確 認:受診結果を学内ポータルページ内(P12)で確認できます。(受診してから約2週間後)

「学生用WEBサービス」から「Web学生カルテ」→「学生カルテ参照」→「健康情報」を参照してください。

診断結果は後日、学外実習や就職時に必要となる健康診断証明書の資料となります。また、結果等によっては保健室から呼び出し連絡をし、健康指導を行うことがあります。

⑤ 保険について

● 学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)

学生の教育研究活動中の災害を補償救済するための保険です。本学では全員が加入しています。正課中・学校行事中の事故による医療保険金は通院1日目より補償されます。

札幌国際大学 学生課 (011)885-3365

● 学生教育研究災害付帯賠償責任保険(略称:学研賠)

学生が教育研究活動中に事故の加害者になった場合、補償するための保険です。本学では全員が加入しています。

札幌国際大学 学生課 (011)885-3365

● 学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)

学研災に加入している学生が加入できる保険で、学研災では補償されていない正課中、学校行事中以外の事故(死亡・後遺障害)の補償や、正課・学校行事(インターンシップ、教育実習等)中でも通院・入院1日から補償される保険です。ケガだけではなく病気にも対応し、賠償責任、救済者費用等の補償もあり幅広い制度です。

任意加入ですので加入金額や詳しい内容は保険代理店へお問い合わせください。

※事故が発生したら、出来るだけ早く学生課へ連絡し、保険の手続きをしてください。

ほくよう保険サービス株式会社 (011)204-7451

交通事故・自転車の接触事故があった時

通学途中や実習先への往復時に事故があった時は、軽微な事故であっても、すぐに警察へ連絡してください。症状が軽くてもまずは病院を受診しましょう。そして大学に来たらすぐに学生課か保健室に連絡してください。

清田交番 (011)881-2151

札幌市清田区清田1条4丁目3-1

札幌豊平警察署 (011)813-0110

札幌市豊平区豊平7条13丁目1-15

(2) 学生へのサポート

① アドバイザー制度

学科のアドバイザー教員がみなさん一人ひとりをサポート

本学では、学科の教員がアドバイザーとして学生の皆さん一人ひとりを担当し、学習に関することはもちろん、学生生活全般に関することや将来の進路についての相談などに応え、皆さんの大学生活が有意義で充実したものとなるよう支援します。どんなことでも気軽に相談してみてください。

● 主な支援内容

<学習に関すること>

履修登録に関する相談、学習の進め方等に関する相談、資格取得に関する相談、留学に関する相談、GPA制度・CAP制についてなど

<進路に関すること>

就職に関する相談、進学に関する相談、休学・退学など学籍に関する相談、転学部・転学科・転専攻に関する相談など

<学生生活に関すること>

奨学金に関する相談、クラブ・同好会活動に関する相談、アルバイトや日常生活の諸問題についてなど

● アドバイザーとの面談

相談はいつでもできます。相談したいときはアドバイザー教員が学内にいる時間を確認して研究室を訪ねてください。

<履修登録時>

履修登録をする際にはアドバイザーの承認が必要です。各セメスターの履修登録期間中にアドバイザーと面談をしてから履修登録を行います。

<成績不振の時>

前学期の成績が一定水準に達していない場合や、GPAを目安に成績が振るわないと判断された場合は、面談を行います。場合によっては保証人(父母など)にも連絡をとることがあります。

※アドバイザーとの相談の中で、自身のプライバシーに関わる事項について話すかどうかは、皆さんの意思が尊重されます。

話したくない場合には、遠慮なく断ることができます。もし話した場合についてもアドバイザーには守秘義務が発生し、皆さんのプライバシーは守られます。

※アドバイザーの助言や指導の内容について、第三者に相談したい場合は、他の教員や学生課、教務課、学生サポートルーム、学生相談室等に相談することもできます。

② 学生サポートセンター

学生サポートセンターは、すべての学生が心身共に健康な学生生活を送るために、皆さんが出会う日常のさまざまな問題や悩みについて、福祉の国家資格をもつキャンパス・ソーシャルワーカーや公認心理師・臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーまたは看護師資格を持つ保健室担当者に相談することができる場所です。特別な事情を除いては、相談した内容が外部に漏れることはありませんので、ひとりで悩まずに気軽に相談してください。

● 学生サポートセンター 1号館2階(青い扉が目印)

<フリースペース>

飲食や読書、一人になりたいときや友人との語りなど、思い思いの時間を過ごすことが出来る快適な空間を提供しています。

<修学支援>

障がいを抱える学生への合理的配慮を受付けています。

<日常生活にかかる相談>

キャンパス・ソーシャルワーカー※1や心理カウンセラー※2が授業、成績、サークル、友達、恋愛、先生、進路などの人間関係や学生生活、将来に関する心配ごと等、どんな問題や悩みでも一緒に考え、課題の解決を目指します。

※1「キャンパス・ソーシャルワーカー」はどんな人？

社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持ち、困りごとを抱える皆さんの生活上の問題に対して、さまざまな制度やサービス、資源を活用して福祉的なアプローチから解決を目指す専門家です。

※2「心理カウンセラー」はどんな人？

公認心理師、臨床心理士の資格を持ち、困りごとを抱える皆さんの心の悩みや問題に対して、臨床的なアプローチで心理的な課題に対するアドバイスを行う専門家です。

<学生サポートスタッフの募集>

障がいを抱える学生の支援を行ってくれる方を募集します。

●保健室 2号館2階

看護師が一人一人に寄り添いながら、健康的な生活スタイルとは何かを共に考えていきます。

<健康相談>

健康などに関して何か「困ったな」と思った時はいつでも声をかけてください。あなたにとって良い方法を一緒に考えます。また、特別な疾病を持つ学生や虚弱体質の学生は、あらかじめ保健室担当者に申し出てください。

<日常の応急手当>

学内での急病やケガ、または静養が必要な時に利用してください。応急処置の上、必要な場合は病院等の医療機関を紹介します。

<インフルエンザなどの感染症にかかったら>

学校が予防すべき感染症と診断した場合、出席停止となりますので、公認欠席届を提出してください。詳細はStudy Guideの「欠席の取扱い」を確認してください。

●利用日時

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝・臨時休業日はお休みです。

※心理カウンセラーに相談できるのは授業期間の火・水曜日(10:30～17:00)、木曜日(13:50～17:50)です。

●利用方法

直接来室または電話でご相談ください。

相談は予約優先となりますので、あらかじめお電話、ホームページ相談受付フォームよりご予約ください。

▶▶ 学生サポートセンター TEL 011-887-6719(直通)内線 1223 メール support@ad.siu.ac.jp

▶▶ 保健室 TEL 011-881-8844(代表)内線 2203 メール hoken@ad.siu.ac.jp

※心理カウンセラーへの相談はできるだけ予約をお取りください。

【心理カウンセラー予約ページ:<https://airrsv.net/shinrisodan/calendar>】

Eメール g-sodan@ad.siu.ac.jp(心理カウンセラー予約に関するお問い合わせ)

予約は
こちら▶▶



●開設日・時間

曜日	時間枠
火 水 木	① 10:30～11:10(月・水)
	② 11:20～12:00(月・水)
	③ 13:00～13:40(月・水)
	④ 13:50～14:30
	⑤ 15:00～15:40
	⑥ 16:20～17:00
	⑦ 17:10～17:50(木)

※授業期間以外の開設日は、確認してください。

●利用方法

電話やEメールで予約(相談予約のみ)をしてから相談室を訪ねる方法と、直接相談室を訪ねる方法があります。

また、オンライン面談(Zoom・Teams)も可能です。

TEL(011)881-8844 内線 2210(相談室予約係)

Eメール g-sodan@ad.siu.ac.jp

※学生相談室HPからも予約フォームを使うと便利です。

③ライティング・ラボ

レポート課題等の学習支援や教職課程に関する相談もできます。

●場所 1号館4階

ライティング・ラボは、学生の皆さんの学修をサポートします。ライティング(文章作成)は学生生活だけでなくあらゆる場面で必要となる大切な技術です。「どうしたらきちんとした文章になるの?」「長い文章は苦手!」「要点のまとめ方がわからない…」「読み手に伝わるかな?」そんな悩みに答え、これから使える技術が身につくようお手伝いをします。

また、一人で静かに自主学習をしたり、グループでディスカッションを行ったりと、自由に利用できるスペースもあります。皆さんそれぞれのニーズに合わせてご利用ください。

④グローバル・commons

世界に目を向けよう!グローバル・commonsは「多言語・多文化」をコンセプトとした学びの空間です。

●場所 1号館3階

「外国語をもっと学びたい!」「海外へ留学したい!」「留学生と交流したい!」など、皆さんの言語学習、国際交流などに関する要望に応えるスペースです。個人、グループで自由にご利用ください。国際課のスタッフが常駐し、国際交流イベントや外国語を喋る機会など様々なアクティビティを提供し、皆さんの自由な学びをサポートします。

01 | キャンパスライフ

⑦ ICT・コモンズ

ITを使ってより便利な学生生活を!!いつでも使えるおしゃれな学び場。

●場 所 情報教育センター2階

ICT(Information and Communication Technology)情報通信技術は難しくない。PCを使えばスマホ以上に快適で便利になります。PCを持っていなくても自由に使えるPCが、PCを持っている人には電源やWi-Fiを自由に使える環境が整備されています。グループでホワイトボードやプロジェクターも使用可能。プリンターも8台設置、学校が開いている時はいつでも使用可能です。

※ICTボランティアスタッフ募集中

⑧ 窓口案内

●窓口案内

困ったことがあったら聞いてみよう

窓 口	場 所	取扱業務	取扱時間
教務課	1号館1階	履修、試験、成績、時間割に関すること 教員免許に関すること 資格に関すること 各種検定に関すること 休学・退学・復学に関すること	[平日] 授業期間中 9:00~18:00 授業期間外 9:00~17:00
学生課		クラブ・同好会に関すること 遺失物・拾得物に関すること 奨学金・授業料減免に関すること 各種証明書の発行に関すること 住所・保証人変更に関すること その他、学生生活全般に関すること など	
国際課	1号館3階	留学に関すること	[土曜日] 9:00~13:00
総務課	1号館1階	施設管理に関すること	日曜日・祝日は休館
会計課		授業料の納入に関すること	
キャリア支援センター	1号館2階	就職に関する相談 就職支援全般に関すること など	[連絡先(代表)] TEL (011)881-8844 FAX (011)885-3370
アドミッションセンター	1号館1階	入学試験に関すること オープンキャンパスに関すること 大学広報に関すること など	
広報課	1号館1階	大学広報に関すること など	

●校舎使用時間

	平 日	土曜日		日曜日・祝日	授業期間外
		5~10月	11~4月		
1号館、2号館、5号館、6号館、 7号館、総合情報館(図書館以外)、 情報教育センター(下記施設以外)	8:00~21:30	8:00~20:00	8:00~19:00	9:00~17:00	左記に同じ
第1・2体育館、アリーナ、 クラブ棟、記念館	8:00~21:00	8:00~19:30	8:00~18:30	9:00~16:30	
情報教育 センター	1F・3F・4F パソコン室	8:30~13:00		休館	
	2F ICT Commons	8:30~18:00		10:00~16:00	
図書館	本館	9:00~21:30	9:00~16:30	休館	平日 9:00~17:00
	第二閲覧室	9:00~18:00	9:00~12:00		

●各種証明書

申込用紙は事務室にあります。必要事項を記入し手数料分の証紙を貼付して申込みください。
必ず本人が窓口に来て手続きをしてください。(証紙は1号館1階事務室内にある証紙販売機で購入)

種類	手数料	発行	備考	担当課
在学証明書	200円	翌日(13時)		学生課
卒業見込証明書	200円	翌日(13時)	大学:3年以上在学、84単位以上取得 短大:30単位以上取得	
単位修得成績証明書	200円	翌日(13時)		
健康診断証明書	200円	翌日(13時)	健康診断を受診した年度のみ発行可能	
推薦状	200円	翌日(13時)	就職、編入試験等	
人物調査	200円	約1週間	アドバイザーに調査記載を依頼したうえで申し込むこと	
学力に関する証明書	400円	約1週間	教員免許に関する単位の証明書	
資格・免許状取得見込証明書	200円	翌日(13時)	教員免許(中・高・幼)、保育士、図書館司書、学芸員	
各種英文証明書	1,000円	2週間～3週間	上記の英文証明書	

●各種願・届

各願・届の用紙は、各提出先窓口にありますので、必要事項を記入し、手続きを行ってください。

	願・届出の種類	提出期限	備考	担当課
学籍関係	休学願		事前にアドバイザーに相談し、承諾を得ることが必要です	教務課
	退学願			
	復学届		本学から期限記載の様式を送付します	
	転学部・転学科・転専攻願	学期開始2か月前		
身上関係	住所変更届	変更後すみやかに	変更を確認できる書類(戸籍抄本・住民票等)を添付してください	学生課
	保証人変更届	変更後すみやかに		
	氏名変更届	変更後すみやかに		
クラブ関係	学内団体継続願	4月末		学生課
	学内団体設立許可願	4月及び9月		
	旅行・出場等届	開催日の1週間前	大会要項またはパンフレットを添付	
	学内団体参加結果報告書	終了後1週間以内		
	学内団体助成費要求書A	その都度	登録費・参加料・物品購入費	
	学内団体助成費要求書B	その都度	遠征・合宿費用等	
	物品購入に関するお願い	その都度	見積書添付	
	許可願(使用・借用・入校)	使用日の1週間前	総合情報館使用の場合は図書館に提出	
バス使用申込書	使用日の2週間前			
授業関係	公認欠席届	事由による	公認欠席の詳細は「Study Guide」を参照ください	
試験関係	追試験願	追試験開始前まで	1科目につき400円	教務課
	再試験願	再試験開始前まで	1科目につき1,000円	
	定期試験欠席届	定期試験最終日まで	事前に連絡が必要です	
学費関係	授業料等延納願	納入期限内	総務課の指示に従って手続きしてください	会計課
就職関係	内定届	内定取得後すみやかに	内定取得した会社を全て報告	キャリア支援センター
	就職受験報告書	内定取得後1週間以内	どのような採用試験が行われたかを報告	
	就職活動証明書	事由発生後2週間以内	就職活動で授業欠席した際、公認欠席届と一緒に提出	
	公認欠席届			
	就職用諸証明発行願	学内選考結果後直ちに	学内選考通過者はセンターへ提出	

01 キャンパスライフ

⑨学籍の異動について

●休学

疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することができない場合、学長の許可を得て休学することができます。その場合は、事前にアドバイザーに相談し、承諾を得ることが必要です。

休学期間の限度は？

- ・休学期間は1年以内とし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認める場合があります。
- ・休学期間は、通算して[大学は4年、短大は2年]を超えることはできません。
- ・休学期間は、卒業に必要な在学期間に含まれません。

休学期間の授業料は？

- ・休学期間は授業料がかかりません。学期の途中から休学する場合は、開始日までの授業料を月割りで徴収し、残額は預かり金として復学時の授業料に充当します。

●復学

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、休学予定期間を過ぎても復学または退学の手続きをしない場合は、復学として取り扱われるため、授業料が請求されます。

●退学

大学を退学しようとする場合は、学長の許可を受けなければなりません。その場合は、事前にアドバイザーに相談し、承諾を得ることが必要です。

●進級について

休学や修得単位が少ない等の理由で原級留置(留年)することはありません。ただし、休学などによる学修中断の期間は、在学期間に含まれません。このため、半期休学した場合は最低半期、1年間休学した場合は最低1年間、卒業が遅れます。

●転学部、転学科、転専攻(大学のみ)

所属学部・学科・専攻以外への転学部、転学科および転専攻を希望するときは、その学部・学科に欠員のある場合に限り選考のうえ、許可することがあります。

時 期	1年次後期以降の各学期の初めにすることができます。
資 格	志望動機が明確であること。
出 願 書 類	以下の書類を各学期開始2ヶ月前までに教務課に提出してください。 1) 転学部・転学科願 2) 志願者の適性についてアドバイザーが所見を記載した書面 3) 成績証明書
選 考 方 法	面接試験および書類審査を総合して選考します。 試験日程については、出願後、改めて通知します。
検 定 料	30,000円
単位の振替	転学部および転学科前の修得した単位の一部または全部を、許可された学部・学科の授業科目の単位として認めることができます。

●コース変更

コース変更を希望する場合は、アドバイザーとよく相談をしたうえで、「コース変更願」(教務課にあります)を学期の開始2週間前までに教務課に提出してください。コース変更に経費はかかりません。※専攻・コースの詳細は、各学科の「学科の教育目標・教育課程の仕組み」を参照してください。

⑩学割・定期券

●学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

正課の教育活動・課外活動・就職活動・進学のための受験・帰省・旅行などの使用目的でJR各社路線を利用する場合に、乗車券が2割引になる学割証を発行します。必要とする学生は、学割交付願(事務室カウンターにあります)と学生証を学生課に提出してください。即日発行します。

- 1) 適用範囲 JR各社路線に片道100kmを越えて乗車する場合、乗車券のみ2割引(急行券、特急券、グリーン券には適用されません)
- 2) 有効期限 発効日から3ヶ月
- 3) 割当枚数 1人年間10枚(5月1日～翌年4月末まで)
- 4) 注意事項 他人名義の学割を使用して乗車券を購入することはできません。不正使用した場合は、鉄道旅客営業規則により学割証は無効となり罰せられます。不正使用は厳禁です。学割証による乗車券使用中は、学生証を必ず携帯してください。

●通学定期券

通学定期券は、現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までの最短区間で、通学の目的に限り購入できます。各交通機関の定期券購入窓口で購入してください。

交通機関	必要書類	定期券購入窓口
市営交通	学生証	地下鉄大通駅、地下鉄新さっぽろ駅、地下鉄北24条駅 地下鉄真駒内駅、地下鉄琴似駅、地下鉄白石駅、地下鉄福住駅 地下鉄環状通東駅、地下鉄宮の沢駅
中央バス	学生証	札幌ターミナル、福住バスターミナル、札幌北営業所、 麻生バスターミナル、西友清田店案内所、石狩営業所
JR(鉄道・バス)	学生証	各JR駅の定期券発売所
その他交通機関	学生証 その他、詳細は各自で確認してください	札幌駅(地下)、新さっぽろ

●実習用定期券

長期間にわたり、本学以外の場所へ実習のために通う場合、実習用定期券を購入できます。

実習が始まる2週間前までに「交通機関利用届」を教務課に提出してください。

定期券の発行は1ヶ月単位となっているため、2～3週間程度の実習では割高になることもありますので確認してください。

(3) 学生への連絡

① 掲示板

掲示板は毎日チェックしよう!

大学から学生への連絡、通知は、すべて掲示板を利用して行います。見落としのないように気を付けてください。

一度掲示したことは全学生に伝達したものとみなします。登校した時は必ず掲示板をチェックするという習慣をつけましょう。

掲示板は2号館2階にあります。

学科からの授業に関すること、休講、教室変更、奨学金情報に関すること など

② 学生用メールアドレス

大学から連絡するケースもあります。携帯電話への設定をして、まめにチェックしよう!

本学では学生全員にMicrosoft365(旧Office365)のOutlookを利用した「学生用メールアドレス」を発行しています。パソコンとインターネットが使える環境があれば大学内外を問わず、どのパソコンからも同じ画面、同じ操作方法で利用できます。Microsoft365は、パソコンでもスマートフォンでも利用できますが、主にメールの送受信に利用するのであれば、スマートフォン用の「Outlookアプリ」での利用が便利です。

スマートフォンでOutlookを利用することを想定して、アプリのダウンロードから、メールの設定までの手順を示します。

①

スマートフォン用「Outlookアプリ」をダウンロードしてインストールしてください。



②

インストールしたOutlookアプリを開きます。



③

大学から配布されたメールアドレスを入力し、「アカウントの追加」を選択します。
メールアドレスは「学生番号8桁@ss.siu.ac.jp」になります。
学生番号は学生証を確認してください。

例: 2400100@ss.siu.ac.jp (学生番号 2300100の場合)

すでにOutlookアプリを利用している場合は「アカウントの追加」から「メールアカウントの追加」を選択してください。



④

パスワードを入力し、「サインイン」を選択します。
初期パスワードはSiu西暦生年月日(8桁)

例: Siu20050501

(2000年5月1日生まれの場合、Sは大文字、iuは小文字)



⑤

次の画面が出た場合は「多要素認証の設定」を行ってください。「次へ」をタップします。

設定画面が出たら適宜設定します。

キャンセルをタップして後から設定しても構いません。



⑥

「別のアカウントを追加」画面では、「後で」を選択します。



⑦

通知の設定画面が表示された場合は「有効にする」「許可」を選択します。

【iOS版】



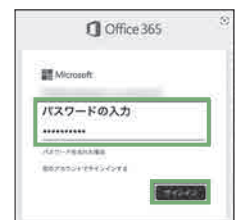
【Android版】



③



④



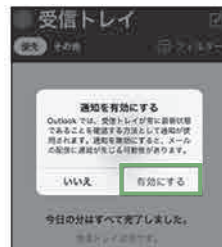
⑤



⑥



⑦



01 キャンパスライフ

8

手順が完了したら、受信メールが表示されます。
※機種変更した時は、必ず同様の手順でOutlookを設定してください。

8



優先受信トレイの解除

初期設定では届いたメールは受信トレイ内で自動的に「優先」と「その他」にメールが振り分けられます。時系列にメールを表示したい場合は優先受信トレイを解除します。

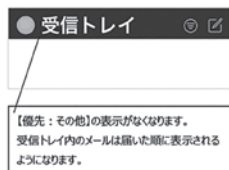
受信トレイをタップします



画面一番下の「歯車」アイコンをタップします



「優先受信トレイ」をオフにします



③ SIU学生ポータル

学内外どこからでもアクセスできる「学内ポータルページ」。学生生活に必要な情報をゲット!

「学生ポータルサイト」はみなさんの大学生活に必要な情報にアクセスする窓口です。

大学からのインフォメーション、履修登録、成績照会、出席状況紹介、シラバス、時間割、各種証明書類様式などにアクセスできます。学内・学外どこからでもアクセス可能です。

1) 学内からのアクセス

ブラウザから以下のアドレスを入力すると学内ポータルページが開きます。

<http://www.ed.siu.ac.jp/>

2) 学外からのアクセス

①札幌国際大学の公式ホームページ(アドレス:<https://www.siu.ac.jp/>)を開いて、画面上部の「学生教職員ポータル」をクリックしてください。

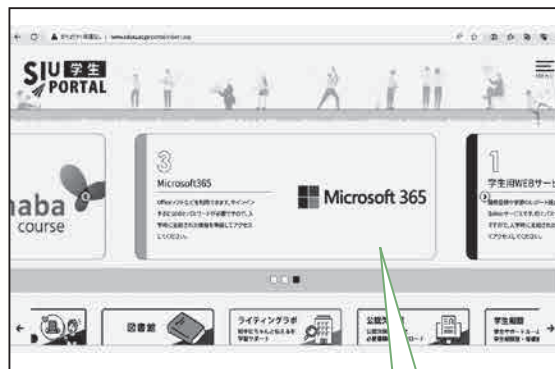
②学内ポータルページのログインIDとパスワードを入力する。

SIU学生ポータルのログインIDとパスワードは、次のとおりです。

ログインID: 学生番号(数字8桁)

初期パスワード: Siu西暦8桁生年月日

(例) Siu20010101 ※Sは大文字、iuは小文字



学生番号8ケタ

パスワード

札幌国際大学 ログイン

学生へのインフォメーション

(4) 大学生活のルールとマナー

● 入学時の誓約事項

みなさんは入学する際に以下のことについて誓約しています。

近隣の迷惑になる行為は絶対にしない

歩きながらの喫煙や飲食、スマホの操作、吸い殻やごみのポイ捨て、粗大ごみの放置、バス停など公共の場でのマナーに欠ける言動。このようなルール違反やマナーに欠ける行為は、近隣の方々へ大きな苦痛をあたえることになります。それと同時に地域のみなさんから信頼も失われてしまいます。

本学ではこのような行為を行う学生に対して厳しい処分を行います。

大学の敷地内、近隣の道路および私有地はすべて禁煙です

本学および大学周辺の路上は「全面禁煙」です。大学は多くの人々が集う公的機関です。タバコの煙のない快適な教育環境を確保し、喫煙による健康被害からみなさんの健康を守るために、ご理解とご協力をお願いします。

敷地内禁煙というと、「門を出た瞬間に喫煙できる」と思われるかもしれませんが、それはマナーに欠ける行為であり、大学の近隣道路および私有地についても禁煙としています。他の学生や近隣にお住まいの方々が快適に過ごせるよう、所定の場所以外での喫煙はやめてください。

自動車通学、バイク通学は禁止しています

本学は自動車、バイクでの通学を全面的に禁止しています。

近隣の住宅街に長時間車両を放置するなどの迷惑駐車や騒音、近隣の商業施設への不法駐車は、多くの方々に多大な迷惑をかける行為です。また、通学途上、交通事故に遭遇すれば学生生活の継続に深刻な影響を及ぼすこととなります。本学では、大学周辺を教職員が巡回し、迷惑駐車を取り締まりを行っています。通学には公共交通機関を利用してください。

学内の秩序を乱す言動および学習環境を損なう行為をしないでください

- ・乱暴な言動や威嚇的な行為、暴力行為、おどし、ストーカー行為
- ・他人に迷惑を及ぼしたり社会に有害となるパンフレット、図像、画像、メールなどの掲示、配布等
- ・無断で学内に掲示したり、掲示を故意に破ったり、落書きやいたずらをする行為
- ・無許可の勧誘活動
- ・不快感を与えたり、必要以上に華美と感じさせる服装、髪型、化粧など
- ・大学構内に家庭ごみを持ち込む行為

● 清潔な校舎のために

- ・ゴミは、「一般ゴミ(燃えるゴミ)」・「紙類ゴミ(資源化用)」・「カン、ビン、ペットボトルゴミ」に分けて所定の箱に捨てましょう。
 - ・教室や演習室等での飲食や歩きながらの飲食はやめましょう。飲食ができる場所は以下の場所です。
- 総合情報館 3階レストラン・4階レストラン・4階ラウンジ ○2号館2階・3階
○5号館 2階ロビー ○6号館 2階ロビー・3階ロビー

● ロッカーの貸与と盗難防止

- ・学生個人用のロッカーを一人ずつ貸与しています(大学生へは希望者のみ貸与)。必ず指定されたロッカーのみを使用してください。
- ・必ず施錠してください(大学生は鍵を各自で用意してください。短大ロッカーはダイヤル式の鍵がついています)。
- ・財布などの貴重品はロッカーに入れず、必ず身につける習慣をつけてください。
- ・卒業または退学時には必ずロッカーを空けて元の状態に戻してください。
- ・最終学年の秋学期定期試験以降、ロッカー内に残っている物品は処分します。

● 紛失物・拾得物

- ・学内で物を紛失した場合は、学生課に届け出てください。
- ・キャッシュカードやクレジットカードなどを紛失した場合は、金融機関に連絡をして取引停止処置を行い、警察へ届け出てください。
- ・拾得物は、1号館1階学生課前のガラスケースで保管しています。貴重品(財布・時計・カード類等)については、学生課で保管しています。なお、保管期間は3ヶ月間です。

● 呼び出し・問い合わせ

- ・電話による呼び出し、伝言依頼は一切応じません。ただし、緊急を要する場合(ご家族の事故、急病等)には、学生課が取り次ぎます。
- ・学外からの問い合わせに対して、学生の在籍の有無や住所等の個人情報をお返事することは一切ありません。学生本人からの電話であってもお返事できません。

● 日常生活について

- ・授業に支障のある行為は行わないでください。特に翌日の授業に支障をきたさないよう睡眠時間を確保してください。
- ・健康を害するような生活はしないでください。
- ・法律上、問題となる行為は行わないでください。
- ・上記に反するようなアルバイトは行わないでください。
- ・著しく生活が乱れている学生については、個別指導の対象となります。

01 | キャンパスライフ

(5) 気をつけてほしいこと

転居や初めての一人暮らしなど、生活が大きく変わるときには心に隙ができやすいものです。このページでは、皆さんが有意義な大学生活を送るために、注意すべきいくつかのポイントを紹介しています。ぜひ参考にしてください。

・架空請求

「消費料金未納による訴訟通知書」「最終通達書」などと称し、「不良債権が発生している」「連絡なき場合は給料差押えを強制執行する」「自宅に回収に向う」等、もっともらしい法律用語や脅し文句で不安をあおり、折り返しの連絡を促すハガキや封書、メールでの「架空請求」が横行しています。突然の通知に慌てて、つい連絡してしまいがちですが、連絡は絶対しないください。連絡をすれば、こちらの電話番号やメールアドレスなど連絡先を知られてしまいます。

- ①身に覚えのない請求で、裁判所からの正式な通知ではないものには、連絡は絶対にせず無視すること
- ②万が一、連絡をしてしまい請求がなされても、請求には応じず支払わないこと
- ③証拠は保管し、悪質な請求を受けた場合は警察へ届け出をすること

・悪質商法

若者を狙った悪質商法が多発しています。「無料」「アンケートのお礼」「本日限り」「こんなチャンスは二度とない」といった巧妙な言葉で買い手を巧みに誘導し、必要のない高額な商品売りつけたり、ネットワークビジネスに勧誘したりします。購入した商品や契約内容を無条件で取り消したり(クーリング・オフ)、中途解約したりできる場合もありますので、契約した後に不安を感じたり後悔したりした場合は、至急、最寄りの消費者相談窓口にご相談ください。相談する場合は、①事情の分かる本人が相談すること、②相談内容を事前に簡単にまとめておくこと、③契約書、保証書、パンフレットなど、相談に関する資料を用意することが重要です。

・カルト

人を洗脳したり、マインドコントロールによって意のままに操り、反社会的な活動をする団体があります。これらの団体は真剣に物事を考えたり、つきあいを大切に人の気持ちを狙って巧妙なワナを仕掛けてきます。誘いにのらないよう気をつけましょう。

・クレジットカード・学生ローン

クレジットカードがあれば、現金を持ち合わせていなくても買い物ができます。しかし、これはあなたの信用を担保にした『借金』に変わりありません。特に高額な商品の購入には十分な返済計画を立て自己管理を徹底することが必要です。また、カード被害を防ぐために、カードの暗証番号を他人に教えたり、カードを他人に貸したりすることは絶対に避けなければなりません。

学生ローンには、手を出さないことが賢明です。借入手続きが簡単のため安易に利用した結果、雪だるま式にふくれあがった利子に泣く人が少なくありません。自分にとって、本当に必要なものは何かを見極める力を養いましょう。

・イッキ飲み

学内での飲酒は禁止です。もちろん20歳未満の飲酒は法律でも禁止されています。コンパやサークル等で、その場の雰囲気につられイッキ飲みをすることは急性アルコール中毒による死亡事故、転落事故、交通事故、事件などを引き起こす可能性があります。また、飲めない人や飲みたくない人に飲酒を強要することは、アルコールハラスメントであり、犯罪となる場合もありますので十分に注意しましょう。

アルコールハラスメント 被害者にも加害者にもならないように!

- 飲酒の強要
- 意図的な酔いつぶし
- イッキ飲ませ
- 飲めない人への配慮を欠くこと
- 酔ったうでの迷惑行為

アルコールに対する自分の体質を知っておくためにも機会があればアルコールパッチテストを是非受けましょう。お酒とどうつきあうか等が書かれた、チラシを保健室で配布しています。一度読んでみてください。

・薬物乱用

- 騙されてはいけません

最近、若年者の薬物乱用が増加しており、ファッション感覚の軽い気持ちで使用したり、街角で薬物が簡単に手に入ったりと問題が深刻化・社会問題化しています。

ネット上でも、「危険はない」といった間違った情報を流し、薬物販売で私腹を肥やそうとする人たちが、甘い言葉でみなさんを狙っています。

- たった一度の使用でも乱用です

薬物乱用のおそろしさは、単に乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには、殺人、放火等悲惨な事件の原因にもなり、社会全体への問題と発展します。大麻や覚せい剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという「依存性」と、乱用による「幻覚」、「妄想」に伴う自傷、他害の危険性があります。一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、乱用をやめても後遺症が残り、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなるのです。

- 薬物は人生をダメにします。興味本位で手を出してはいけません

・安全な暮らしのために

近年、日本の治安は残念ながら悪化しています。用心深さは自分の身を守るための知恵であり、自立した人生を歩むために必要な心のカギとなるものです。特に一人暮らしをする学生は、次のことに気をつけましょう。

①補助錠などでカギを二重にする、厚手のカーテンでプライバシーを守る、就寝時間は2階でも窓を閉める、在宅時はドアチェーンも必ず掛ける、来訪者はドアスコープで確認する、宅配便や書留の場合はドアチェーンを掛けたまま伝票を確認した後にドアを開けるなど対策をしましょう。

②防犯ブザーを携帯し、夜間一人歩きをするときはバッグの中から防犯ブザーを取り出して手に持つようにする、暗い場所は避ける、夜間エレベーターで見知らぬ人と二人きりになることを避ける、夜間帰宅したときは周囲の安全を確認してから自分の部屋に入るなど日頃心がけましょう。万一、犯罪の被害に遭ってしまった場合は、その場で直ちに警察に通報しましょう。

・個人情報の管理

本人の気づかぬうちに、個人情報が収集、利用されていることがあります。インターネットでのショッピングやオークションなどの際に、気軽に入力した個人情報が悪用され、身に覚えのない請求書が届いたりクレジットカードを不正に使用されたりするといった事例が増えていきます。住所、電話番号、メールアドレス、金融機関の口座番号、クレジットカードの番号など、個人情報はそれを所有する個人の財産ですから、不特定多数の人に知られないように自分で管理をしましょう。他人の個人情報についても、本人の許可なく第三者に知らせてはいけません。個人情報をインターネット上で入力するときは、セキュリティ対策がとられているかどうかをしっかりと読んで判断してから行いましょう。また、郵便受けには鍵をかけて管理したり、個人情報が記載された書類を捨てるときは、シュレッダーにかけるか細かくちぎるなどの注意を払いましょう。

【本学における個人情報保護への取り組み】

本学では、個人情報保護基本方針および個人情報保護規程を制定し、法令に従って学生の個人情報を保護しています。本学は、学生の個人情報を、本学の業務または教育研究活動の遂行上必要な範囲で利用します。この利用目的を超えて利用することはありません（ただし、学生の事前の同意がある場合、または法令等に基づく場合を除きます）。

・緊急時に備えて

火災

- ①火災が発生した場合は、学内放送または教職員の指示に従い、勝手な行動はとらないでください。
- ②臨時に火気を使用する場合は、必要な手続きを取ってください。

火災を発見したら……………火災報知器のボタンを押す。

大声で近くにいる人や教職員に知らせ、総務課に連絡する。

火災報知器が鳴ったら……………放送による指示を聞き、すみやかに落ち着いた行動をとる。

震災

- ①地震が発生した場合、まず火気の始末をし、机の下に身を寄せ、落下物から身を守るとともに、出口を確保してください。
- ②避難する場合、本学周辺の一時的避難場所は清田かつこう公園（清田3条1丁目）、収容避難所は清田南小学校（清田5条2丁目）、また、本学も収容避難所に指定されています。
- ③学外で震災にあったときは、可能な限り大学へ連絡を入れてください。

(6) ハラスメントのないキャンパスを

ハラスメントは、人間の尊厳を否定し、人格、教育を受ける権利、働く権利等さまざまな人権を侵害するものです。本学では、ハラスメントに関する規程を制定しています（P82同規程参照）。ハラスメントを受けたときは、一人で悩まずに相談員に相談しましょう。

・ハラスメント相談員

学生課長、教務課長 等

（相談員の名簿・連絡先は学内の掲示板に公開されています。どの相談員にでも相談できます。）

・ハラスメントとは？

セクシャル・ハラスメント	アカデミック・ハラスメント	パワー・ハラスメント
<ul style="list-style-type: none"> ・性的な冗談、からかい、質問 ・わいせつ図画の閲覧、配付、掲示 ・その他、他人に不快感を与える性的な言動 ・性的な噂の流布 ・身体への不必要な接触 ・性的な言動により学生・教職員等の修学・就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為 ・交際、性的な関係の強要 ・性的な言動に対して拒否等を行った者に対する不利益取扱いなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学に支障が出る程度に教育的指導を行わない ・常識的に不可能な課題達成を要求する ・成績に不当な評価を行う ・教育指導や課外活動において人格や能力を否定するような発言をするなど不適切な指導を行う ・指導的立場や権限を不当に利用して、退学や留年を勧める ・研究論文の作成や発表等の研究活動を妨害する ・教育研究内容について不当な評価・指示を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的な攻撃（暴行・傷害等） ・人格を否定するような発言や精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等） ・本人の意に反して、業務をはずす、無視をする、挨拶をしないなど人間関係からの切り離し ・業務上・修学上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強要など過大な要求（学修・仕事の妨害） ・業務上・修学上合理性なく、能力・経験とかけ離れた程度の低い仕事の命令、仕事を与えないなど過小な要求 ・私的なことに過度に立ち入る、プライバシーを暴露する等個の侵害をする ・昇進に際して不当な扱いをする ・指導的立場や権限を不当に利用して退職・退学を勧める

・ハラスメントを起こさないために

互いに対等な人間であることを認識し、常に相手の人格を尊重するとともに、相手の立場に立って行動することは、社会生活の最も基本的なルールです。相手を力関係で支配し、精神的に圧迫したり、身体的に傷つけたりするようなことは絶対にしてはなりません。行為者本人が意識していない場合でも、たとえそれが冗談や親しみのつもりであっても、相手にハラスメントだと受けとめられることがあります。また、あなたの行為を、ある人はハラスメントと受けとめなくても、他の人はハラスメントと受けとめることがあります。このようなことは、社会的・文化的・宗教的な違いによるだけでなく、育った環境や性別や年齢などの違いによっても起こります。ここに、ハラスメントの特徴があります。

このように、私たちは誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、だれでもハラスメントの加害者となる可能性があることにも注意しなければなりません。

もしも、相手の人があなたに「不快だ」という意思表示をしたときは、自分勝手な解釈をせず、相手の意思表示を素直に受け入れ、誠実に対応することが大切です。

ハラスメントは個人対個人で起こるとは限りません。サークルやゼミなどで、先輩やOB などの集団が新入生らに彼らが望まない行為を無理強いしたり、考え方を押し付けることでも起こります。集団の場合、「伝統」「ルール」などという名のもとに、悪しき慣習・環境に疑問を持たなくなる事が大きな障害となります。こうした場合、ハラスメントを受けた本人あるいは本人達が「ノー」と言うことを躊躇させてしまう空気が作られてしまいます。気がかりなことがあれば、率直にサークルやゼミの運営を見つめ直し、すべての仲間が安心して活動が出来るよう環境作りにつとめましょう。

01 | キャンパスライフ

(7) ソーシャルメディア利用のためのガイドライン

Instagram、LINE、X(Twitter)、Facebookといったソーシャルメディアを利用し、世界中で多くの人がオンライン上でのコミュニケーションを行っています。これらのサービスはとても便利なものですが、マナーやリスクを認識せずに安易に利用することで、思いがけないトラブルにつながる場合もあります。また、法令違反があれば刑事罰に問われることもあるほか、民事訴訟になることもあります。また、本学においてもSNSのトラブルにより、懲戒処分を受けた例が過去にありました。

ソーシャルメディアを利用するには、そのようなトラブルから自分自身を守るために、以下の内容を十分理解し有効に活用してください。

1. 法令遵守

日本国の法令を遵守してください。また、留学や旅行など国外においては、諸外国の法令や国際法を遵守してください。特に著作権の公正な取扱いには注意してください。

——SNSも公共の場ということをお忘れなく

2. 個人の尊重

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、他者を攻撃したり傷つけたりするような発言は慎み、良識ある態度を取ってください。

——匿名であっても個人特定されることがあります

3. 正確な情報

正確な情報を伝えるように努めてください。意図的かどうかにかかわらず、虚偽や不確かな情報を発信することは、あなた自身のみならず、札幌国際大学や他の学生の名誉と信頼を損なうこととなります。

——デマの中継をしないように、まず冷静に確認を!

4. 守秘義務と機密保持

他人の個人情報、研究上の秘密、インターンシップや実習などの学外活動で知り得た情報など、立場上知り得た情報を不適切に発信することがないように十分注意してください。

——不用意な発言は将来にも被害が出ます

5. 個人情報・プライバシーの保護

個人情報を登録・公開する際には十分な注意を払ってください。いったん発信した情報は、削除しても第三者により保存・アーカイブ化され、消去できないことがあることに留意してください。

——その情報、世界中に見られても大丈夫ですか?

6. 札幌国際大学の一員としての自覚

札幌国際大学の学生であることを明らかにした上で、オンライン上でのコミュニケーションを行う場合は、あなた個人としてだけでなく、社会全体から本学の学生を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚してください。

最近では就職活動において、雇用者が雇用希望者をWEBで検索することがあるようです。不用意に情報を発信することは、将来的にあなたを困らせることになりかねません。モラルを守り、公の場で快く共有できるような情報だけを発信するようにしましょう。

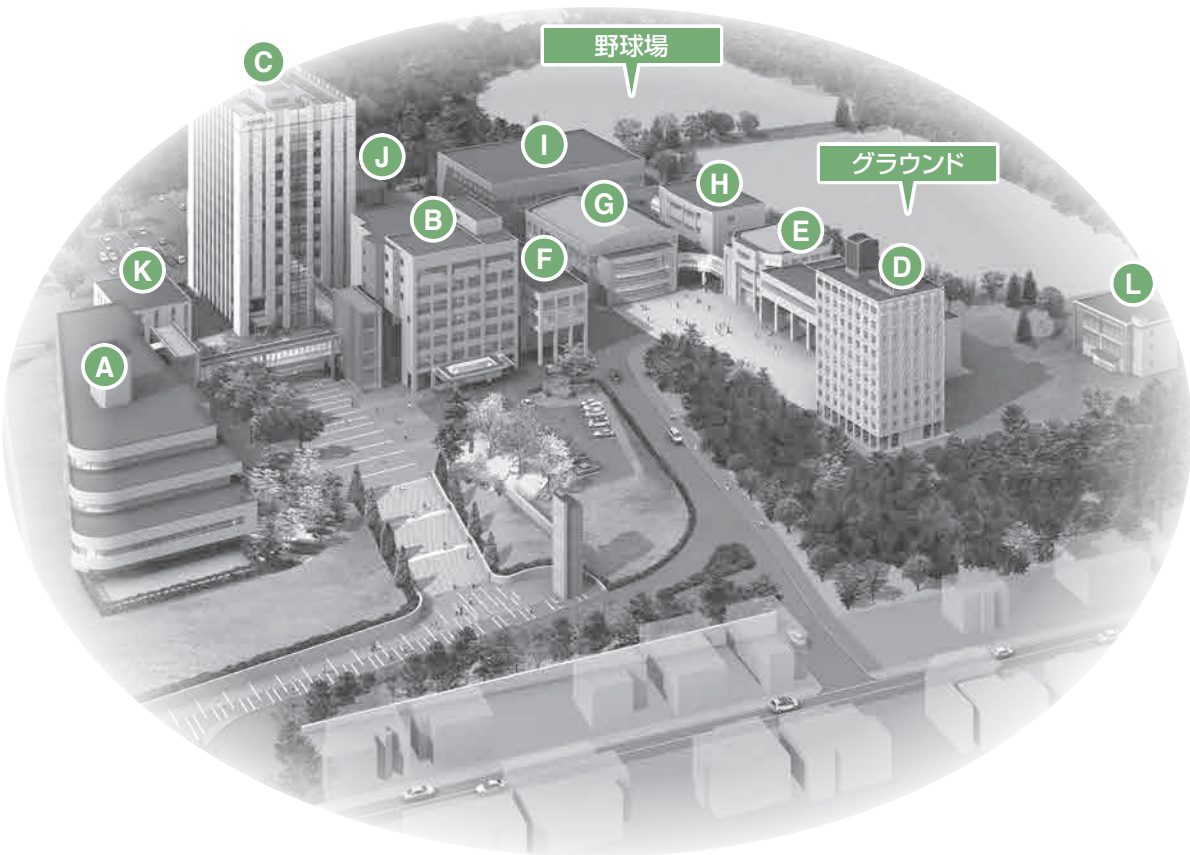
あなたの発信した情報から、個人特定は容易にできます!

あなたも、家族も、大切な人も、危険にさらされないようにリスクを十分に理解してください。

普段のSNS利用は大丈夫?
一度チェックしてみましょう!

- 内容によってプライバシー保護設定をしたり、限定公開をしていますか?
- 個人情報を悪用されるリスクを考えたことがありますか?
- あなたの発信内容・写真などから、あなた自身が社会的に評価されても大丈夫ですか?
- 一度発信した情報は削除してもネット上に残るということを知っていますか?
- つい、カッとなった勢いで情報発信をいませんか?
- いいね!ほしさに間違ったアピールをいませんか?
- あなたの発言で傷つく人はいませんか?

(1) キャンパスマップ



A 総合情報館

- B1F シアター
- 1F プラザ
- 2F 図書館 本館2F、第二閲覧室
- 3F 図書館 本館3F、レストラン
- 4F ラウンジ、カフェテリア、ビデオコーナー

B 1号館

- 1F 総務課、学生課、教務課、広報課、アドミッションセンター、情報システム課、経営企画室、法人室、会計課
- 2F キャリア支援センター、講師室、学生サポートセンター、セミナールーム、ATM
- 3F 131～135演習室、グループ学習室1・2、グローバル・commons、国際課
- 4F 141教室、142～145演習室、ライティングラボ、教職相談室
- 5F 大学院 研究室・演習室
- 6F 多目的ホール
- 7F 大会議室、171・172会議室、秘書室

C 2号館

- 1F 211教室、212・213実習室、調理実習準備室、特別実習準備室、短大ロッカー室、研究室、園芸準備室
- 2F 221・222教室、保健室、コンビニ
- 3F 231教室、理事長室、学長室、秘書室、役員会議室、役員応接室
- 4F 242・243・245・246教室、241・244・247演習室
- 5F 253教室、252・254・256演習室、251・255実習室、研究室
- 6F 261演習室、262実習室、ピアノ室、子どもの遊び演習室、研究室
- 7F 272教室、271演習室、研究室、273会議室、印刷室、ラウンジ
- 8F 282教室、281演習室、研究室、283会議室、印刷室
- 9F 291・296演習室、295実習室、292・293・294実験室、心理検査実習準備室、研究室
- 10F 研究室、2101会議室、印刷室、ラウンジ
- 11F 研究室、2111会議室、展示室、特別会議室

D 5号館

- 2F アクティブラーニングルーム
- 3F 531実習室、印刷室、研究室
- 4F 心理相談研究所
- 5F 研究室、55演習室
- 6F 研究室、56演習室
- 7F 研究室、57演習室
- 8F 研究室、58演習室
- 9F 研究室、59演習室
- 10F 札幌国際大学地域・産学連携センター／生涯学習センター

E 6号館

- 1F 611教室、10実習室、博物館、考古学・博物館実習室、大学ロッカー室
- 2F 621～624教室、625～626演習室
- 3F 631～637教室

F 7号館

- 3F ビジネス演習室
- 4F 日本文化演習室、生涯学習センター音楽療育部門

G アリーナ

- 1F アリーナ
- 2F 学友会室

H 情報教育センター

- 1F 101～102パソコン室、研究室
- 2F ICT Commons
- 3F 301～304パソコン室、301～302演習室
- 4F 401～403パソコン室、研究室

I 第1体育館

- 1F 研究室、実習室、演習室、スポーツ研究センター、フィットネスジム、トレーニングエリア、シャワー室、更衣室
- 2F 研究室、アリーナ

J 第2体育館

- 1F アリーナ
- 2F 更衣室

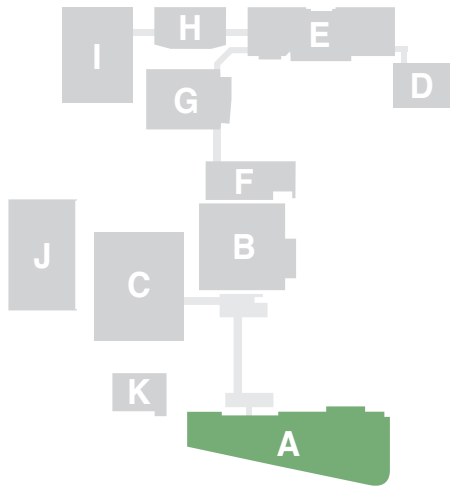
K クラブ棟

- 1F～3F 部室

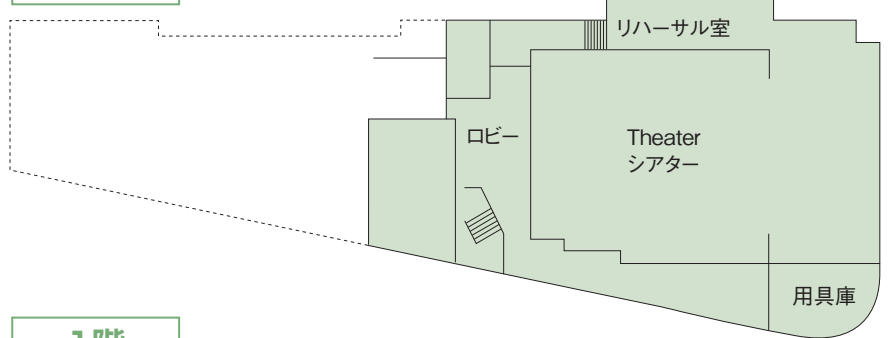
L 記念館「創風」

- 1F 茶道室
- 2F 同窓会室

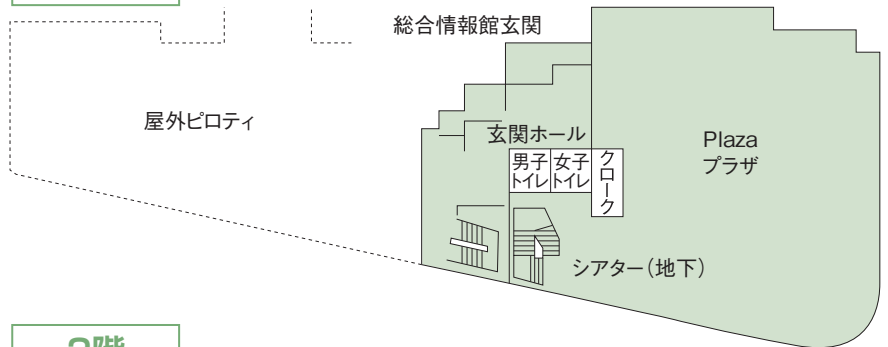
A Information and Research Center 総合情報館



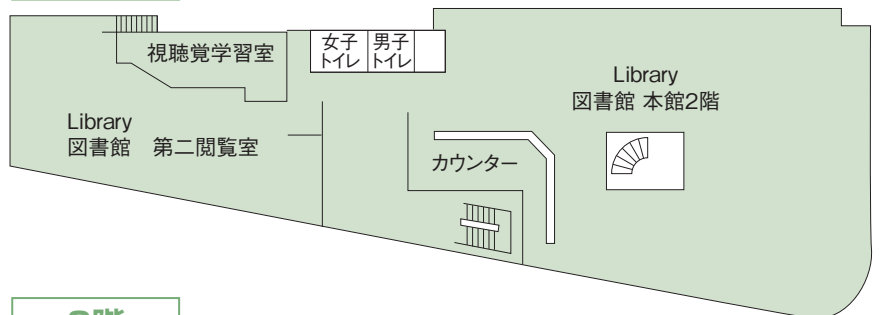
地下1階



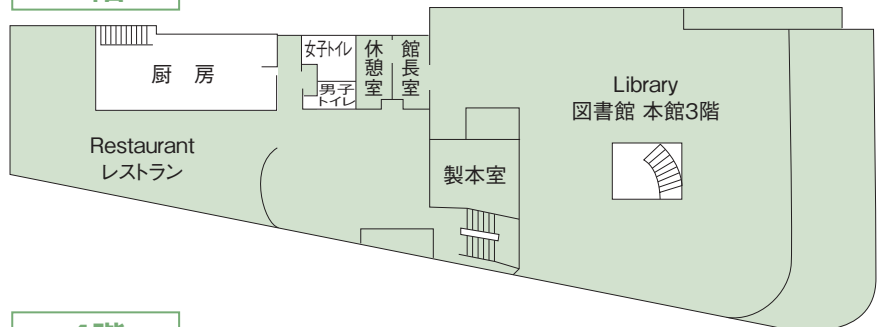
1階



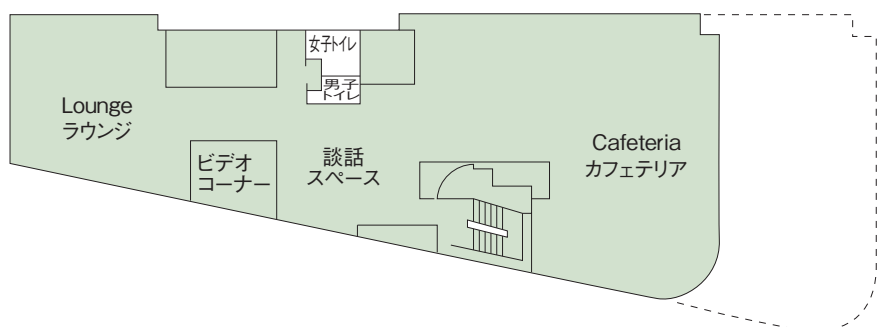
2階



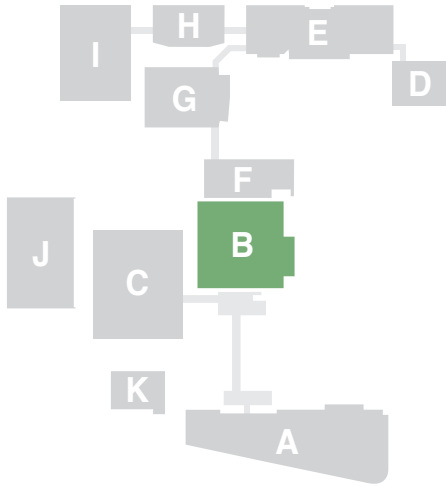
3階



4階



B Building 1
1号館

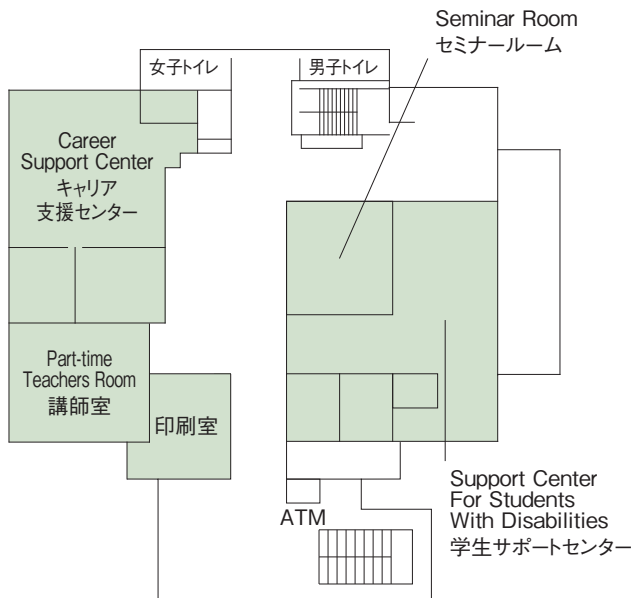


- Administration Division
総務課
- Student Affairs Division
学生課
- Academic Affairs Division
教務課
- Public Relations Division
広報課
- Admissions Center
アドミッションセンター
- Information System Division
情報システム課
- Management Strategy Planning office
経営企画室
- Corporate office
法人室
- Accounting Division
会計課

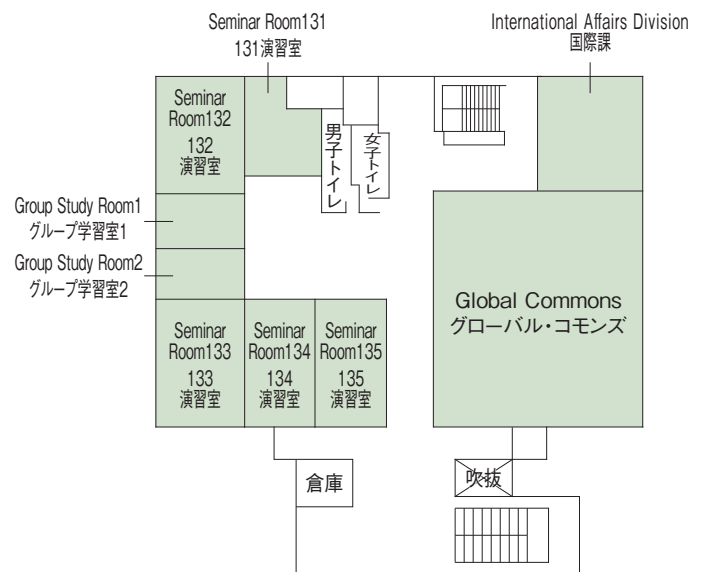
1階



2階



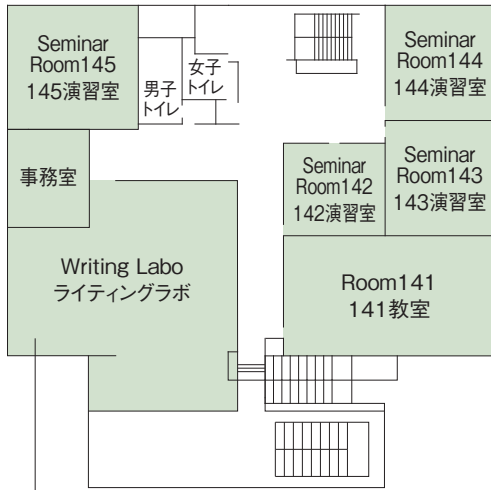
3階



02 | 施設

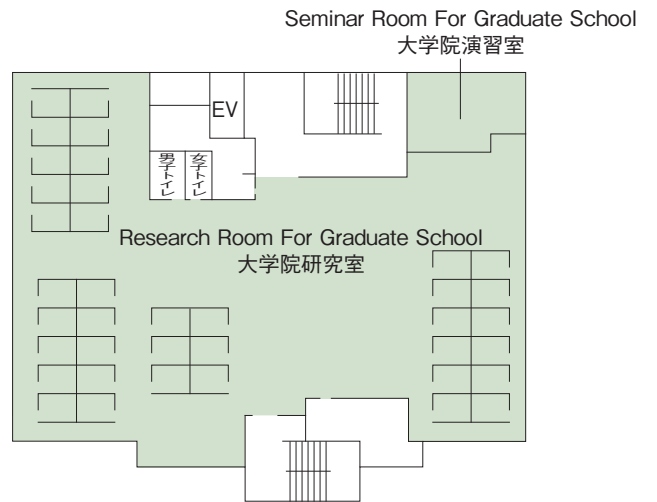
B Building 1 1号館

4階

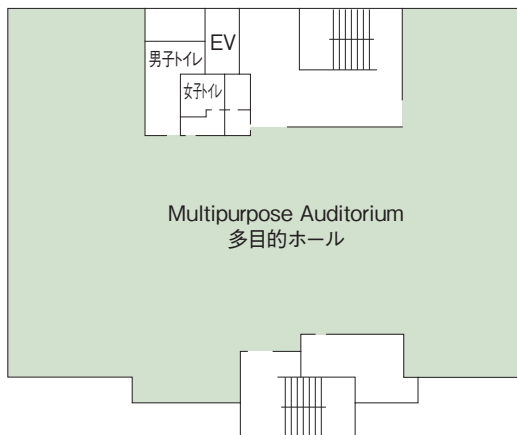


Counselling Office for Teacher Training Course
教職相談室

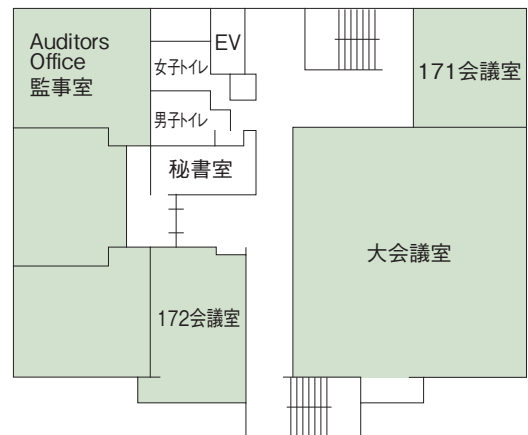
5階



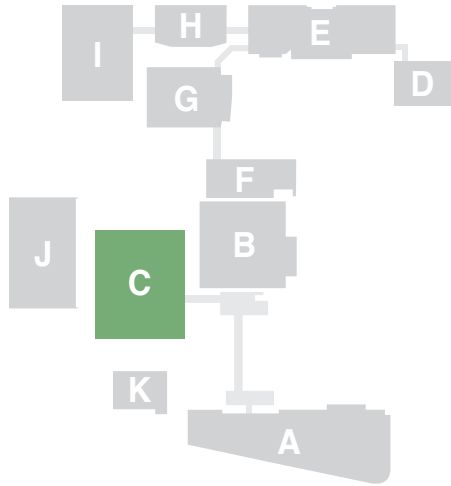
6階



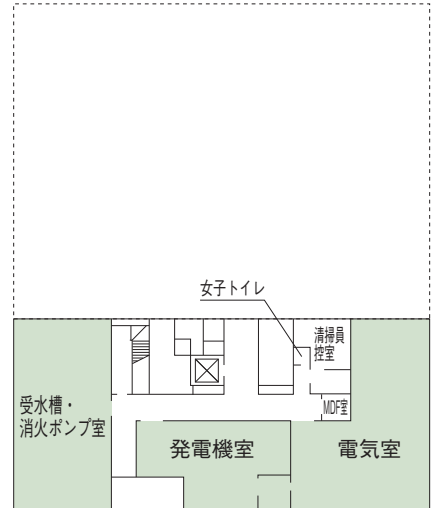
7階



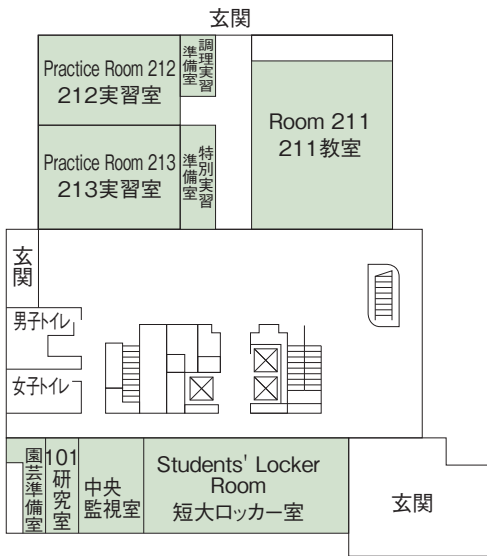
C Building 2
2号館



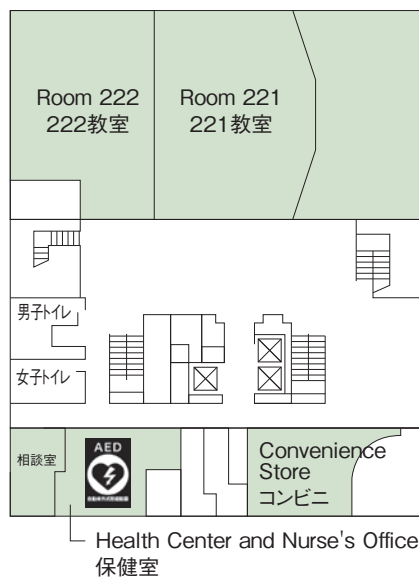
地下1階



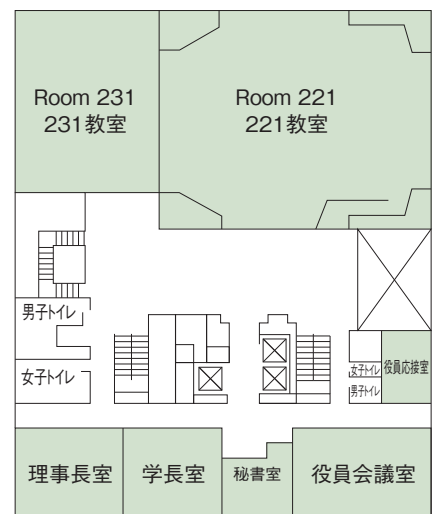
1階



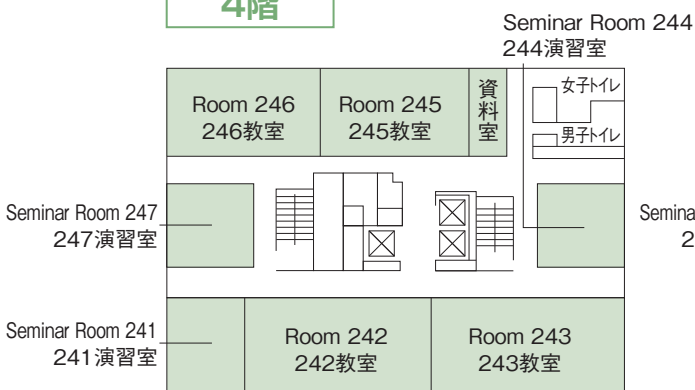
2階



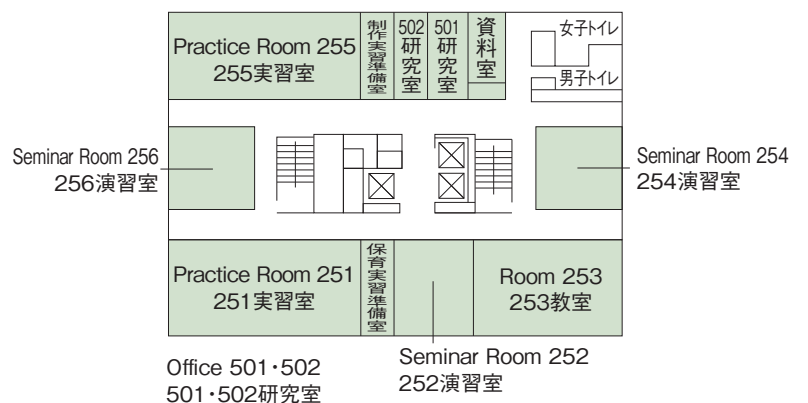
3階



4階

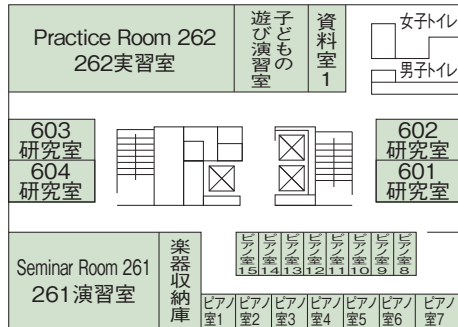


5階



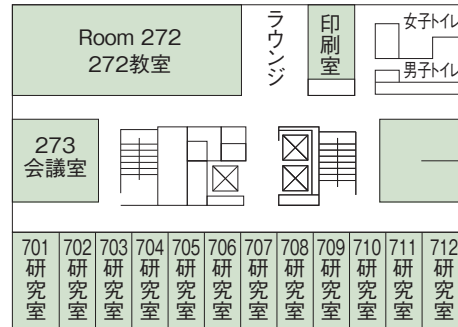
Building 2 2号館

6階



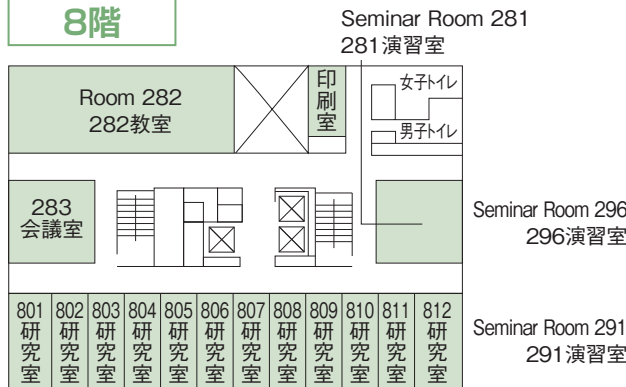
Children's Play Practice Room
子どもの遊び演習室
Office 601~604
601~604研究室
Piano Room 1~15
ピアノ室1~15

7階



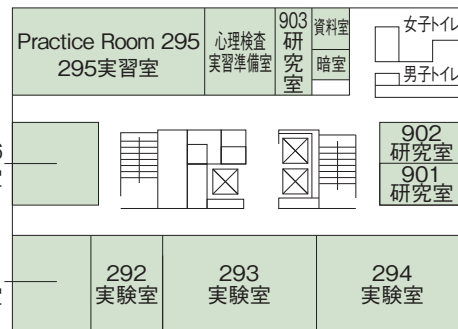
Office 701~712
701~712研究室

8階



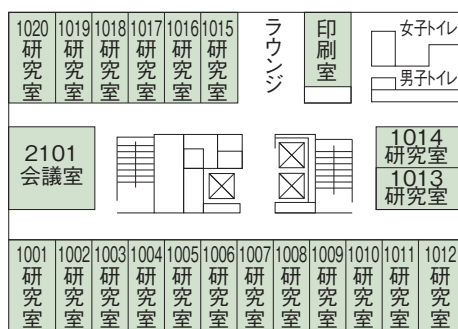
Office 801~812
801~812研究室

9階



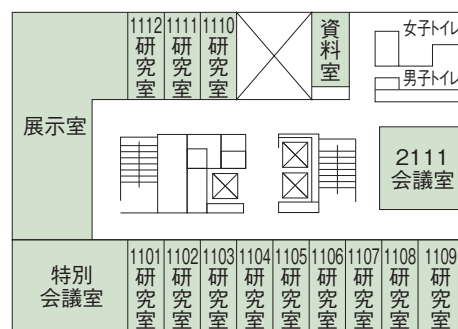
Office 901~903
901~903研究室
Experimental Laboratory 292~294
292~294実験室

10階



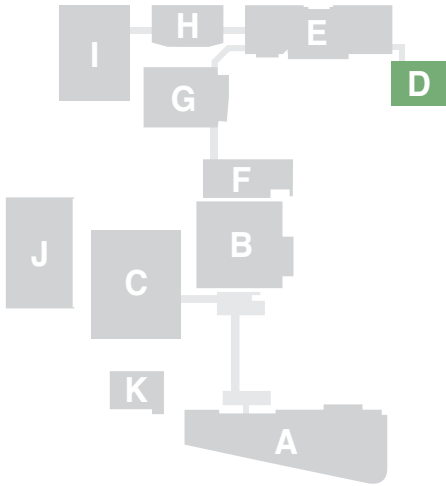
Office 1001~1020
1001~1020研究室

11階

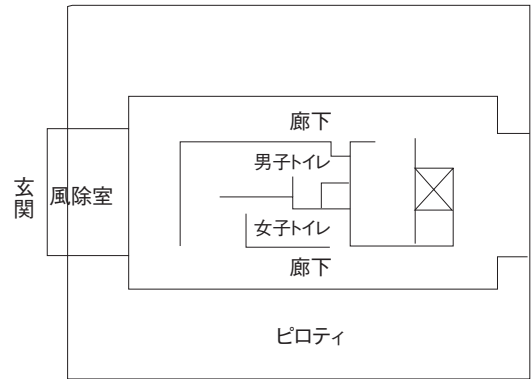


Office 1101~1112
1101~1112研究室

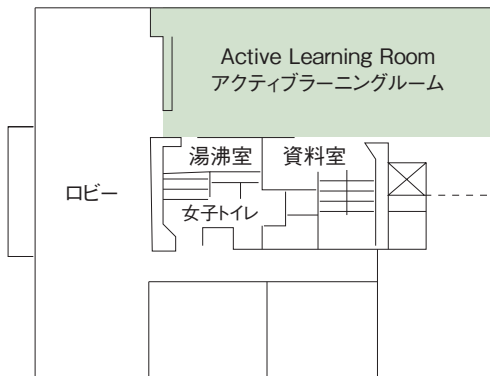
D Building 5
5号館



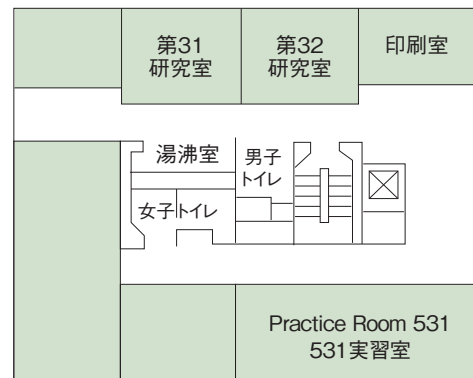
1階



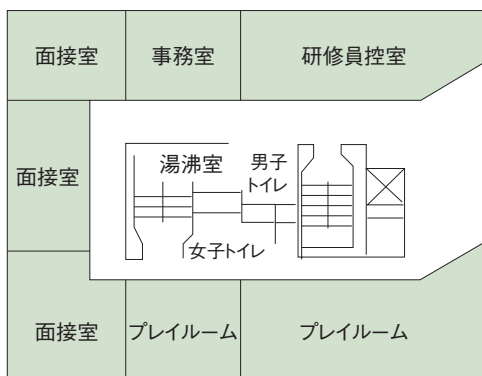
2階



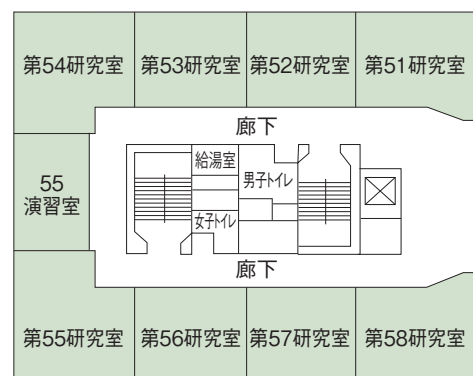
3階



4階



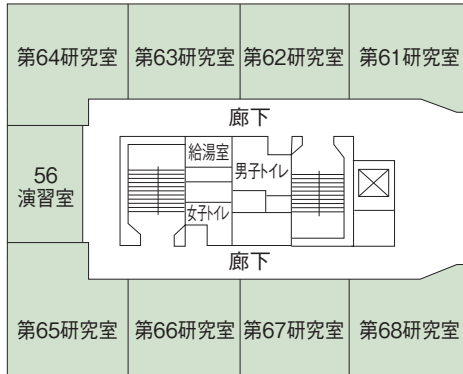
5階



Office 51~58
第51~58研究室
Seminar Room 55
55演習室

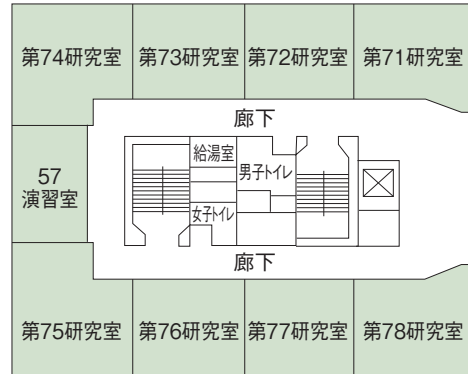
D Building 5 5号館

6階



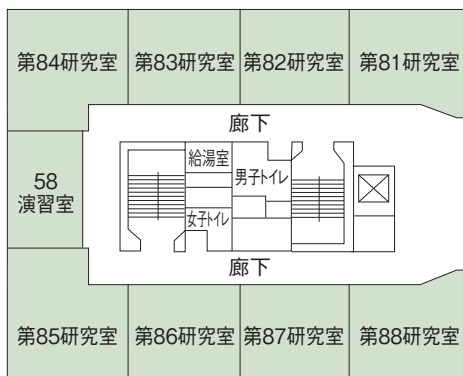
Office 61~68
第61~68研究室
Seminar Room 56
56演習室

7階



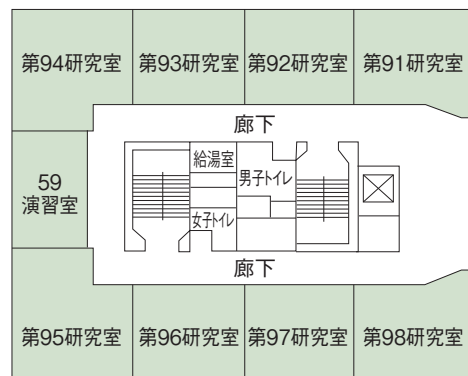
Office 71~78
第71~78研究室
Seminar Room 57
57演習室

8階



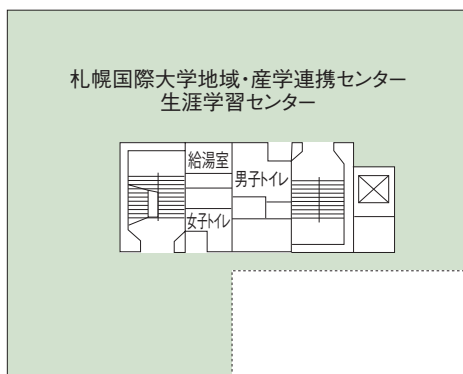
Office 81~88
第81~88研究室
Seminar Room 58
58演習室

9階



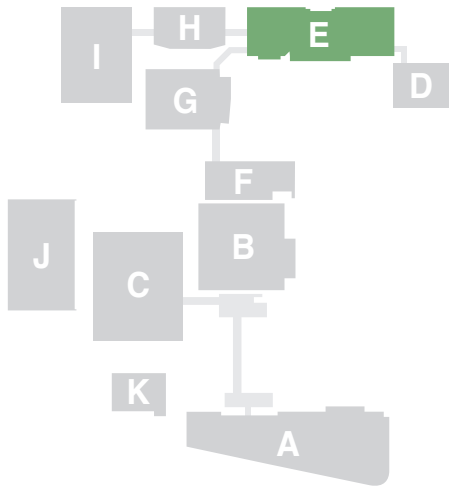
Office 91~98
第91~98研究室
Seminar Room 59
59演習室

10階

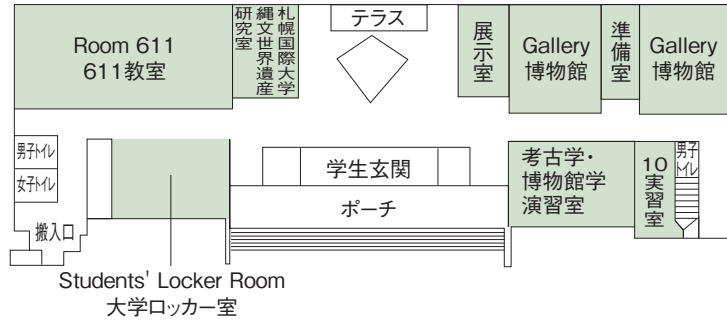


札幌国際大学地域・産学連携センター
生涯学習センター

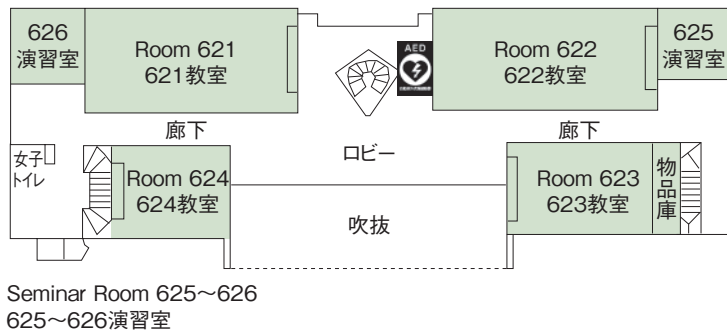
E Building 6
6号館



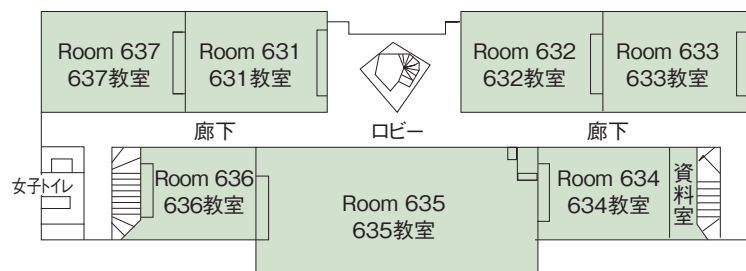
1階



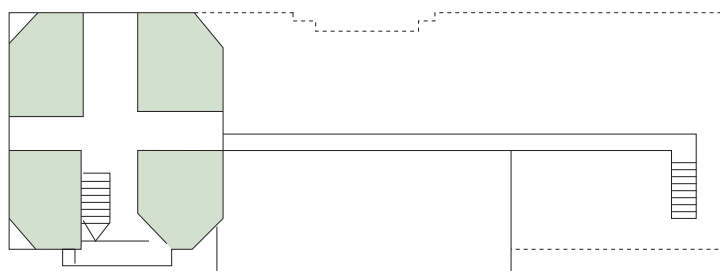
2階



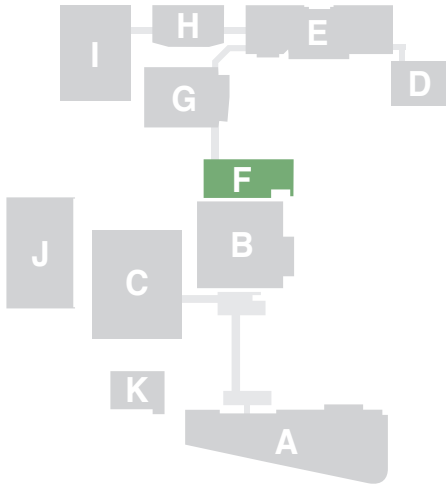
3階



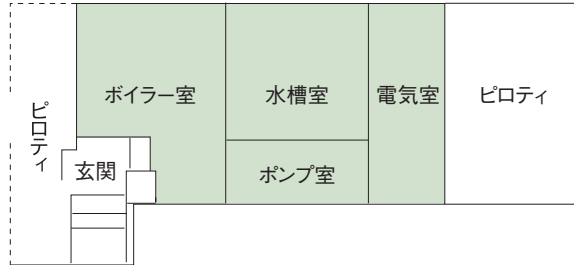
4階



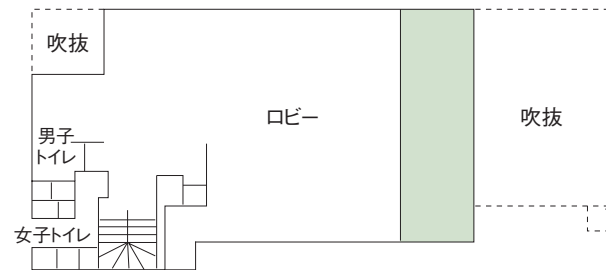
F Building 7 7号館



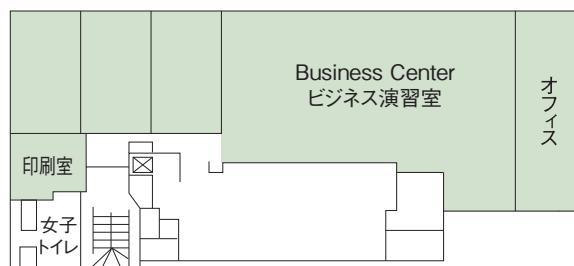
1階



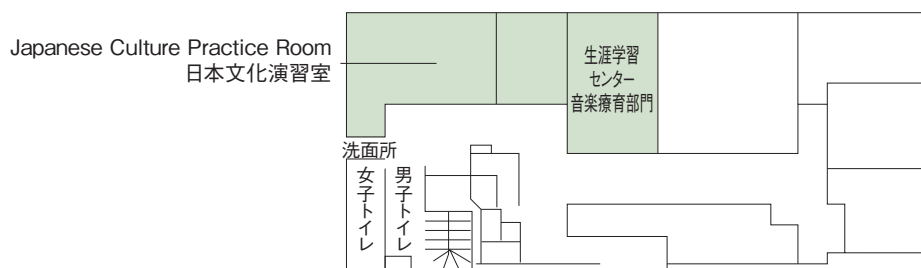
2階



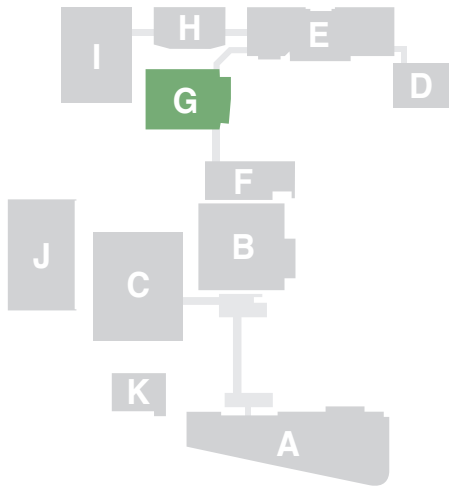
3階



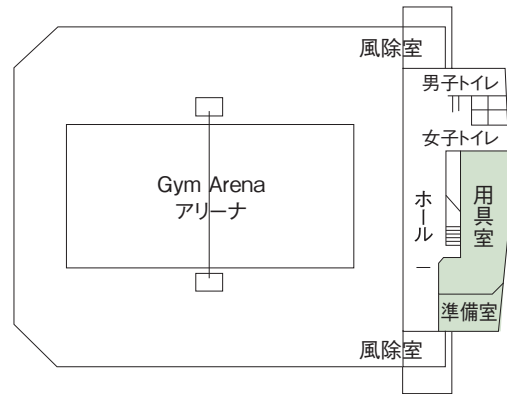
4階



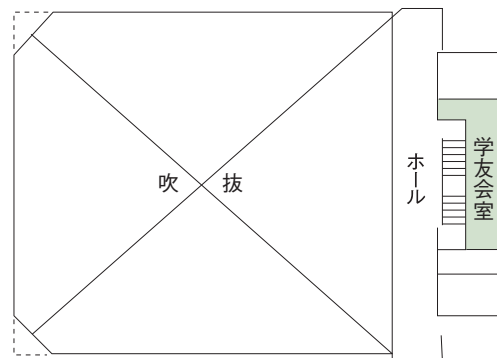
G Gym Arena
アリーナ



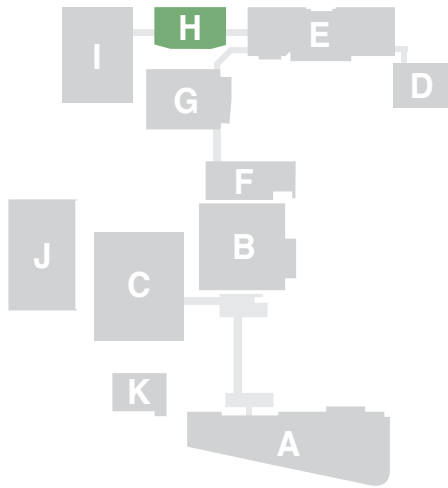
1階



2階



H Information and Education Center 情報教育センター



1階

Computer Lab 101 101パソコン室		Computer Lab 102 102パソコン室	
玄関			
男子トイレ	Office 101 101研	Office 102 102研	

2階

ICT Commons			
男子トイレ	サーバー室	事務室	

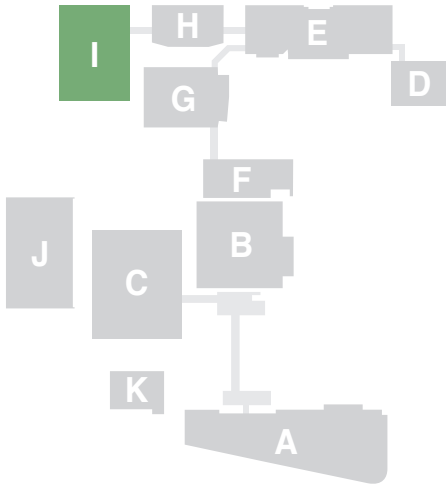
3階

Computer Lab 301 301 パソコン室	Computer Lab 302 302 パソコン室	Computer Lab 303 303 パソコン室	Computer Lab 304 304 パソコン室
女子トイレ	Seminar Room 301 301演習室	Seminar Room 302 302演習室	

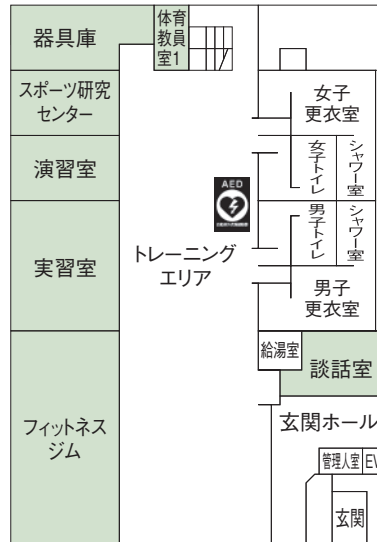
4階

Computer Lab 401 401 パソコン室	Computer Lab 402 402 パソコン室	Computer Lab 403 403パソコン室	
物品庫	Office 401 401研	Office 402 402研	

I Gymnasium 1
第1体育館

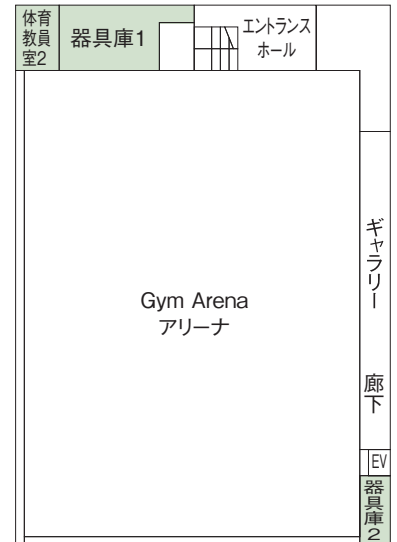


1階

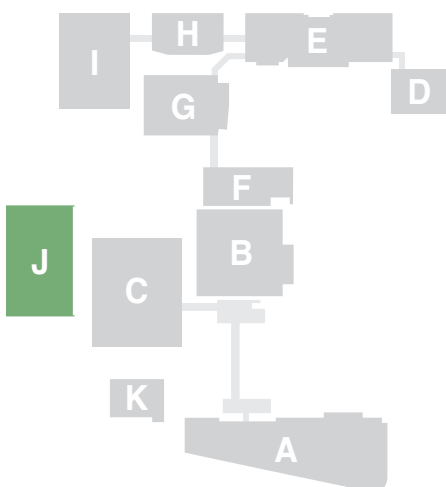


Seminar Room
演習室
Practice Room
実習室

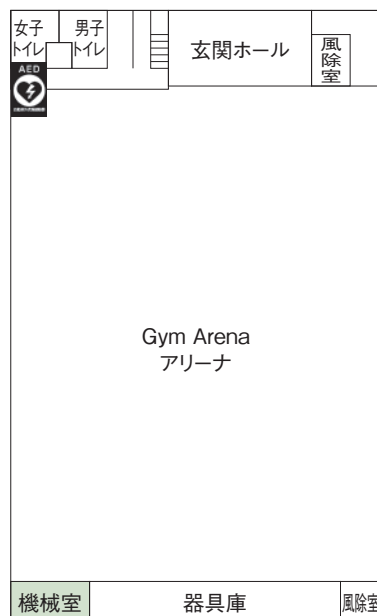
2階



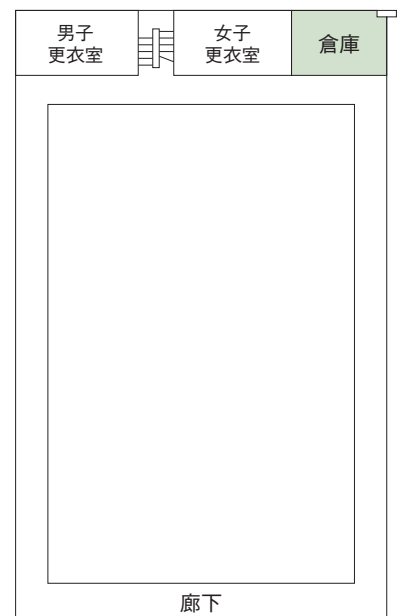
J Gymnasium 2
第2体育館



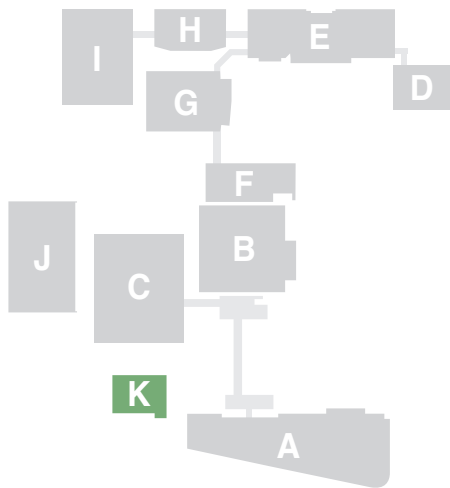
1階



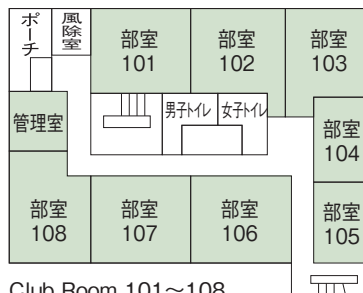
2階



K Club Building クラブ棟

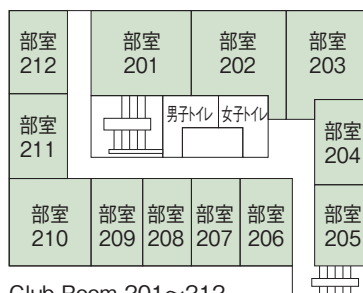


1階



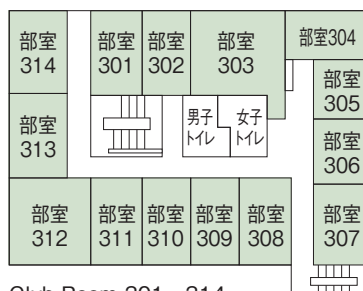
Club Room 101~108
部室101~108

2階



Club Room 201~212
部室201~212

3階



Club Room 301~314
部室301~314

(2) 図書館

大学図書館は情報の宝庫

本学の図書館は総合情報館の2、3階にあり、本館と第二閲覧室の2施設に分かれています。学術的な図書・雑誌のほか、視聴覚資料やデータベースなども利用できますので、みなさんの学修の拠点として活用してください。図書等資料は館内設置の資料検索機（OPAC）やスマートフォンからも探すことができます。不明な点は気軽に図書館員に問い合わせください。

本館

曜日	開館時間
月～金曜日	9:00～21:30 9:00～17:00（夏・冬・春季休業期間）
土曜日	9:00～16:30 休館（夏・冬・春季休業期間）
日曜日・祝日	休館（開学記念日・年末年始等含）

学術書を中心として、辞書類、年鑑・白書、雑誌のバックナンバーなどを収める書架があります。また人気の小説・エッセイなどもあります。

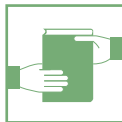
○貸出・更新手続

借りたい資料に「学生証」を添えてメインカウンター（*）で手続きしてください。

○返却手続

メインカウンターへ資料を返却してください。閉館している時は、本館入り口にある返却ポストへ入れてください。

*本館には2つのカウンターがあります。



メインカウンター

貸出・返却・貸出更新ができます。



レファレンスカウンター

○文献を探すための相談窓口ですので、気軽にお越しください。
○レポート作成・データ検索のためのノートパソコン・タブレットを貸し出しています。学生証を添えて手続きのうえ館内でご利用ください。



第二閲覧室

曜日	開館時間
月～金曜日	9:00～18:00 9:00～17:00（夏・冬・春季休業期間）
土曜日	9:00～12:00 休館（夏・冬・春季休業期間）
日曜日・祝日	休館（開学記念日・年末年始等含）

視聴覚資料（DVD・ビデオ・CD）を中心として、新聞、最新号の雑誌、絵本があります。また新聞などの検索・データベース・インターネット用パソコンがあります。

○貸出・更新手続

借りたい資料に「学生証」を添えてカウンターで手続きしてください。パソコンの利用にも手続きが必要です。

○返却手続

カウンターへ資料を返却してください。

*第二閲覧室には主に4つのコーナーがあります。



視聴覚学習室・リスニングコーナー
館内の視聴覚資料専用ブース。
グループでの視聴も可能です。



えほんのおへや

絵本・紙芝居があり、幼稚園などへ実習に行く学生や、付属認定こども園園児も利用する人気のコーナー。



新聞記事検索データベース・インターネットコーナー
新聞記事検索では新聞3紙（道新・朝日・読売）の記事検索ができ、インターネットコーナーではレポート作成の資料入手に、論文などの検索ができます。



新聞・雑誌（最新号）コーナー

最新号の雑誌を閲覧できます。（雑誌のバックナンバーは本館で閲覧できます）
新聞は当月を含め4か月分を利用できます。

●貸出期間と冊数

	図書	雑誌（新刊除く）	視聴覚資料
大学生	14日間 5冊	7日間 5冊	開館時間中1回1本
短期大学生	14日間 5冊	7日間 5冊	
大学院生	90日間20冊	30日間10冊	

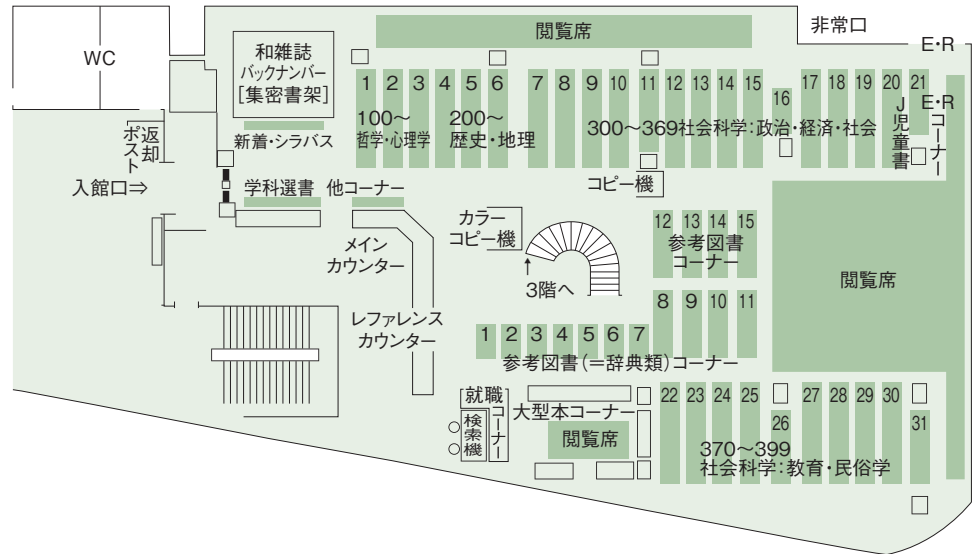
資料の返却日に遅れると・・・

返却日を過ぎた資料を借りたままの人、また返却日を過ぎて資料を返すと、一定期間は貸し出しを受けられなくなります。ご注意ください。

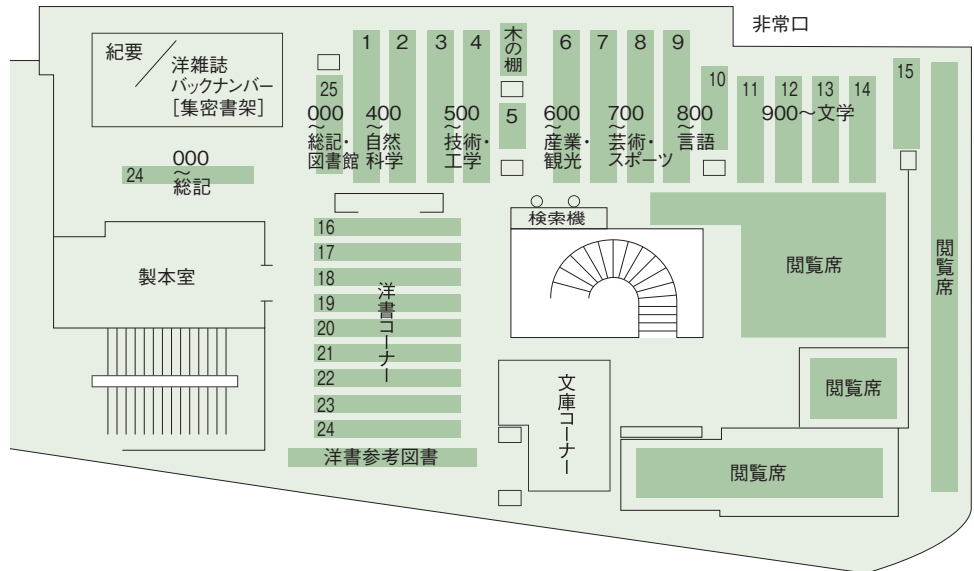


02 | 施設

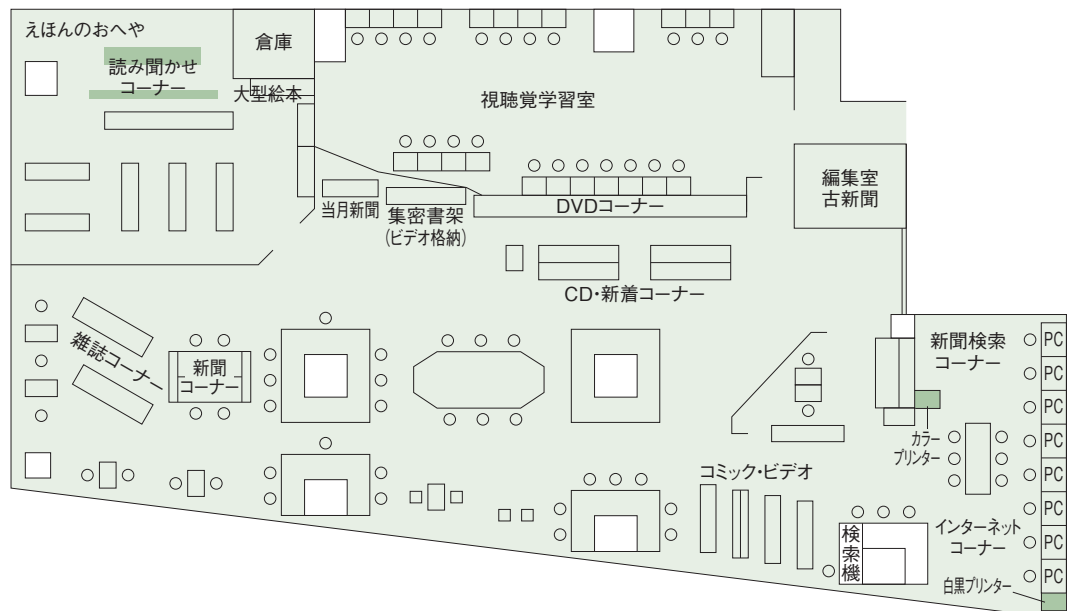
本館2階



本館3階



第二閲覧室



●図書館でできること

図書館では様々なサービスがあります。

資料の予約

貸出中の資料が返却された後、優先的に借りるための予約サービスです。予約は、図書館カウンターで受け付けているほか、OPAC（資料検索機）を通して受け付けています。

自分の利用状況を確認する

OPAC 画面の「利用状況の確認」からログインし、次の内容を確認できます。

- ・ログイン（利用者認証）するには、利用者 ID とパスワード欄に、学生証に記載のあるバーコード下の番号を入力してください。
- ・自分の借りている図書とその返却日
- ・予約状況 ・リクエスト後の受付状況

リクエスト

本学学生はリクエストすることができます。リクエストされた資料は最優先で借りることができます。

リクエストは所定の申込書に記入して図書館カウンターに申し込んでください（OPAC から申し込むこともできます）。

※リクエスト受け付けには条件があります。事前に館内の掲示や館員に確認してください。

他大学所蔵の文献取り寄せ

図書館を通して、他の大学図書館等から論文等の必要な部分のコピー（文献複写）や本学に所蔵していない図書を借りることができます。文献の取り寄せは所定の申込書に記入して、第二閲覧室カウンターに申し込んでください。

※OPACを通して申し込むこともできます。但し初回は担当からの説明がありますのでカウンターでの受け付けとなります。

※OPAC から申し込む場合は OPAC 付近に設置しているマニュアルを参照してください。

北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス

本学の学生は道内のほとんどの大学図書館を利用することができます。

利用に当たっては、学生証を必ず持参し、各大学図書館のホームページ等で開館日程や利用規則を確認してください。

調べもの・文献入手に役立つデータベースの紹介（ ■ = 利用場所・アクセス先）

新聞記事を調べる、最近の世情を知るときに

第二閲覧室では、北海道新聞、朝日新聞、読売新聞の記事検索ができます。（一部スマートフォンからも検索できます）

新聞記事検索データベースの利用は、第二閲覧室内のパソコンほか、学内限定のサービスです。課題提出に幅広く利用されていますので、ぜひ活用してください。

■第二閲覧室：新聞記事検索コーナー

■図書館ホームページ→「調べる・探す」→「新聞・ニュースを探す」→「朝日新聞クロスサーチ」「北海道新聞データベース」

言葉やものごとを調べるときに

各出版社の辞典／事典系を中心とした検索サイト「ジャパンナレッジ」がオススメです。

ヒットした結果と共に、関連語・関連サイトも表示されるなど調べものに適し、幅広く内容を知ることができます。

※ただし主に百科辞典のため、より専門的な用語を調べる場合は 本館 2 階の参考図書を利用することになります。

■図書館ホームページ→「調べる・探す」→「言葉や事物を調べる」→「ジャパンナレッジ Lib」

他大学図書館も含めて文献を探したいときに

本学図書館には所蔵していない図書や雑誌が必要な場合は、他大学図書館の蔵書も調べることができるデータベースが利用できます。

■図書館ホームページ→「調べる・探す」→「図書・雑誌を探す」→「CiNii Books」

論文記事を探したいときに

分野に特化せず論文全般を網羅したデータベースのほか、心理学研究科・心理学科に適した医療関連の論文記事検索データベース、スポーツ健康指導研究科、スポーツ人間学部に適したスポーツ関連の論文記事検索データベースを利用できます。論文によっては全文を閲覧できる記事もあります。

■図書館ホームページ→「調べる・探す」→「雑誌記事・論文を探す」に掲載のデータベースを活用してください。

◆図書館の蔵書を利用して静かなところで集中して本を読んだり、レポート作成、スキルアップをしましょう。

◆電源や Wi-Fi が自由に使えます。

図書館HPはこちら ▶▶



●図書館主催イベント・コーナー等について

書評・評論コンクール

毎年、書評・評論・POPのコンクールを実施し、優れた作品を表彰しています。最優秀賞・優秀賞受賞者の書評・評論・POPは図書館広報誌『パンセ』に掲載し、学生や教職員に広く読まれています。

図書館ガイダンス

- ・新入生向けの図書館ガイダンス（4～5月）：基本的な貸出等手続きや、OPACによる資料の探し方などを説明しています。
- ・基本文献検索ガイダンス（6月以降）：論文記事等文献や役立つ情報入手を目的として、データベースの使い方、役立つサイト、文献の取寄方法など、課題や卒業研究等で活用できる内容を行なっています。

【「何を読もう」「何を観よう」……と迷ったら】

図書館では出入口付近にコーナーを設けています。本館では各学科の教員が選んだ「学科選書コーナー」、「シラバス参考図書コーナー」、「レポート・論文の書き方」、「自己啓発本特集コーナー」、「書店調べベスト本コーナー」、「新着コーナー」などがあります。また本館・第二閲覧室では、新着コーナーのほかそれぞれテーマを決めてお勧めの本やDVD、絵本などの展示をしています。読書や映画鑑賞の参考にいかがですか？

【キミが図書館を創る！～図書館ボランティア随時募集中～】

図書館を居心地の良い場所にしませんか？館内を利用する多くの人の役に立つこともできます。春と秋に行なう書店での選書ツアー（ブックハンティング）が図書館ボランティアでの一番のハイライトです。本館出入口には学生が選んだ「ブックハンティングコーナー」があります。



●図書館からのお願い

利用のマナー

1. 館内にはフタ付飲料以外の飲食物の持ち込みは行わないでください。
2. スマートフォンはマナーモード・パソコンはスピーカーオフとし、館内での通話をご遠慮ください。
3. 荷物を置いて席を離れる場合は、財布、スマートフォンなどの貴重品は必ず携帯してください。

貸出禁止期間について

返却期限を過ぎると延滞による貸出停止となり貸し出しを受けることができません。貸出停止期間は次の通りです。

★返却期限日から7日以内の返却の場合は、遅れた日数分だけの貸出停止。（例：3日間の延滞は3日間の貸出停止。）

★返却期限日から8日以上を過ぎた場合は、最長7日間の貸出停止。（例：15日間の延滞は7日間の貸出停止。）

資料を借りている人が延滞すると、資料を探している人、予約をした人が困ります。返却期限を守ることは図書館を利用している人同士のルールです。返却期限日までに更新手続きをするなどご協力をお願いします。

資料を紛失・破損・汚損した場合

まずは図書館員に相談してください。資料を破損・汚損してしまった場合は自分で修復せずにそのままカウンターへお持ちください。資料の紛失・破損・汚損については、その程度によって弁償していただく場合もあります。

又貸しの禁止

自分が借りた資料を他人に又貸ししないでください。又貸した相手が資料を延滞・紛失した場合、責任はデータ上資料を借りた本人にありますので、貸出停止や弁償をしていただくことがあります。（特にグループ学習の際は注意すること）

●総合情報館について

施設：プラザ・シアターの利用について

総合情報館の施設には、図書館の他に1階にプラザが、地下1階にシアターがあります。プラザ・シアターは講演やコンサート、演劇、発表会などの催しものに利用できる施設です。図書館では、授業利用のほか、クラブやサークルによるプラザとシアターの利用予約申し込みの受け付けを行なっています。詳しくは本館レファレンスカウンターまでお問い合わせください。

総合情報館の伝統と継承

総合情報館は、1986年11月に開館し、翌年には、「第3回札幌市都市景観賞」を受賞しました。

皆さん方の先輩が代々、誇りを持って大切に利用してきた文化施設です。皆さんも先輩たちが築いた伝統を受け継ぎながら、総合情報館で新しい文化を創造し発信をしてください。



(3)ラーニングcommons

学ぶ楽しさを発見!ラーニングcommonsは在学中も卒業後も成長できる力が身につく場所です。一人でも、グループでも、快適に学習できる空間を用意しています。

グローバルcommons

- ・楽しい雰囲気での学習をしたい
- ・異文化交流を楽しみたい
- ・語学の勉強に力を入れたい
- ・留学の相談をしたい

学習 × 交流



ラーニングcommons

ライティングラボ

- ・落ち着いた環境で静かに学習したい
- ・グループワークをしたい
- ・レポートや文章をサポートしてほしい
- ・履修の相談をしたい

学習サポート



ICT commons

- ・PCを使用したい
- ・グループで発表準備をしたい
- ・レポートの印刷をしたい
- ・ICTスキルを向上させたい

ICTサポート

●ライティングラボ 1号館4階

静かに学習したいときは個別の学習スペース、仲間と学習したいときは共同学習スペースやラウンジと、自由なスタイルで利用できる学習空間です。授業期間は学生スタッフも常駐します。文章作成のサポートや個別相談を受けることができるので、たくさん活用してスキルアップしていきましょう!

利用時間

曜日	時間枠
月～金曜日	8:00～21:30
土曜日	8:00～19:00
日曜日・祝日	9:00～17:00

- ◆PC、本、文房具を借りることができます
※貸出は平日9:00～17:00
- ◆スキャナーやプリンターも自由に利用可能
- ◆学科の先輩やスタッフに履修相談
- ◆「書く力」を伸ばしたい方まずはご相談ください

詳しくはこちらから▶▶

【ライティングラボWEBサイト】
ポータルページからも入れます



●グローバルcommons 1号館3階

イベント開催・自主学習・グループワークと、幅広い使い方ができるフリースペースです。

国際課が隣接しているため留学生の利用も多く、ここに来れば気軽に国際交流ができます。授業外で開講される無料の語学講座・海外を身近に感じることができる講演会やイベントもたくさん開催されています。

利用時間

曜日	時間枠
月～金曜日	8:00～21:30
土曜日	8:00～19:00
日曜日・祝日	9:00～17:00

- ◆完全個室の学習ブースが5室あります
- ◆電源やWi-Fiが自由に使えます
- ◆ゆっくり寛げるソファやモニター付きのグループ学習室があります
- ◆留学相談も随時受付中!気軽に相談に来てください



●ICTcommons 情報教育センター2階

ICT (Information and Communication Technology=情報通信技術)は今の時代に求められているスキルの一つです。決して難しくはありません。ICTを身につけてより快適な学生生活を過ごしてください。

ICT commonsには、デスクトップPC24台を設置している「共有PCエリア」と持参したノートPCやタブレットを利用できる「BYOD (Bring Your Own Device) エリア」を用意しています。

利用時間

曜日	時間枠
月～金曜日	8:30～20:00
土曜日	8:30～18:00
日曜日・祝日	10:00～16:00

「共有PCエリア」のPCはいつでも自由に利用することができます。

「BYODエリア」には、電源やWi-Fiを自由に使える環境が整備されています。ホワイトボードやプロジェクターも備えており、グループ学習の場としても利用できます。

- ◆自由に使えるPC
- ◆電源やWi-Fiを自由に使える環境
- ◆ホワイトボードやプロジェクターでグループ学習
- ◆プリンター8台設置

02 施設

(4) 学生食堂・コンビニ

● 学生食堂

レストラン



栄養バランスを考えた定食、丼もの、ラーメン・うどん・そばなど、手頃な価格のメニューが充実しています。

場 所 総合情報館 3 階
営 業 日 月曜～金曜
営 業 時 間 11:00～15:00

※土・日・祝日および夏季・冬季休業中は原則休業します。

● コンビニ



おにぎりやパン、飲み物、デザートから文房具、履歴書なども購入できます。

場 所 2 号館 2 階
営 業 日 月曜～金曜
営 業 時 間 9:00～16:30

※土・日・祝日および夏季・冬季休業中は原則休業します。

(5) フィットネスジム

フィットネスジムには、パワーラックを中心としたフリーウエイト器具や、トレッドミル、エアロバイク、ワットバイク等の持久系、パワー系の設備が充実しています。トレーニング系資格団体の承認を得た最新の設備です。

利用時間

曜日	時間枠
月～金曜日	8:00～21:00
土曜日	8:00～19:30(5月～10月) 8:00～18:30(11月～4月)
日曜日・祝日	9:00～16:30

※土曜日13時以降、日曜日・祝日の使用については「許可願」を学生課に提出してください。

利用上の注意

①フィットネスジム内にある物品は持ち出し禁止 ②ジム内にカバンを持ち込まない ③フィットネスジムおよび第1体育館トレーニングエリアは占有スペースではないので譲り合って利用すること。④更衣室のロッカーを使用する際は必ず施錠すること。



(6) セミナーハウス

● ザ・ヴィレッジアルファ 本学の厚生施設として低価格で利用できます。

住 所 等 〒079-2204 北海道勇払郡占冠村トマム675番地2 TEL080-2863-4635
料 金 1人1泊2,000円～
申 込 方 法 ・引率教員を通し、利用の7日前まで(予約は1ヶ月前から受付)に総務課に申し出てください。
・学生のみ利用不可、宿泊は8人までです。
・チェックインは午後2時以降、チェックアウトは午前11時です。
設 備 電化製品(冷蔵庫、電磁調理器、電子レンジなど)、食器類、調理用具など

(7) その他

● ATM

1号館2階に北洋銀行のATMを設置しています。

● コピー機

図書館本館(白黒・カラー)、図書館第二閲覧室、7号館2階、6号館3階に各1台設置しています。

● 公衆電話

1号館2階に設置しています。

■クラブ・同好会紹介

札幌国際大学には、強化指定されているクラブ13団体のほかに、体育系クラブ13団体、文化系クラブ12団体、同好会17団体、合計55団体があり、それぞれが特色ある活動をしています。これまで取り組んできたことを継続したり、新しいことにチャレンジしたり、興味のあることや熱中したいものを見つけて参加してみてください。(以下のデータは変更となっている場合があります)

硬式野球部【強化クラブ】

私たち硬式野球部は、一部昇格を目標に掲げ週6日で練習をしています。チームの雰囲気は良く、風通しのよいチームです。私たちは、野球だけでなく社会に出ても恥じない「人」としての成長も目標にしています。学校の人、地域の人と周りから愛されるチームを目指し、チーム全員が同じ目標に向かい、高い意識を持って活動しています。

活動日	週5～6回(火～日)
活動場所	野球場 他
部費	年額36,000円
部室	クラブ棟1階

硬式庭球部【強化クラブ】

硬式庭球部は週5日で活動しております。少人数のため学年の壁を越えて仲が良いですが、「やる時はやる」というケジメを重視した部活です。全国大会に出場する選手から大学から初めてテニスをプレイする選手まで様々なレベルの選手が在籍しております。テニスのレベルを上げるだけでなく、テニスを通して人生を豊かにするトレーニングを日々行います。初心者でも経験者でもそのレベルにあった活動ができます。気になる方はぜひ1度気軽に見学に来てください。

活動日	週5日(月・火・木・金・土)
活動場所	テニスコート
部費	なし※ウェア購入費用・大会参加費・合宿などの遠征費
部室	クラブ棟1階 102号室

男子バスケットボール部【強化クラブ】

男子バスケットボール部は、2008年には部員数名での活動でしたが、2021年には秋季リーグ戦において2部で優勝し1部昇格を果たしました。現在は2部に所属しており、2024年は1部への再昇格を目指しています。いろいろな人に応援してもらえるチームになれるよう、日々活動していきたいと思えます。

活動日	週5日(月・水・金・土・日)
活動場所	第1体育館・トレーニングルーム
部費	年額10,000円(遠征費は別途徴収)
部室	クラブ棟2階

女子バスケットボール部【強化クラブ】

私たちは現在、1部リーグに所属しています。人数が少なくても週5日の練習に励み、次年度はさらに良い成績を残せるように頑張ります。

活動日	週5日
活動場所	第1体育館
部費	年間5,000円程度
部室	クラブ棟2階 212号室

女子駅伝部【強化クラブ】

駅伝はチーム力が試されます。個人の力はもちろんですが、苦しい時、辛い時にどれだけ踏ん張れるかが大事になります。頑張った分、チームとしてタスキをつなぎきった瞬間の喜びは何物にも代えがたいものがあります。女子駅伝部と一緒に感動を共有しましょう。チームのマネージャー・サポート役として貢献したい人も大歓迎です!!

活動日	週5回(火・水・金・土・日)
活動場所	クロスカントリーコース、グラウンド
部費	年度や状況により変動
部室	5号館2階

陸上競技部【強化クラブ】

陸上競技は個人競技ですが、一人ひとりの力を存分に発揮するためにはチーム力が重要になります。陸上部は個の力を向上させるためのチームビルディングを大切にしています。経験者、初心者、マネージャー問わず歓迎しています。一緒に全国を目指して戦いましょう。

活動日	週5回(月・火・水・金・土)
活動場所	グラウンド、トレーニング室、クロスカントリーコース、体育館
部費	2,000円程度※年度や状況により変動
部室	クラブ棟1階

03 | クラブ・同好会

ハンドベルクワイア【強化クラブ】

創部33年を迎える伝統のあるクラブです。例年12月には子どもや高齢者の施設、自治体等からの依頼を受けてクリスマス演奏を、また2月には定期演奏会を開催しています。部員は音楽経験があってもなくても、楽しく活動を行っています。保育職を目指す部員は、将来、園児たちが演奏するミュージックベルの指導でも、部活経験が生かされます。

活動日	週2～3回(部員の履修状況をみて調整)
活動場所	2号館1階231実習室
部費	月500円
部室	クラブ棟3階

男子ハンドボール部【強化クラブ】

男子ハンドボール部は、2007年に創部し、今年度で18年目を迎えます。近年は1部リーグ2位、3位の結果を残し、チームは創部初の優勝と全日本インカレ出場を目指して日々活動しています。大学から始めてみたい人、スタッフやマネージャーとして関わりたい人など、誰でも大歓迎です。いつでも見学お待ちしています。

活動日	週5～6回(月～土)
活動場所	第1体育館(アリーナ・トレーニングルーム)
部費	年額12,000円※大会、合宿などは都度徴収
部室	クラブ棟2階

女子ハンドボール部【強化クラブ】

女子ハンドボール部は、2007年に創部し、今年度で18年目を迎えます。2016年に1部リーグ優勝を果たし、現在は14季連続優勝、道内リーグ戦75戦無敗の記録を更新しています。また、2021年の全日本インカレでは、創部初の初勝利を掴み取りました。大学から始めてみたい人、スタッフやマネージャーとして関わりたい人など、誰でも大歓迎です。いつでも見学お待ちしています。

活動日	週5～6回(月～土)
活動場所	第1体育館(アリーナ・トレーニングルーム)
部費	年額12,000円※大会、合宿などは都度徴収
部室	クラブ棟2階

男子サッカー部【強化クラブ】

私たちサッカー部のモットーはひとつです。それはサッカーに対して「楽しく取り組む」ことです。練習は本学内人工芝グラウンドにて週4日取り組んでいます。部員は学年問わず仲が良く、お互いスキルアップを考え、常に明るい雰囲気であることがチームカラーです。現在2部リーグに所属していますが、1部昇格できるよう日々の練習に努力していきたいと思えます。

活動日	週4回(火・木・金・土)
活動場所	本学人工芝グラウンド
部費	年間15,000円程度
部室	クラブ棟1階

卓球部【強化クラブ】

札幌国際大学卓球部は2021年に創部10年目を迎える、まだ若いチームです。2018年、2019年には北海道の大学の団体で優勝を果たし、インカレ団体にも出場しました。インカレ個人、全日本学生選抜、全日本選手権に数多くの代表選手を送り出しています。全国大会でベスト8に進出することを目標に、日々練習に励んでいます。また卓球だけでなく、学業や私生活においてもまじめに取り組むことをチーム全体で大切にしています。

活動日	月曜日～土曜日
活動場所	第2体育館アリーナ
部費	年間24,000円程度
部室	クラブ棟1階 105号室

氷上部（アイスホッケー部門／カーリング部門／スケート部門）【強化クラブ】

競技ごとに部門があり、それぞれが学内外のチームで活動し、全日本大学選手権優勝や日本選手権出場などの成績を収めています。

活動日	部門や個人による
活動場所	トレーニングルーム、学外施設
部費	なし
部室	クラブ棟2階 209号室

女子硬式野球部【強化クラブ】

東北・北海道唯一の大学チーム
北の大地から狙うは日本一
女子硬式野球と学業との両立を果たし、仲間と共に将来のキャリアを模索しましょう！

活動日	週5～6回(月・水・木・金・土(日))
活動場所	本学野球場・札幌スタジアム・北広島市緑葉公園野球場
部費	年額36,000円程度
部室	なし

男子バレーボール部

男子バレーボール部は、2022年度春リーグと秋リーグで優勝、また3部以降のリーグで上位成績をおさめています。その誇りを持ち、現在は2部昇格や1部昇格を目指して、全員が一生懸命練習に取り組んでいます。部内では常に笑顔に包まれ、それぞれ協力し合いながら練習に取り組み、仲間意識が強いです。楽しい雰囲気の中でバレーボールを楽しむことができるのが、当部の魅力です。ぜひ、一緒にバレーボールしましょう！

活動日	月・水・金・土
活動場所	第1体育館
部費	月1,000円程度
部室	クラブ棟2階

女子バレーボール部

こんにちは。女子バレーボール部です。私たちは、現在部員5名で活動しています。目標である大会出場、4部昇格を目指して、部員全員仲良く日々練習に励んでいます。初心者の方も経験者の方も大歓迎です！個性あふれる私たちと一緒にバレーボールと学生生活を楽しみましょう！

活動日	火・木・金(土)
活動場所	第1体育館
部費	なし
部室	クラブ棟2階

剣道部

心と体を鍛え、集中力を養います。基礎基本を重視し、生涯剣道に向けての土台作りに励みます。初心者大歓迎！
文武両道。そして、師弟同行。共に汗を流しましょう。

活動日	週3回(月・火・水)
活動場所	アリーナ
部費	なし
部室	アリーナ物品庫を活用(防具等の保管)

男子フットサル部

男子フットサル部はカレッジリーグ優勝を目指して週3で活動しています。本気で一緒にフットサルをしてくれる仲間を募集しています。是非、体験しにきてください。

活動日	火・木・日(体育館割り当てによって変更あり)
活動場所	第2体育館
部費	年間5,000円
部室	クラブ棟2階

女子フットサル部

女子フットサル部は、週2で活動しており、勉強とアルバイトの両立も可能です。部員のほとんどが未経験者なので、誰でも参加しやすい環境です。

活動日	週2回(火・木)
活動場所	第2体育館
部費	なし
部室	クラブ棟3階

女子サッカー部

女子サッカー部は2022年7月に設立され、国内有数の人工芝グラウンドで活動を行っていきます。
部活動を通して、「輝ける選手・人」になることを目指します。
経験者から初心者まで大歓迎です。

活動日	週3回程度
活動場所	グラウンド・第2体育館
部費	年間12,000円程度
部室	なし

バドミントン部

現在バドミントン部は、約20人在籍しており、平日の週5で2時間程度活動しています。きつい練習も多いですが、一人一人目標に向かって熱心に練習しています。初心者もいるのでバドミントンが好きな方は大歓迎です。女子部員がとても少ないので、皆様入部お待ちしております。

活動日	週5回(月・火・水・木・金)
活動場所	第2体育館
部費	月額2,500円程度
部室	クラブ棟2階

軟式野球部

現在、軟式野球部は2部リーグに所属しており、1部リーグを目指して日々活動に取り組んでいます。
野球経験者の方はもちろん、未経験の方でもOKです。
みんなで楽しく野球しましょう。

活動日	週2回(月・金)
活動場所	平岡公園野球場、月寒公園野球場、札幌スタジアムなど
部費	年額5,000円程度
部室	クラブ棟2階

03 | クラブ・同好会

ソフトテニス部

夏はテニスコート、冬は第2体育館で全体的に人数が少ないため、男女一緒に週2、3日程練習しています。現在は、新型コロナウイルスの影響であまり練習はできませんが、普段は部員同士でアドバイスをし合いながら楽しく活動しています。練習内容としては、初心者から経験者まで、色々なレベルの人がいるので基礎練習から応用練習までしっかりやっています。経験者のほとんどが連盟登録をし、道内で開催される様々な大会に出場しています。

活動日	水曜日・金曜日・日曜日
活動場所	夏：テニスコート、冬：第2体育館
部費	なし
部室	クラブ棟2階 207号室

チアリーディング部

札幌国際大学チアリーディング部SERAPHS(セラフィス)です。見てくださる方に、元気と笑顔を届けています。活動内容は、北海道のスポーツクラブチームの試合や、札幌ドームで行われるイベント出演、よさこいソーラン祭といった大きなイベントの他、札幌市内で行われる夏祭りや大学祭などです。部員のほとんどが初心者からはじめており、学業との両立を大切にしながら楽しく活動しています！

活動日	週1～2回
活動場所	第1体育館1階
部費	なし・ユニフォーム貸与
部室	クラブ棟3階 311号室

YOSAKOIソーラン部

こんにちは！コカ・コーラ札幌国際大学です。「スカット爽やか元気に明るく」をチームコンセプトに弾ける笑顔と力強く爽やかな振りが特徴の元気な学生チームです。普段の練習はもちろん、練習外でも男女関係なく仲が良く個性豊かなメンバーが沢山います。そんな私たちコカ・コーラ札幌国際大学は2024年度YOSAKOIソーラン祭り「大賞」を目標とし日々の練習に励んでいます。ぜひ私たちとYOSAKOIをしてみませんか??現部員のほとんどがYOSAKOI未経験で入部しているので安心してください！ぜひ待っています！！

活動日	週3～5回(月・水・金・土・日)
活動場所	アリーナ、プラザ、6号館前
部費	年間45,000円程度
部室	クラブ棟2階 201号室

国際大学ダンス部

こんにちは！札幌国際大学ダンス部です！フリースタイルダンス(HIPHOP、K-POP、J-POP他)や、モダンバレエ、コンテンポラリーダンス、競技ダンスなど、様々なダンスをチームに分かれて活動しています。静麗祭や定期的な学内発表会、学外のダンス関係の皆さんとの交流など、個性あふれるメンバーと楽しく活動しています。@siu_danceteamをご覧ください！

活動日	週1～2回
活動場所	第1体育館実習室
部費	なし
部室	クラブ棟3階 303号室

軽音楽部

経験者はもちろん未経験者にも楽しんで貰えるように努力しています。楽器を楽しく弾きたい方、仲間と一つの目標に向かって頑張りたい方、音楽が好きなお方と様々な方に楽しんでもらえるような部活となっています。

活動日	月曜日～金曜日(ライブ間近は土日や祝日も)
活動場所	部室、一般のスタジオ、ライブハウス
部費	年間2,500円
部室	クラブ棟3階 314号室

考古学研究会

歴史や考古学に興味がある人、興味がない人でも楽しく学べます。夏休みの発掘調査や、清麗祭での模擬店などのイベントを通して、楽しく活動してみませんか。

活動日	週1日
活動場所	考古学・博物館学演習室
部費	なし
部室	クラブ棟3階 307号室

茶道部

私たち茶道部は、春学期は記念館1階「茶室」で、秋学期は7号館4階「日本文化演習室」で週1回活動しています。清麗祭(学校祭)での茶会に向け活動しているほか、日本の文化に関する様々な楽しい企画を計画中です！部員全員が未経験からのスタートなので初心者の方でも大丈夫です！茶道が好きなお方はもちろん、甘いものが好き、ホッとしたい気分になりたい、ちょっと日本の文化に興味がある人も大歓迎です。オンラインでも活動しています。2・3・4年生の方も大歓迎です。活動場所に来るのに勇気があるかもしれませんがお気軽にお越しください。

活動日	水曜日
活動場所	日本文化演習室 記念館1階茶室
部費	なし
部室	クラブ棟3階 306号室

写真部

個人で撮った写真を見せあったり、カメラの使い方を教え合ったりと楽しくゆったりとした活動を行っています。清麗祭(学校祭)では、写真展や出店を行ったり。他の大学との合同展での展示などの機会もあります。部内は写真初心者がほとんどです。本格的なカメラは持ってないから…なんて懸念する必要は全くありません。スマホに入れているカメラアプリを使用して日常を撮っている人もいます。写真を撮ることが好きな人、少しでも気になるという人は是非とも見学に来てください。部員一同心待ちにしています!

活動日	部員が多数集まることができる曜日の昼休み。年ごとに変ります。
活動場所	クラブ棟3階写真部部屋
部費	年間2,500円程度
部室	クラブ棟3階 305号室

ボランティアサークル あしのうら

ボランティア活動を分野のこだわらず行っています!
 コロナウイルスの感染症の影響によりほとんど活動ができませんでしたが
 2023年には本格的に動いていきますので是非参加してください!

活動日	保育所や福祉施設のイベントやお手伝い時の2ヶ月前から1ヶ月前にはお知らせします!
活動場所	札幌市内の保育所や福祉施設など
部費	なし
部室	クラブ棟3階 301号室

中国研究会

留学生を中心に活動しています。
 日本人学生もぜひ参加してみてください!!! 😊

活動日	火曜日
活動場所	顧問研究室(2号館10階1008研)
部費	なし
部室	クラブ棟3階 308号室

博物館研究会

大学内にある博物館をより良くするため、近隣の博物館見学や勉強会などさまざまな活動を行っています。毎年、夏には倶知安町の遺跡で1週間の発掘作業を行い、遺物発見に勤しんでいます。大学だからこそできる活動を通して、自分自身の学びや感性を高められます。

活動日	週5日
活動場所	考古学博物館学実習室
部費	なし
部室	クラブ棟3階 307号室

劇団テアトロ

演劇のメソッドで多様な表現力、コミュニケーション能力を高めることができます。役者はもちろん音響、照明、衣裳やヘアメイクなど、スタッフとしてあなたの才能を生かしてみませんか?「楽しんで表現」をモットーに稽古をし、学内外公演を目標に行っています。

活動日	週1回(火曜日)
活動場所	部室、シアター
部費	なし
部室	クラブ棟3階 303号室

エレクトーンサークル

清麗祭(学校祭)や定期演奏会に向けての練習が主な活動です。エレクトーンは初めての人から見ると難しそうに思えるかもしれませんが、経験者も未経験者だけでも興味のある人も大歓迎です。
 自分の好きな曲や、エレクトーン複数台を使ってのアンサンブルなどが弾けます。

活動日	週2回(火・水)
活動場所	総合情報館 シアター
部費	なし
部室	クラブ棟3階 302号室

韓国文化研究会

隣の国(韓国)に興味を持っている学生のサークルです。韓国語、韓国文化、K-pop、韓流ドラマ、入口はいろいろです。韓国語を勉強したり、清麗祭では韓国料理の屋台をしたり、韓国の留学生と交流会をしたり。とにかく、韓国に関心しているいろいろな楽しみたいというサークルです。

活動日	クラブメンバーの状況により変わります。
活動場所	クラブ棟部室
部費	なし
部室	クラブ棟3階 308号室

03 | クラブ・同好会

めりーごーらんど

年に数回行っている安心子育て応援倶楽部(子育て支援)の企画や準備を中心にを行っています。子育て支援の当日は、参加した子どもたちやあかちゃんと触れあいながら「子どものこころ」や「発達」を直接感じる機会になっています。子どもたちが喜ぶ顔を思い浮かべ、先輩後輩の垣根を越えて和気あいあいおしゃべりをしながら準備をすすめています。

活動日	週1回(曜日は時間割により相談)
活動場所	295教室、アリーナなど
部費	なし
部室	クラブ棟3階

人形劇団☆あさっち

人形劇団あさっちは、子ども向けの人形劇を市内の幼稚園や保育園で公演する活動をしています。人形劇を通して子ども達と触れ合える所がこの活動の魅力です。一緒に人形劇を作り上げませんか？

活動日	不定期
活動場所	教室など
部費	なし
部室	なし

ドローンクラブ

ドローンクラブでは、主にドローンの操縦の練習やドローンを使った撮影などを行っていきたくと思います。また、ドローンの歴史や安全に運行させるための学習なども計画しています。

活動日	不定期
活動場所	体育館、アリーナなど
部費	なし
部室	なし

水泳部

水泳部は、競泳部門とアーティスティックスイミング(AS)部門に分かれて活動しています。水泳部には、初心者から経験者、中には全国大会出場を目指す学生も在籍しています。基礎水泳指導員、公認水泳コーチ、認定ライフセーバー等の資格取得についても適宜相談を受け付けています。活動状況は、SNSにて報告しています。気になる方は遠慮なく相談してください!(Instagramアカウント:@siu_swim)

活動日	部員各自で練習に取り組み、大学チームとして試合に臨んでいます。
活動場所	水泳部顧問の研究室・トレーニングルーム・第1体育館
部費	なし※物品費、試合エントリー費、遠征費等は別途必要となります。
部室	調整中

吹奏楽部

夏とクリスマスにコンサートを開催しています。音楽が好きな人が集まって、楽しみながら演奏しているので、経験者も初心者も大歓迎です。是非一緒に音楽を演奏しましょう。

活動日	週2回(月・木)
活動場所	本学2号館6階261音楽室
部費	なし
部室	クラブ棟3階

アルティメットサークル

昨年同好会からサークルに昇格して初めての試合に出ました。結果は振るわなかったため、大会に出てまずは1勝することが目標です。体を動かすのが好きな方、そもそもアルティメットってなんだろうと思った方、ぜひ見学・体験しに来てください!お待ちしております!みんな自由にやっています(笑)活動日:毎週火曜日(授業などの関係で変わる可能性あり)

活動日	週2回程度
活動場所	第一体育館、サッカー場(冬以外)
部費	春、秋学期各500円
部室	ソフトテニス部と兼用

● 同好会一覧

心理学コミュニケーション研究会

心理学コミュニケーション研究会では、人間のコミュニケーションを心理学的観点から研究する会であると同時に、会員が大学生らしく楽しく遊び、会話し、コミュニケーションを取ることを目標としている会です。

コロナウイルス感染症のため活動ができていませんが、コロナが収束した際には、活動を再開したいと考えています。

MS(マインドサイエンス)研究会

主に心理学実験室の補助をしています。

Table Talk Game サークル

Table Talk Game 略してTTG部です!テーブルトークゲームとはサイコロなどを使って会話とルールに従って遊ぶ“対話型”のロールプレイングゲームです。よく知られているものだと人狼やウミガメのスープ、TRPGなどでしょうか。私たちはTRPGを実際にプレイしたり、シナリオの作成を中心に活動しています。様々なシナリオやゲームアプリなども使用しながら活動しています。部員のほとんどが大学生になってから始めているので初心者の方でも気楽に参加することができます!基本的にスマホ・PC・筆記用具があれば始められます!対話が中心なので様々な知識やコミュニケーション能力を楽しく身につけることができます。少しでも興味がある方はぜひ!

F.LT(FileMaker Lunch Time)

講義で学んだFileMakerを利用して、学生生活を豊かにする支援スマホアプリを自作し公開する。

ゆるすぽ

サークル名のとおりゆる〜くスポーツを楽しみたい方大歓迎です。週に1回体育館を使って楽しく活動しています。主にバスケットボールですがその他のスポーツも実施しています。興味のある方はどうぞお気軽にお越しください。

ESSサークル

みなさんこんにちは ESSサークルです!
ESSサークルとは、英語や外国の文化をイベントやゲームを通じて楽しく学ぶサークルです。まだサークル活動を始めて日は浅く、人数は少ないですが和気藹々と楽しく活動しています。昨年はあまり活動出来ませんでしたが、一昨年はクリスマスパーティー や学校祭での出店など[イベント×英語]をモットーに活動していました。またお昼休みにご飯を食べながらのレッスンもあります。英語が好きな方、苦手を克服したい方、Welcome to our ESS!

IT調査&プログラミング同好会

近年発展・拡大が続くIT業界への就職を支援し、成果が出ています。プログラミングにデータサイエンスを加えて、就職先の範囲を広げます。新規の領域へ一緒に進出しましょう。

● 学友会

学生全員が会員となります。学友会は大学祭等の行事の主催や課外活動の振興など行います。学友会の役員は、代表委員の選挙により選出された会長の指名によって構成されます。また、次の事業を行う時は、実行委員を設けます。

1.清麗祭(大学祭) 2.オースタムフェスティバル 3.ボランティア等活動 4.スノーフェスティバル 5.卒業記念パーティー 6.その他
詳しくは「札幌国際大学学友会規約」をお読みください。

ピアノ連弾同好会れんだんず

ピアノ連弾同好会「れんだんず」は、主に2人1組となってピアノを弾くという連弾を、新入生歓迎会、清麗祭、クリスマスの年3回コンサートで披露しています。顧問の伊藤先生の指導のもと、友達や先輩と一緒に楽しく弾いています。練習はコンサートの2ヶ月前頃から始めるので、バイトなどで忙しい方でも無理なく活動できます。ピアノが弾ける方もblankがある方も初めての方も興味があれば是非1度聴きにきてください!

ポケモン同好会

初めまして、ポケモン同好会です。普段は二号館三階の学生ホールで活動しています。主にSwitchを用いたゲームをしています。他にもボードゲームなど、ポケモンにあまり詳しくない人や全く知らない人でも楽しめるような活動をしています。活動日はその年の下級生に合わせた時間にし、週二日ほど活動しています。またコロナ前だと休日に遠出をしたりなど、全員で楽しめるような活動を沢山行っています。ぜひポケモンをやっている方はもちろん、興味のある人、ボードゲームに興味がある人なども大歓迎です。Twitterもやっています。

SIU マッスル&フィットネス

健康的な美しい体づくりのためにトレーニングを実践し、学生トレーナーとして知識をつけ、体育系クラブに対し、トレーニングメニューの提案をしていきます。

心理学読書会

心理学読書会では、心理学関連の書籍や論文を輪読しています。活動日は学生の講義状況に合わせて不定期に行っています。また、心理学検定の受験勉強会も行っています。

クリエイティブ同好会

クリエイティブ同好会では、個人の好きなこと、得意なことを生かして創作活動を行っています。初心者の方も手先が不器用な方も大歓迎です!

ヨコノリ同好会

サーフィン、スノーボード、スケートを中心としたスポーツを通し、学生・教職員との親睦を深める。

文芸同好会

漫画研究会から裾野を広げ、新しく今年度から文芸同好会として活動します。2ヶ月に一度以上のペースで作品をまとめた部誌を作ることが主な活動になります。部誌の制作への参加は任意です。

04 | 授業料・奨学金

(1)学納金・諸会費

●大学

科目	1年次		2年次		3年次		4年次		
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
大学	入学金	230,000円							
	学納金	授業料	405,000円	405,000円	410,000円	410,000円	410,000円	410,000円	410,000円
		施設費	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円
		教育充実費	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
		計	460,000円	460,000円	465,000円	465,000円	465,000円	465,000円	465,000円
	年額	920,000円		930,000円		930,000円		930,000円	
	諸会費	学友会入会金	2,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		学友会費	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
		後援会入会金	3,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		後援会費	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円
学研災保険料		3,300円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
学生研修費		13,500円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
同窓会費		0円	0円	0円	0円	0円	0円	15,000円	
計	35,800円	13,000円	14,000円	13,000円	14,000円	13,000円	14,000円	28,000円	
年額	48,800円		27,000円		27,000円		42,000円		
学納金・諸会費計	495,800円	473,000円	479,000円	478,000円	479,000円	478,000円	479,000円	493,000円	
入学金・学納金・諸会費年額計	1,198,800円		957,000円		957,000円		972,000円		

注1:上記の金額および徴収方法は変更となる場合があります。

●大学院

科目	1年次		2年次		
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
大学院	入学金	230,000円			
	学納金	授業料	350,000円	350,000円	350,000円
		施設費	0円	0円	0円
		教育充実費	0円	0円	0円
		計	350,000円	350,000円	350,000円
年額	700,000円		700,000円		
入学金・学納金・年額計	930,000円		700,000円		

注:上記以外に学研災保険料(心理学研究科1,790円、観光学研究科・スポーツ健康指導研究科1,750円)を徴収します。

●短大 総合生活キャリア学科

科目	1年次		2年次		
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
短大 総合生活 キャリア学科	入学金	230,000円			
	学納金	授業料	382,500円	382,500円	397,500円
		施設費	25,000円	25,000円	35,000円
		教育充実費	32,500円	32,500円	47,500円
		計	440,000円	440,000円	480,000円
	年額	880,000円		960,000円	
	諸会費	学友会入会金	2,000円	0円	0円
		学友会費	2,000円	1,000円	2,000円
		後援会入会金	3,000円	0円	0円
		後援会費	12,000円	12,000円	12,000円
学研災保険料		1,750円	0円	0円	
学生研修費		13,500円	0円	0円	
同窓会費		0円	0円	0円	
計	34,250円	13,000円	14,000円	28,000円	
年額	47,250円		42,000円		
学納金・諸会費計	474,250円	453,000円	494,000円	508,000円	
入学金・学納金・諸会費年額計	1,157,250円		1,002,000円		

注1:上記の金額および徴収方法は変更となる場合があります。

●短大 幼児教育保育学科

科目	1年次		2年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	230,000円			
学納金	授業料	417,500円	417,500円	422,500円
	施設費	25,000円	25,000円	35,000円
	教育充実費	37,500円	37,500円	52,500円
	計	480,000円	480,000円	510,000円
年額	960,000円		1,020,000円	
諸会費	学友会入会金	2,000円	0円	0円
	学友会費	2,000円	1,000円	2,000円
	後援会入会金	3,000円	0円	0円
	後援会費	12,000円	12,000円	12,000円
	学研災保険料	1,750円	0円	0円
	学生研修費	13,500円	0円	0円
	同窓会費	0円	0円	0円
計	34,250円	13,000円	14,000円	28,000円
年額	47,250円		42,000円	
学納金・諸会費計	514,250円	493,000円	524,000円	538,000円
入学金・学納金・諸会費年額計	1,237,250円		1,062,000円	

注1:上記の金額および徴収方法は変更となる場合があります。

●納付方法

納付方法は、銀行振込です。以下のどちらかの口座にお振込みください。

振込先銀行	口座番号	口座名義人
北洋銀行 清田区役所前支店	普通預金 0096810	学校法人札幌国際大学
北海道銀行 清田支店	普通預金 0073540	

●納付期限

授業料の納付は2期に分かれています。ただし、春学期納付時に秋学期分も納付することができます（分納の場合は8月中旬に秋学期分の納付金通知書を送付します）。

	納付期限	納付金通知書の発送
春学期	4月20日まで	3月末
秋学期	9月末まで	8月末

●その他留意事項

- ①経済的に修学困難な場合、授業料等の延納を願い出ることができます。この場合「授業料等延納願」の届出が必要となります。早めに会計課に相談してください。
- ②当該学期の授業料等が納入されないと、その学期の単位は認定されません。

授業料等に関する問い合わせ
会計課 (011)881-8844

04 授業料・奨学金

●その他の費用

免許・資格取得に関する諸費用[大学]

		科目	納入金	学 年	納入時期	備 考
教員免許関係	中・高	教職課程科目履修費	22,500円	1年次	10月	中一種・高一種免許希望者45,000円を分納
			22,500円	3年次	4月	
		介護等体験実習費	10,000円	3年次	4月	中一種希望者
		教育実習費(中・高)	10,000円程度	4年次	4月	
	教育実習指導費(中・高)	15,000円	4年次	4月	実習先により徴収あり	
幼	幼稚園実習(学外)	25,000円	心理(子ども) 4年次	5月		
	教育職員免許状申請	3,300円 (1免許種につき)	4年次	1月	北海道教育委員会へ申請	
保育士関係	保育実習費	40,000円	心理(子ども) 3年次	5月		
	保育士登録手数料	4,200円	心理(子ども) 4年次	11月	日本保育協会へ申請	
その他	図書館司書課程 履修費	60,000円	1年次	4月		
	こども音楽療育 実習費	2,000円	心理(子ども) 2年次	10月		
	全国大学実務教育協会 各種実務士資格申請	5,700円から 7,900円		4月・10月	詳細は「Study Guide」参照	
	博物館実習費	6,000円	国際教養学科 4年次	7月頃	学芸員資格取得希望者	
	考古学調査士 資格申請(2級)	25,000円	国際教養学科 3年次	2月頃	考古調査士資格取得希望者	
	レクリエーション・ インストラクター資格申請	17,600円	スポーツ人間 学部3年次	申請した年の 12月頃	資格取得希望者	
	心理実習 I 施設実習費	2,000円	心理学科臨床 心理専攻3年次	5月頃	公認心理師	
	心理実習 II 施設実習費	2,000円	心理学科臨床 心理専攻3年次	10月頃	公認心理師	

注:上記以外の資格の申請・登録などに係る費用については「Study Guide」の資格ページを参照ください。

免許・資格取得に関する諸費用[短大]

		科目	納入金	学 年	納入時期	備 考
保育士	学外実習費(保育実習)	29,000円	幼教1年次	5月頃		
		18,000円	幼教2年次	5月頃		
	保育士登録手数料	4,200円	幼教2年次	12月頃	日本保育協会へ申請	
幼稚園教諭	学外実習費(幼稚園実習)	23,000円	幼教2年次	7月頃		
	幼稚園教諭 二種免許状申請	3,300円	幼教2年次	1月	北海道教育委員会へ申請	
その他	図書館司書課程 履修費	60,000円	1年次	4月		
	全国大学実務教育協会 各種実務士資格申請	5,700円から 7,900円		5月・10月	詳細は「Study Guide」参照	

注:上記以外の資格の申請・登録などに係る費用については「Study Guide」の資格ページを参照ください。

実習に関する諸費用[大学・短大]

実習科目を履修する際には実習費がかかるものがあります。詳細は各授業科目のシラバスを参照してください。

(2) 奨学金等

奨学金制度は、人物・学業ともにすぐれ、かつ経済的理由のために修学が困難な学生に対し、教育の機会均等を図るとともに、学業に専念できる時間を確保し、安心して学生生活を送れるように支援することを目的としています。奨学金には、大きく分けて貸与奨学金(卒業後返還)と給付奨学金(返還不要)の2種類の奨学金があります。奨学金には、国が行う日本学生支援機構奨学金と本学独自の奨学金があり、また地方公共団体や民間育英団体などの奨学金があります。

① 日本学生支援機構奨学金(貸与型)

意欲と能力のある学生が教育を受ける機会を保障し、できるだけ自分の力で学生生活を送れるよう貸与する奨学金です。この奨学金は貸与型制度のため、卒業後返還する必要があります。

この奨学金を希望する人は4月に行われる説明会に出席して申請書等を受け取ってください。詳しい日程はSIUポータルページ等でご案内します。

● 第一種(無利子)

貸与月額	自宅	大学:2万円、3万円、4万円、5.4万円から選択 短大:2万円、3万円、4万円、5.3万円から選択 大学院:5万円、8.8万円から選択
	自宅外	大学:2万円、3万円、4万円、5万円、6.4万円から選択 短大:2万円、3万円、4万円、5万円、6万円から選択 大学院:5万円、8.8万円から選択
学業成績	大学短大	1年次:高校時の最終2か年の成績が3.5以上 2年次以上:本人の属する学部(科)の上位1/3以内
	大学院	大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の能力を備えて活動することができる者と認められる者

● 第二種(有利子 年利上限3%)

貸与月額	大学短大	2万円、3万円、4万円、5万円、6万円、7万円、8万円、9万円、10万円、11万円、12万円から選択
	大学院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択
学業成績	大学短大	出身校における成績が平均水準以上 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みの者
	大学院	学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

② 日本学生支援機構奨学金(給付型+国の高等教育の修学支援新制度)

経済的に就学が困難な学生でも、しっかりとした進路への意識や学ぶ意欲があれば、安心して修学できるよう支援をする制度です。授業料等の減免と給付型奨学金の2つの支援を、家計に係る基準に応じて受けられます。

この奨学金を希望する人は4月に行われる説明会に出席して申請書等を受け取ってください。詳しい日程はSIUポータルページ等でご案内します。

● 授業料等の減免

支援区分	授業料減免額		入学金 (大学・短大共通)
	大学	短大	
第I区分 (満額支援)	700,000円	620,000円	230,000円
第II区分 (2/3支援)	466,700円	413,400円	153,400円
第III区分 (1/3支援)	233,400円	206,700円	76,700円

※令和6年度第IV区分が新設されますが、詳細は公示され次第ご案内致します。
※当該学生に係る授業料及び入学金の額は、該当する支援区分により金額に変動があります。

● 給付奨学金(返還の義務なし)

支援区分	自宅通学	自宅外通学
第I区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第II区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第III区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※社会的養護を必要とする方はカッコ内の金額となります。

— 日本学生支援機構奨学金 申し込み後の諸手続き —

異動等届出

奨学生に休学・退学・保証人等の異動や変更が生じた場合には、速やかに学生課へ届け出てください。

奨学金継続願

毎年1回「継続願」を提出しなければなりません。短大生は半期に一度、大学・大学院生は年度末に学業成績の審査があります。

家計が急変したとき

主たる生計維持者が失職、破産、事故、病気若しくは死亡または火災、風害の災害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった場合は日本学生支援機構の家計急変(給付)、緊急(第一種)、応急(第二種)の採用対象になりますので学生課にご相談ください。

③札幌国際大学独自の奨学金

●生活応援奨学金

申請資格 学業継続の意思があり、経済的に困窮している学生(全学年)。2年生以上の学生は前年の出席率が80%以上である事
減免金額 240,000円(年額)
採用人数 20名程度(大学・短大合わせて)

●学業応援奨学金

申請資格 学業成績優秀でかつ経済困窮している2、3年生の学生。前年度GPAが3.5以上で出席率が80%以上である事
減免金額 100,000円(年額)
採用人数 20名程度(大学・短大合わせて)
 ※2期連続GPA4.0を維持した場合は上記に加え更に100,000円減免

●卒業応援奨学金

申請資格 9月迄に内定を獲得し経済的に困窮している大学4年生及び短大2年生。但し、内定報告書を提出し卒業見込者である事
給付金額 100,000円
採用人数 10名程度(大学・短大あわせて)

※以下の項目は、上記3つの奨学金共通です。

- 選考方法** / 主たる家計維持者の所得総額および家族人数、状況などを総合的に判断して選考します。
減免方法 / ・【生活応援奨学金】および【学業支援奨学金】は、2024年度秋学期授業料納付時に年額24万円(上限)を減免します。
 ・【卒業応援奨学金】は採用決定者に振込致します。
 ・採用決定後、既に別な制度により授業料が減免されている方は、別途ご案内いたします。
連絡事項 / ・日本学生支援機構奨学金の給付型奨学金採用者は申請できません。
 ・留学生・課外活動特待生・一般選抜・共通テスト・公募推薦特待生等の対象学生は応募できません。

●海外留学支援奨学金

本学の交換留学・認定留学へ参加する学生を対象にした奨学金制度です。
 尚、奨学金月額は2024年度のもので、次年度以降は変更する可能性があります。詳細は国際課にお問い合わせください。

ランク	認定留学 奨学金 月額	交換留学 奨学金 月額	G-TEC Academic	実用英語 技能検定	TOEFL iBT	TOEIC L&R	IELTS	中国語 検定 (HSK)	韓国語 能力試験 (TOPIK)
SS	20万円	8万円	770-1000	1級	100-120	880-990	7.0-9.0	—	—
S	15万円		660-769	準1級	83-99	750-875	6.0-6.5	6級	6級
A	10万円	4万円	570-659	—	62-82	600-745	5.0-5.5	5級	5級
B	8万円		490-569	2級	57-61	550-595	—	—	—
C	7万円	2万円	410-489	—	52-56	500-545	4.0-4.5	—	—
D	5万円		330-409	準2級	40-51	400-495	—	4級	4級

- ・本学の申請時点で、上記検定に合格している者のみ申請可能
- ・留学先の学修言語のみ申請可能 (例) 韓国へ交換留学→TOPIKで申請、英検を持っていても申請不可
- ・2つ以上スコアや検定を保有していても、どちらか優位な方を適用とし、併給は不可とする。
- ・1か月の内、留学先に10日未満滞在・・・月額0円
 10日以上～20日未満滞在・・・月額×1/2円
 20日以上滞在・・・月額満額支給とする。
- ※支給対象期間は、授業・研修期間のみとし、終了後の滞在(旅行など)は上記日数に含まない。
- ・母語の試験・検定等による申請は不可

④ 第二種奨学金(短期留学)日本学生支援機構

海外の短期大学・大学・大学院へ短期留学をするために奨学金を希望する人を対象に貸与される奨学金です。

貸与月額	大学等	2万円～12万円の中から1万円単位で選択
	大学院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の中から選択
貸与期間	留学開始時期から留学期間(3ヶ月以上1年以内)	
募集時期	下記参照	
学業成績	出身校における成績が平均水準以上	
	学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みの者	
注意事項	留学開始に合わせて奨学金が振り込まれます。留学前に貸与することはできません。	

【募集時期】

	留学開始時期	募集締切	採用候補者決定時期
第1回目	8月～11月	5月中旬	6月下旬
第2回目	12月～3月	9月中旬	10月下旬

⑤ 地方自治体等の奨学金

地方自治体などの奨学金は採用時期が異なり、大学を通して行うものと、各団体が直接行うものがあります。

大学を通して募集を行うものは下記のとおりで、奨学金掲示板でお知らせします。その他の奨学金は各団体へ直接問合せで申請してください。

⑥ 外国人留学生の奨学金

下記奨学金への申請は学内選考後、大学を通じて行います。学内選考は学業成績、家計状況等を総合的に勘案し行います(本学の選考を行った後も、各種奨学金実施元の選考があります)。外国人留学生奨学金については国際課までお問い合わせください。

奨学金	種別	月額		給付期間
北海道外国人留学生国際交流支援事業助成金	給付	大学院	50,000円	1回のみ給付
		大学	50,000円	
(公財)平和中島財団外国人留学生奨学金	給付	大学院	150,000円	1年間
		大学	120,000円	
(公財)ロータリー米山記念奨学会奨学金	給付	大学院	140,000円	採用時の学年と在籍課程への入学月によって異なる
		大学	100,000円	
(公財)朝鮮奨学会奨学金	給付	大学院	40,000円	1年間
		大学	25,000円	
(一社)北海道日中経済友好協会	給付	大学院	100,000円	1回のみ給付
		大学	100,000円	
JEES留学生奨学金(修学)	給付	大学院	40,000円	最長2年間
		大学	40,000円	
札幌IIソントクラブ女子奨学生奨学金	給付	大学院	100,000円	1回のみ給付
		大学	—	

注 意

留学生奨学金の呼び出し・連絡は掲示板は使っていません

05 | キャリア支援

キャリア支援センター

1年生からのキャリア支援を行っています!

学生のみなさんの就職支援や一人ひとりのキャリア支援を行っています。就職活動中の学生だけではなく、1年生から4年生・大学院生・外国人留学生を含めた全ての学生のみなさんを対象としています。

将来の進路や就職について困ったことがあれば気軽にキャリア支援センターにお越しください。

求人情報、先輩の就職活動情報など貴重な情報がたくさんあります!

過去の求人情報、先輩の就職活動の報告など、貴重な情報を得ることができます。

また、北海道新聞や日本経済新聞、就職に関する図書・雑誌も閲覧できます。

個別相談

随時、相談を受け付けています

- 将来の進路について
- 就職活動の流れについて
- 自己分析:自分の特徴・経験の整理
- 業界・企業研究:自分の適性を活かした企業選び
- 求人票の見方
- 履歴書・エントリーシート・企業への提出書類の添削
- 面接の練習
- 就職活動のマナーについて
- 筆記試験対策について
- 公務員試験対策について
- 各種資格の取得について



就職ガイダンス

- オリエンテーション
- 情報登録カードの記入・説明
- 就活サイトの使い方
- インターンシップ
- 自己分析
- 職務適性テスト
- 業界・職種研究
- 履歴書・エントリーシートの書き方
- 筆記試験対策講座
- 服装・持ち物
- 面接対策(基本・応用)
- 学内業界研究セミナー
- 学内合同企業説明会

※2025年3月卒業予定の学生向けガイダンス内容実績。

有料講座

- 公務員講座
- 福祉関連資格研修(介護職員初任者研修/全身性障害者移動介護従業者養成研修講座/同行援護従業者養成研修)

※開講人数の条件があります。

場 所	キャリア支援センター 1号館2階
連絡先	TEL:(011)881-2563 FAX:(011)881-1652
利用時間	月～金曜日 9:00～18:00 (※定期試験期間中および長期休業期間中は17:00まで) 土曜日 9:00～13:00 日曜日・祝日 休み

本学では、短期大学部を卒業後、札幌国際大学への編入学の制度を設けています。さらに大学から大学院へと進む道も開かれています。

●札幌国際大学への編入学

- ・出願資格 札幌国際大学短期大学部を卒業した者又は卒業見込みの者。
 - ・編入年次 3年目または2年目に編入します。
 - ・選考方法 書類審査と面談試験の評価結果を総合的に審査して可否を決定します。
 - ・編入学後の単位 合格した場合は、札幌国際大学短期大学部で修得した単位は、62単位を上限とし大学の単位として認定されます。
単位
- 詳細は本学のアドミッションセンターにお問い合わせください。

●他大学への推薦編入学

北海学園大学および北星学園大学とは3年次推薦編入学制度があります。学部・学科および推薦枠は以下のとおりです。詳細については6～7月に掲示でお知らせします。

- ・推薦者の成績表と志望理由書（本学所定の様式）により学内選考を行います。推薦の条件として、授業料等の諸費用を完納していることが必要です。
- ・大学・学部・学科および推薦枠

大 学 名	学 部	学 科	推 薦 枠
北 海 学 園 大 学	法学部	法律学科または政治学科	1名
	経営学部		1名
北 星 学 園 大 学	社会福祉学部	福祉計画学科	1名
	経済学部	経営情報学科	1名

●その他の大学への編入学

全国各地の大学から編入学に関する資料が送られてきます。キャリア支援センターに保管してありますので参考にしてください。

(1) 授業科目の履修および単位修得

修了の要件

本研究科を修了するためには、次の要件を充たさなければなりません。

- ① 2年以上在学すること。休学等による学修中断の期間は在学期間に含まれません。在学可能な期間は、休学期間を除き4年間を限度とします。
ただし、長期履修生については別途定めます。
- ② 専攻で定められた教育課程によって、所定の単位数を修得すること。
- ③ 当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
- ④ 定められた授業料を完納すること。

学期

- ① 学期（セメスター）は次の2つに分かれています。

春学期セメスター 4月1日～9月30日

秋学期セメスター 10月1日～翌年3月31日

- ② 授業の開講期

授業の開講期は次の4期に分かれる。

1 年 次		2 年 次	
I 期	II 期	III 期	IV 期

授業科目の区分

授業科目は次の3つに分けられています。

必修科目	履修を義務付けられた科目で、大学院修了の要件となります。
必修選択科目	研究テーマによって修了するように定められた科目で、指定された科目を選択し履修しなければ修了は認められません。 選択必修の科目は研究テーマによって異なるので注意してください。
選択科目	研究テーマに沿って選択する科目で、修了要件に数えることができます。

単位の計算

授業科目の単位は、授業の形態によって次のように計算されます。

講義・演習	毎週2時間(1コマ90分)15週の授業に対して2単位が与えられます。
実 習	毎週3時間(2コマ180分)15週の授業に対して1単位が与えられます。

履修登録

履修したい授業科目は、学期の初めに履修登録する必要があります。履修届は記入要領に従って正しく記入し、提出してください。

授業時間

	昼間主コース	夜間主コース
1 講目	9:00～10:30	
2 講目	10:40～12:10	
昼休み	12:10～13:00	
3 講目	13:00～14:30	
4 講目	14:40～16:10	
5 講目	16:20～17:50	
6 講目		18:20～19:50
7 講目		20:00～21:30

単位の認定

履修科目の単位は授業回数の3分の2以上出席し、試験やレポート等の総合評価で合格した場合に与えられます。定期試験、中間試験、追試験（都合により定期試験を受験できなかった場合）の実施方法については学部に合わせていますので、掲示板等での案内を確認してください。

修士論文又は課題研究

① 修士論文又は課題研究の提出

本大学院を修了するためには所定の単位を取得するほかに、修士論文又は課題研究を提出して試験に合格しなければなりません。

② 修士論文又は課題研究の指導

修士論文又は課題研究の指導は主専攻にかかわる分野の指導教授によって行われます。

研究水準を確保するためには、入学時から Semester 毎に指導を受けることが求められます。修士論文又は課題研究作成までの指導はおおむね以下のように進められます。

I 期	修了までの研究計画を立てたうえで、研究テーマに関連する基礎知識を修得するように努める。
II 期	研究テーマに関連する文献、資料を十分に消化し、修士論文又は課題研究にかかわる調査研究計画を確定する。
III 期	研究テーマに関連する基礎研究、専門研究を深化させつつ、研究テーマにかかわる調査研究を推進する。
IV 期	研究成果を生かしながら修士論文又は課題研究を完成させ、審査に備える。

③ 修士論文又は課題研究の審査

修士論文又は課題研究の審査は大学院研究科に設置される審査委員会で行う。

(2) ダブルディグリー・プログラム

本学大学院に在籍する学生が、本学と協定を結ぶ以下の大学院の双方で学び、所定の単位を修得することで、両大学院の学位を取得することができる制度です。

派遣先 ● 嶺東科技大学大学院（台湾・台中市）

● 国立台湾高雄科技大学大学院（台湾・高雄市）

条件等

- ・ 派遣先で支障なく勉学に専念できる資質と意欲をもっていること。
- ・ 受け入れた大学での在学年数は1年以上、最大2年とする。
- ・ そのほか詳細は国際課までお問合せください。

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

札幌国際大学のポリシー

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

札幌国際大学は「教育理念」を踏まえて、次のように学位授与の方針を定める。「専門知識・技能を活用する力」「コミュニケーション能力」「課題を発見し、解決する力」「多様性の理解と協働する力」「能動的に学び続ける力」「社会に貢献する姿勢」の各項目に関して、以下の基準に到達するように編成された各学科、各専攻の教育課程において、所定の単位を修得した者に対して学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 各学科・専攻の専門分野に関する知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 資料やレポート等の内容理解・作成・発表ができ、相手や状況に合わせて適切に自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 現状を分析し、課題を明らかにした上で、適切な手段で計画的にその解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 他者との円滑な関係を築く力を有し、目標達成のために協調して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 自ら計画し、行動し、評価し、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 地域社会に貢献する姿勢を身に付け、その意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

札幌国際大学は、学生が卒業認定・学位授与の方式(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育過程を編成する。

(CP1) 【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教科科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2) 【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3) 【専門教育】

専門教育において、各学科・専攻のディプロマ・ポリシーに基づき専門性を身に付けることができるように、順次性のある体系的な科目配置を行う。

(CP4) 【教育方法】

コミュニケーション能力や他者と協働する力の向上のため、PBLやグループワーク、フィールドワーク等のアクティブラーニング型の科目を配置し、主体的・対話的で深い学びを実現する。

(CP5) 【教育方法・評価方法】

CAP制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

人文学部

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

人文学部は人間の理解をテーマに真理を探究する心と感性を養い、人文学の基礎的知識を修得するだけでなく知識の活用能力を持った自立して行動できる人材を育成することを目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

① 高大接続の観点から、大学教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。

② 人間の理解をテーマに真理を探究する心と感性を養うことを目的とし、自主、自律、協同の精神修得のための科目を設定する。

③ 人文学の基礎的知識の修得のために「学部共通科目」に配置している「人文学概論」を中心に人間理解のための基礎知識に関する科目を設定する。

④ 「学部共通科目」に配置している「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」を中心に知識の活用能力を修得するための科目を設定する。

⑤ 自立して行動できる人材を育成することを目的とし、「教養科目」、「言語情報科目」、「キャリア科目」を中心に幅広い教養を修得するための科目を設定する。

⑥ 専門的な知識、技能および論理的思考力を育成することを目的として、各学科に学科専門科目を設定し、各学科の教育目標を達成するための教育課程を体系的に編成する。

⑦ 演習、実習、フィールドワーク、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。

⑧ キャリア形成の観点から、社会人基礎力修得のためのキャリア科目を設定し、社会的・職業的自立に必要な能力を育む。

⑨ 成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

観光学部

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

観光学部は観光に関する専門的知識・実践的な知識を有し、観光を通じた地域振興と国内・国際観光の分野で活躍できる人材の育成を目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

① 高大接続の観点から、大学教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。

② 「観光学部共通科目」に配置している「観光概論」を中心に観光学の基礎知識に関する科目を設定する。

③ 「観光学部共通科目」に配置している「2年演習(基礎)」、「3年演習(基礎)」を中心に観光学の基礎的知識の活用能力を修得するための科目を設定する。

- ④「観光学部共通科目」に配置している「ホスピタリティ論」、「観光実践演習」を中心に自立して行動できる姿勢を養う科目を設定する。
- ⑤専門的な知識、技能および論理的思考力を育成することを目的として、各学科に学科専門科目を設定し、各学科の教育目標を達成するための教育課程を体系的に編成する。
- ⑥演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑦キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑧成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

スポーツ人間学部

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

スポーツ人間学部は、生涯学習社会への移行とともに高まっているスポーツや健康に対する社会の要請に応え、地域スポーツの振興と個人の健康づくりに貢献できる有為な人材の育成を目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ①高大接続の観点から、大学教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ②「学部共通科目」に配置している「体力トレーニング論」、「スポーツ心理学」、「生涯スポーツ論」などを中心にスポーツ健康分野の基礎知識に関する科目を設定する。
- ③「学部共通科目」に配置している「スポーツ政策・行政論」、「コーチング論」、「テニス」などを中心にスポーツ健康分野の基礎知識の活用能力を修得するための科目を設定する。
- ④専門的な知識、技能および論理的思考力を育成することを目的として、各学科に学科専門科目を設定し、各学科の教育目標を達成するための教育課程を体系的に編成する。
- ⑤演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑥キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的な自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑦成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

人文学部 現代文化学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

現代文化学科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 自文化と異文化を理解し発信することに関する知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 歴史・文化・宗教・習慣に関する資料やレポート等の内容理解・作成・発表ができ、相手や状況に合わせて適切に自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 言語・文化・コミュニケーションについて、文化学の観点から分析し、目的や課題を明らかにした上で、適切な手段で計画的に課題解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 他者との円滑な関係を築く力を有し、目標達成のために協調して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 自ら計画し、行動し、評価し、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) グローバルな視点を持ち、地域社会に貢献する姿勢を身につけ、その意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

現代文化学科は言語・文化・コミュニケーションをキーワードに、コミュニケーション能力を高め、他者の歴史・文化・宗教・習慣に対する理解を深めることで、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ①高大接続の観点から大学教育への円滑な移行を促すため初年次教育の充実を図る。
- ②「学びの技法I」、「基礎演習I」等の授業において現代文化への問題意識を高め、考察力、発信力を身に付ける。
- ③「現代文化論」、「現代思想」、「メディア・リテラシー論」等の授業において現代、日本、社会、文化といった多面的視点から現代文化の諸相を理解する。
- ④「国際関係論」、「近現代日本史」、「博物館概論」、「社会言語学」、「Conversation I・II」等の授業において現代文化に関わる専門知識と技能を修得する。
- ⑤「プロジェクト演習I」、「応用演習I」、「テーマ研究I」、「卒業研究」等の授業において実践力、課題発見・課題解決力を修得する。
- ⑥演習、実習、フィールドワーク、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑦キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑧成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

- 中学校教諭一種免許状(社会) ●高等学校教諭一種免許状(公民) ●社会教育主事 ●学芸員 ●2級考古調査士 ●実践キャリア実務士

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

人文学部 国際教養学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

国際教養学科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 多言語コミュニケーション、地域づくり、グローバルビジネスの各分野において、社会、文化、言語、歴史、産業についての知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 他者の文化や価値観を尊重し、外国語や情報通信技術を適切に活用し対話することができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 適切な情報収集と客観的な分析から課題を明らかにし、具体的な解決策を考え出すことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 対話を通して多様な人々と相互理解を深め、共通の目標に向かって協力して活動することができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 変化する社会に広く関心を持ち、新たな知識を意欲的に学び続けることができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 多文化共生社会の実現と発展に貢献するため、積極的に行動する意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

人文学部国際教養学科は、学生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(CP1) 【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教育科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2) 【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3-1) 【専門教育】

人文学領域の基礎知識の修得を図るために、学科基礎科目を配置する。

(CP3-2) 【専門教育】

幅広い知識の修得を図るため、国際・産業社会、言語、文化・地域、コミュニケーション、学芸員に関する5分野について、学科専門科目を配置する。

(CP3-3) 【専門教育】

専門的な知識・技能を身に付けることができるように、系統性と順次性を踏まえ、期別及び学年配置を行う。

(P3-4) 【専門教育】

多文化理解を深め、言語コミュニケーション能力の向上を図るため、学外学修の充実を図る。

(CP4-1) 【教育方法】

国際的な視野を獲得し実践力を高めるため、フィールドワークにより、主体的・対話的で深い学修を展開する。

(CP4-2) 【教育方法】

コミュニケーション能力や他者と協働する力の向上を図るために、PBL・グループワーク等のアクティブラーニングを展開する。

(CP4-3) 【教育方法】

教え学び協働する意義を体得させるため、異学年間のコミュニケーションを深める学修を展開する。

(CP5v) 【教育方法・評価方法】

CAP制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

- 学芸員 ●図書館司書 ●社会教育士 ●社会教育主事任用資格 ●日本語教師(日本語教育能力検定)
- 2級考古調査士 ●園芸療法士 ●情報処理士 ●上級ビジネス実務士(国際ビジネス) ●実践キャリア実務士

人文学部 心理学科 臨床心理専攻

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

心理学科臨床心理専攻は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 心理学領域及び臨床心理学領域の基礎的な知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 心理学的な知識・技能に基づいて他者を理解し、相手や状況に応じて自らの考えを伝え、建設的な議論ができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 心理学的観点を踏まえて現状を客観的に分析し、課題を明らかにした上で、見通しを立ててその解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 様々な人の立場や背景を理解した上で円滑な関係を構築し、協働して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 幅広い教養に基づいて広く社会に関心を持ち、継続的に知識・経験を積み上げることができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 地域社会に関する問題を心理学的な観点から捉え、他者と協働し地域に貢献する意欲を有する。

臨床心理専攻

学位:学士(人文学)

臨床心理専攻は、教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、心理学の基礎理論と臨床心理学的援助に関する知識と技能の修得を目的としており、所定の期間在学し、学部・学科の教育理念、教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、所定の単位数を修得し、卒業までに下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

- ①心理学領域における基礎的知識、技能の修得
- ②臨床心理学領域における基礎的知識、技能の修得およびそれを基にした専門知識、技能の修得
- ③人文学領域に関する教養の修得
- ④修得した知識、技能の活用能力
- ⑤自立して行動できる姿勢、課題を発見し解決する能力

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

人文学部心理学科臨床心理専攻は、学生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(CP1) 【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教育科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2) 【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3-1) 【専門教育】

系統性と順次性を踏まえ、基礎的な知識・能力を身に付けるための科目と主体的・応用的な深い学びを実現させるための科目を配置する。

(CP3-2) 【専門教育】

心理学的な考え方や知識を身に付けることができるように、心理学及び関連分野の幅広い講義科目を配置する。

(CP3-3) 【専門教育】

実践を通して、心理学的な人間理解の視点とコミュニケーションスキルを身に付けることができるように、臨床心理学の実技に関する科目を配置する。

(CP3-4) 【専門教育】

データに基づいて科学的に物事を捉える能力を身に付けることができるように、心理学の研究法に関する科目を配置する。

(CP4-1) 【教育方法】

コミュニケーション能力や他者と協働する力の向上のため、グループワークを導入する。

(CP4-2) 【教育方法】

プロジェクトを用いた学習を展開し、主体的な学びを実現する。

(CP4-3) 【教育方法】

知識として学んだことを実践で活かすことができるように、体験を重視したフィールドワークを展開する。

(CP5) 【教育方法・評価方法】

CAP制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

臨床心理専攻

臨床心理専攻は、教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、心理学の基礎理論と臨床心理学的援助に関する知識と技能の修得を目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ①高大接続の観点から、大学教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ②「心理学概論」、「知覚・認知心理学」、「学習・言語心理学」、「心理学研究法」などの授業において心理学領域における基礎的知識を修得する。
- ③「臨床心理学概論」、「心理学的支援法」、「力動的心理学」などの授業において臨床心理学領域における基礎的知識と技能を修得する。
- ④「カウンセリング演習」、「心理的アセスメントI(質問紙法)」、「心理的アセスメントII(投映法)」、「集団心理療法」、「認知行動療法」などの授業において修得した知識、技能の活用能力を高める。
- ⑤「グループワーク」、「心理実習I(施設実習)」、「心理実習II(施設実習)」などの授業において自立して行動できる姿勢を身に付ける。
- ⑥「人文学概論」、「哲学概論」、「宗教学」、「生命と倫理」などの授業において人文学領域に関する教養を身に付ける。
- ⑦専門的な知識、技能および論理的思考力を育成することを目的として、臨床心理分野に関する専攻専門科目を設定し、本専攻の教育目標を達成するための教育課程を体系的に編成する。
- ⑧演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑨キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑩成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

- 認定心理士 ●認定心理士(心理調査) ●園芸療法士 ●カウンセリング実務士 ●実践キャリア実務士
- 社会教育主事 ●児童指導員 ●高等学校教諭一種免許状(公民)

人文学部 心理学科 子ども心理専攻

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

心理学科子ども心理専攻は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 心理学領域及び幼児教育・保育領域に関する知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 心理学を基盤とし、幼児教育や保育、福祉等の現場において、利用者や関係者の理解に努め、自らの考えを適切に伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 幼児教育・保育の現状を分析し、目的や課題を明らかにした上で、適切な手段で計画的に課題解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 幼児教育・保育の場において、年齢、性別、国籍、障がいの有無などの多様性を理解し、適切な対応をすることができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 教育・保育の分野において最新の情報を得る努力を怠らず、より良い教育・保育の在り方を検討し、実践、評価、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 理想の保育を求め、研究・実践に携わるリーダーとしての自覚を持ち、地域社会に貢献する姿勢を身に付け、その意欲を有する。

子ども心理専攻

学位:学士(教育学)

子ども心理専攻は教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育の知識と技能の修得を目的としており、所定の期間在学し、学部・学科の教育理念、教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、所定の単位数を修得し、卒業までに下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

- ①心理学領域における基礎的知識、技能の修得
- ②幼児教育・保育領域における基礎的知識、技能の修得およびそれを基にした専門知識、技能の修得
- ③人文学領域に関する教養の修得
- ④修得した知識、技能の活用能力
- ⑤自立して行動できる姿勢、課題を発見し解決する能力

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

人文学部心理学科子ども心理専攻は、学生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(CP1) 【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教育科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2) 【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3-1) 【専門教育】

心理学領域の基礎的知識を身に付けることができるように、順次性のある体系的な科目配置を行う。

(CP3-2) 【専門教育】

幼児教育・保育領域に関する知識・技能の修得のために、順次性のある体系的な科目配置を行う。

(CP3-3) 【専門教育】

幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格取得のための必修科目、選択科目を体系的に配置する。

(CP3-4) 【専門教育】

こども音楽療育士資格取得のための必修科目、選択科目を体系的に配置する。

(CP4-1) 【教育方法】

専門知識・技能を活用する力の向上のため、保育施設等において行うフィールドワーク科目や、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格取得のための実習科目を配置し、実践的な学びを展開する。

(CP4-2) 【教育方法】

課題を発見し、解決する力や、能動的に学び続ける力、社会に貢献する姿勢を養うため、PBLやグループワーク、フィールドワーク等のアクティブラーニング型の科目と座学科目を組み合わせ、主体的・対話的で深い学びを実現する。

(CP4-3) 【教育方法】

多様性を理解する力の向上のため、障がい児(者)理解、障がい児(者)支援に関わる科目を配置する。

(CP5) 【教育方法・評価方法】

CAP制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

子ども心理専攻

子ども心理専攻は教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育の知識と技能の修得を目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ① 高大接続の観点から、大学教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ② 「心理学概論」、「知覚・認知心理学」、「学習・言語心理学」、「発達心理学」などの授業において心理学領域における基礎的知識を修得する。
- ③ 「子どもの理解の理論と方法」、「児童文化」、「保育内容総論」などの授業において幼児教育・保育領域における基礎的知識と技能を修得する。
- ④ 「保育内容(人間関係)」、「保育相談支援」、「乳児保育I」、「幼稚園実習指導」などの授業において修得した知識、技能の活用能力を高める。
- ⑤ 「幼稚園実習」、「保育実習I・II・III」などの授業において自立して行動できる姿勢を身に付ける。
- ⑥ 「人文学概論」、「障害者・障害児心理学」、「福祉心理学」などの授業において人文学領域に関する教養を身に付ける。
- ⑦ 専門的な知識、技能および論理的思考力を育成することを目的として、子ども心理分野に関する専攻専門科目を設定し、本専攻の教育目標を達成するための教育課程を体系的に編成する。
- ⑧ 演習、実習、フィールドワーク等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑨ キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑩ 成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

- 幼稚園教諭一種免許状
- 保育士資格
- 認定心理士
- こども音楽療育士
- 園芸療法士
- 社会教育主事
- 児童指導員

観光学部 観光ビジネス学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

観光ビジネス科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 観光ビジネスに関する専門知識・技能を修得し活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 観光ビジネスに関する資料の内容理解・作成・発表ができ、相手に合わせて適切に自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 観光ビジネスや地域社会の現状を把握し、課題を分析し、適切な手段で計画的に課題解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 言語や文化等が異なる多様な人々と円滑な関係を築く力を有し、目標達成のために協調して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 自ら計画し、行動し、評価し、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 地域社会に貢献する活動に自発的に取り組む意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

観光学部観光ビジネス学科は、学生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(CP1) 【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教育科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2) 【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3-1) 【専門教育】

観光学の基礎を身に付けるために観光学部基幹科目を設置する。

(CP3-2) 【専門教育】

観光ビジネスの現場に即したより専門的な知識習得のために観光学部専門科目を設置する。

(CP4-1) 【教育方法】

他者とのコミュニケーションを円滑にするために必要なPCスキル、ICTリテラシー等を身につける機会を設ける。

(CP4-2) 【教育方法】

演習やフィールドワークを通して、観光ビジネスや異文化交流の現場で実践的に学ぶ機会を設ける。

(CP4-3) 【教育方法】

座学、PBL、インターンシップやフィールドワークといった多様で実践的な学びの機会を設ける。

(CP5) 【教育方法・評価方法】

CAP制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

観 光 系… ●国内旅行業務取扱管理者 ●総合旅行業務取扱管理者 ●ツアーコンダクター(旅程管理主任者)

●北海道観光マスター検定 ●ホテルビジネス実務検定 ●観光ビジネス実務士

ビジネス系… ●実践キャリア実務士 ●ビジネス実務マナー検定 ●サービス接客検定

●秘書能力検定 ●簿記能力検定

語 学 系… ●TOEIC、TOEFL ●観光英語検定 ●実用英語技能検定 ●旅行業英語検定 ●ビジネス英語検定

●ボランティア通訳検定 ●中国語検定 ●韓国語検定

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

観光学部 国際観光学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

国際観光学科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 国際観光分野に関する知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 資料やレポート等の内容理解・作成・発表ができ、相手や状況に合わせて適切に自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 国内外の観光を取り巻く現状を把握し、課題を発見し、根拠に基づき分析することで、改善や解決のための方法をまとめることができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 他者との円滑な関係を築く力を有し、目標達成のために協調して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 国際観光振興や町づくりに関して、自ら計画し、行動し、評価し、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 観光分野による地域社会活動に貢献する姿勢を身につけ、その意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

国際観光学科は、豊かな教養もてなしの姿勢を培い、地域の観光振興、観光文化に資する国際観光についての専門的、実践的な知識を修得し、国際観光分野で活躍する人材の育成を目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ① 高大接続の観点から、大学教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ② 「国際観光論」、「国際観光ビジネス」、「インバウンド概論」などを中心に国際観光の基礎的知識の修得に関する科目を設定する。
- ③ 「アジア観光論」、「観光地形成」などを中心に国際観光の専門知識の修得に関する科目を設定する。
- ④ 「海外観光研修」、「観光ボランティア」などを中心に国際観光の実践的知識の修得に関する科目を設定し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑤ キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。「観光学部共通科目」に配置している「ホスピタリティ論」、「観光実践演習」などは自立して行動できる姿勢を養う科目である。加えて、「キャリア科目」に設定されている「インターンシップA」などは企業の受入の承諾があって成立する科目であり、社会人としての礼儀、職務に対する勤勉性などが企業により評価されるため、事前に自主的に姿勢を整えることが不可欠である。
- ⑥ 成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

- 北海道観光マスター検定 ● 北海道地域ガイド検定(小樽、函館、十勝) ● 総合旅行業務取扱管理者
- 国内旅行業務取扱管理 ● ツアーコンダクター(旅程管理主任者) ● サービス接客検定
- 実践キャリア実務士 ● 観光ビジネス実務士 ● 図書館司書 ● 社会教育主事 ● TOEIC
- 実用英語技能検定(2級) ● 観光英語検定(2級) ● 全国通訳案内士

スポーツ人間学部 スポーツビジネス学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

スポーツビジネス学科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 情報を収集、整理、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 人間関係やチームワークを形成するために、自分の意見をわかりやすく伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 現状を分析し、課題を明らかにするとともに、その解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 地域住民や多様な関係者と相互理解を深め、目標に向かって合意形成に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 計画・行動・評価・改善を図りながら、知識・技術を更新し、継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 地域に対する高い関心を持ち、理解を深め、社会に貢献することができる。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

スポーツ人間学部スポーツビジネス学科は、学生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(CP1) 【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教育科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2) 【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3-1) 【専門教育】

スポーツ・健康・スポーツビジネスに関する専門的な知識・技能を身に付けることができるように、系統性と順次性を踏まえ、期別及び学年配置を行う。

(CP3-2) 【専門教育】

スポーツ・健康・スポーツビジネスを中心にすえ、さらにそれらを複合的に扱う科目を配置し、学科専門科目を展開する。

(CP3-3) 【専門教育】

全学共通科目との連動を図り、基礎的知識とスポーツ現場をつなぐ往還的な科目展開をする。

(CP4-1) 【教育方法】

コミュニケーション能力や他者と協働する力の向上を図るため、PBLやグループワーク等のアクティブラーニングにより、主体的・対話的で深い学びを実現する。

(CP4-2) 【教育方法】

知識・技術の習得と現場での活用を往還的に展開し、学びの意欲の喚起と現場で生きる知識・技術の習得を図る。

(CP4-3) 【教育方法】

国内外での実践的なフィールドワーク科目を1・2年次に配置し、専門科目の学びへの意欲を高めるとともに、現場見学、ゲストによる聴講学習等により、現場を重視した実践的な学びを展開する。

(CP4-4) 【教育方法】

リーダー養成の観点から、異学年共修型のピアサポートによるPBL等のアクティブラーニング型の科目を配置し、能動的・自主的な学修の充実を図る。

(CP5) 【教育方法・評価方法】

CAP制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

- 実践キャリア実務士 ●社会教育主事
- 日本レクリエーション協会認定 レクリエーションインストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者
- 日本スポーツ協会認定 公認コーチングアシスタント、アシスタントマネジャー(受験資格)
- 日商リテールマーケティング(販売士)検定3級・2級、簿記3級・2級 ●フィットネスクラブ・マネジメント技能士3級
- 健康体力づくり事業財団認定 健康運動指導士(受験資格)

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

スポーツ人間学部 スポーツ指導学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

スポーツ指導学科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 専門知識を科学的視点に基づいて理解するとともに、各種の運動・スポーツならびにその指導を行うための技能に習熟し、それらを活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 集団において相互理解を深め、問題や課題について情報を共有し、自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 科学的視点に基づいた分析・検討により課題を明らかにし、合理的な手段を用いてその解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) スポーツ・インテグリティに対する理解に基づき、目標達成のために他者と協働して課題に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 信頼性と妥当性の高い情報の収集を通じて自らの計画・行動を評価し、改善を図りながら能動的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) スポーツの振興ならびに生涯スポーツの実現に向けた持続可能な取り組みを通じて、地域社会に貢献しようとする意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

スポーツ人間学部スポーツ指導学科は、学生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示した資質・能力を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(CP1) 【初年次教育】

高等学校から大学への円滑な移行を図るため、能動的に学び続ける力を身に付けることができるように、全学共通教育科目として初年次教育科目を配置する。

(CP2) 【教養教育】

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、全学共通教育科目として人文、社会分野を中心に教養教育科目を配置する。

(CP3-1) 【専門教育】

学科専門科目としてスポーツ指導分野に関する基礎的知識と技能の科学的視点からの理解に関する科目を配置する。

(CP3-2) 【専門教育】

学科専門科目としてスポーツパーソンシップ及びリーダーシップに基づく指導力の獲得に関する科目を配置する。

(CP3-3) 【専門教育】

学科専門科目としてスポーツ指導分野の課題分析力の修得に関する科目を配置する。

(CP4-1) 【教育方法】

専門的な知識及び技能、倫理的思考力の育成を目的とした科目群を編成し、実践的、能動的な学修環境の整備に繋げる。

(CP4-2) 【教育方法】

演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びの機会を設け、学生の能動的な学修環境を整備する。

(CP4-3) 【教育方法】

キャリア形成の観点から、学生の社会的・職業的な自立に必要な能力・態度の育成を図るために、教育過程における科目の位置づけと各科目において達成すべき目標を明示する。

(CP5) 【教育方法・評価方法】

CAP制により十分な学修時間を確保し、授業時間外の学習を促すことで単位の実質化を図るとともに、明確で客観的な評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

●中学校教諭一種免許状(保健体育) ●高等学校教諭一種免許状(保健体育) ●社会教育主事 ●実践キャリア実務士

[日本スポーツ協会認定] ●公認コーチングアシスタント ●ジュニアスポーツ指導員

[日本レクリエーション協会認定] ●レクリエーションインストラクター ●スポーツ・レクリエーション指導者

[日本トレーニング指導者協会認定] ●トレーニング指導者

[日本ストレングス&コンディショニング協会(NSCAジャパン)認定]

●ストレングス&コンディショニングスペシャリスト(CSCS) ●パーソナルトレーナー(NSCA-CPT)

[健康・体力づくり事業財団認定] ●健康運動指導士

札幌国際大学大学院のポリシー

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

札幌国際大学大学院は、建学の礎に則り、専門領域における学術理論および応用に関して教授研究しその深奥を究め、高度専門職業人としての実践能力を身に付け、社会・文化の進展に寄与することを目的としている。(大学院学則第1条)

卒業認定・学位授与の方針に示す自由、自立、自省の姿勢、地域社会、国際社会への貢献姿勢、高度な知識、技能、実践能力を身に付けた高度専門職業人を育成するため、各研究科においてこれらを達成するための教育課程を編成し実施する。

- ①教育課程を通じて自由、自立、自省の姿勢を醸成する。
配置されている授業を通じての深い学識の修得、様々な学術分野の研究蓄積に対する接近を促し、思考力、判断力の育成に努める。
- ②演習科目等を通じて地域社会等への貢献姿勢を醸成する。
自己の思考、判断の妥当性、信頼性を確認するため、地域社会における実践場面を提供する。
- ③各専門領域の講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。
専門分野に関する深い学識を修得するため、体系的に講義、演習、実習等の授業を配置し、研究科の教育目的に沿った編成となっている。
- ④各専門領域において高度な実践能力を養うため地域社会等との協同を深める。
専門分野においては地域社会等において実践的考察を行う機会を提供しているが、こうした機会における実践的考察は地域社会等の人たちの協力の下で行われるため、協同の構えを備え、地域社会等との好ましい関係を形成することが不可欠となる。

観光学研究科 観光学専攻修士課程

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

学位:修士(観光学)

「観光文化、観光振興、観光産業・事業を研究領域とし、日本の観光産業の発展と観光を通じた地域づくりの実践に資する高度な専門職業人を養成する」という本研究科の目的を達成するため、下記の通り修士課程修了までに修得すべき能力を定める。これらの能力は研究科の所定単位修得と修士論文審査および試験の合格により、その達成を判断し、学位規則に従い修士(観光学)の学位を授与する。

教育目標:修了までに修得すべき能力

- ①観光産業の発展および観光を通じた地域づくりの実践に資する高度な専門的理論および応用知識
- ②日本の観光産業および観光を通じた地域づくりに貢献し得るコミュニケーション能力
- ③高度な専門職業人として要求される汎用技能

卒業認定(修了)・学位授与

下記の要件をすべて満たす学生は修士の課程を修了したものと認める。

- ①本研究科に2年以上在学すること。ただし、特に優れた業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。
 - ②必修科目6単位、選択科目24単位以上で最低必要単位数30単位以上を修得すること。
 - ③必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、審査および試験に合格すること。
- *職業を有しているなどの事情により、2年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生がその旨を申し出た時には、長期履修学生として認める。

単位修得

教育課程から、必修3科目6単位、選択科目A類・B類・C類の各区分から4単位以上、D類から6科目12単位以上、併せて30単位以上を修得することが必要である。

修士論文審査

修士論文は、概ね以下のような基準により評価される。

- ①論文で用いた分析概念および研究内容に独創性がみられる。(独創性)
- ②テーマおよび問題意識ならびに論理構成および結論が明確である。(明確性)
- ③先行研究の吟味および調査研究の吟味が十分なされている。(信頼性)
- ④適切な表現、専門用語を用いていて、結論に導くまでの論文構成が妥当である。(妥当性)
- ⑤将来、観光研究の蓄積および観光事業・観光振興に寄与できる。(将来性)

面接試験

面接試験は、概ね以下のような基準により評価される。

- ①論文の論旨が明確である。
- ②論文の説明がわかりやすい。
- ③質問に対して的確に答えている。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

本研究科では、ディプロマ・ポリシー達成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

観光学研究科観光学専攻は、日本の観光産業の発展と観光を通じた地域づくりの実践に資する高度な専門職業人を養成することを目的としており、この目的を達成するため教育課程は「観光文化」、「観光振興」、「観光産業・事業」領域から編成されている。

教育課程

- ①授業科目は「必修科目」と「選択科目」で構成されており、「必修科目」の「観光研究テーマ演習」「修士論文指導演習Ⅰ・Ⅱ」の3科目6単位は学生が観光学の学識を深め、研究テーマに関わる思考力を育成する上で不可欠な授業科目として位置づけている。
- ②観光学の理論に関しては選択科目のA類に、方法に関しては主として選択科目のB類、C類、D類に、応用に関しては主として選択科目のB類、D類に配置している。必修科目に配置されている3科目は修士論文または課題研究(特定の課題)作成のための個別指導に重点を置いたものであり、1年目に論文構想、2年目に論文作成といった段階的編成となっているが、長期履修(3年~5年)の場合は履修期間に応じて指導体制を整えている。
- ③観光学研究は様々な観光場面を対象としているため、D類の科目数は他類より多く配置している。
- ④学生の能動的学修の充実を図るため、適宜、学生が研究のためフィールドで学ぶ機会を用意している。D類に配置されている科目では学生の思考力、判断力の妥当性、信頼性を確認するため、フィールドワークの機会が用意されており、地域社会等との接触の中で協同する姿勢、自己の思考力、判断力を磨き、実践力を身に付けることになる。

本研究科では、成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等ならびに学則、規程等に定める所定単位修得、修士論文審査および試験により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

心理学研究科 臨床心理専攻修士課程

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

学位:修士(臨床心理)

「臨床心理学の実践を通し、地域社会に貢献する人材を輩出する」という本研究科の目的を達成するため、下記の通り修士課程修了までに修得すべき知識と技能を定める。これらの能力(知識・技能)は研究科の教育課程による所定の単位の修得と課題研究論文審査および試験の合格により、その達成を判断し、学位規則に従い修士(臨床心理)の学位を授与する。

教育目標:修了までに修得すべき能力

- ①臨床心理に関する高度な知識と技能
- ②臨床心理学的研究法と観察事実の分析法
- ③自己の意見や思考を論理的に伝える論文作成能力と発表の技能
- ④現代社会の臨床心理的課題の理解

卒業認定(修了)・学位授与

下記の要件をすべて満たす学生は修士の課程を修了したものと認める。

- ①本研究科に2年以上在学すること。ただし、特に優れた業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ②定められた履修要件によって必修科目・選択必修科目を含む38単位以上を履修すること。
- ③必要な研究指導を受け、課題研究論文を提出し、審査および試験に合格すること。

※職業を有しているなどの事情により、2年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生がその旨を申し出た時には、長期履修学生として認める。

単位修得

- ①教育課程から、必修14科目26単位、選択科目A～E科目群からそれぞれ1科目2単位以上を含む合計12単位以上を修得することが必要である。
- ②実習科目の履修は基礎から応用の順序に従い、科目内と科目間で総合的に実施される臨床心理学的スーパーバイズを受け、カンファレンスへの出席が必須である。

課題研究作成

- ①研究科の定める「課題研究作成ガイド」に従い課題研究を提出する。
- ②入学者は1年目に、研究テーマと研究計画書を準備し、2年目に「課題研究指導I・II」により課題研究指導を受け、さらに本学研究科の臨床心理士の指導を適宜受け論文を執筆する。
- ③課題研究のテーマは臨床心理学に資するもので、調査研究、実践研究、実験報告、観察報告など、資料に基づく論考でなければならない。
- ④テーマおよび研究計画は本研究科研究倫理審査委員会の審査を受けなければならない。

課題研究論文審査

提出された課題研究について、研究目的、方法、結果、考察、今後の課題等について、構想力、実証性、構成員・表現力、論述・倫理性の観点から複数の教員により評価される。

面接試験

提出された論文に関し、研究目的、方法、結果、考察、今後の課題等に関連した質疑応答により、説明能力、知識、臨床能力、質疑応答能力の観点から複数の教員により評価される。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

本研究科では、ディプロマ・ポリシー達成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

心理学研究科臨床心理専攻は、高度で専門的な職業能力を有し、社会の要請に応じることのできる臨床心理実務技能を有する人材を養成することを目的としており、この目的を達成するため下記の教育課程を編成している。また、本研究科は日本臨床心理士認定協会の第1種指定校として認定されており、その認定要件も満たすものとしている。

教育課程

- ①授業科目は「必修科目」、「選択科目」、「実習科目」から構成されており、「必修科目」は臨床心理学の基礎理論を修得する「臨床心理学特論I」から対人援助の基本となる面接の基本的考え方、心理査定の方法論等を修得する「臨床心理面接特論I」、「臨床心理査定演習I」、心理臨床の人間観、臨床の具体的技法を修得する「臨床心理基礎実習I」等が配置されている。「選択科目」は発達、認知、家族といった幅広い心理学の理論、方法等を修得する科目が配置されている。「実習科目」は心理士の実践場面等を想定し、学識と経験を高める実務型の科目が配置されている。
- ②臨床心理の理論や研究を実践する実際の体験を通し、心理士として必要な知識と技能を培うため、選択の実習科目の履修時期は、履修者の学習計画を考慮して展開する。
- ③実習科目の履修と評価に関する「実習の手引き」を準備し、効果的な指導を行う。学生は実践、実務実習場面を通じて他者と協同する姿勢等を修得することになる。
- ④長期履修(3年)の場合は履修期間に応じて指導体制を整えている。

本研究科では、成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等ならびに学則、規程等に定める所定単位修得、課題研究論文審査および試験により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

スポーツ健康指導研究科 スポーツ健康指導専攻修士課程

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

学位:修士(スポーツ健康指導)

「スポーツ健康領域における専門性の高い理論、指導技法および実践法を修得し、少子高齢化社会におけるスポーツを通じた健康の維持および増進に寄与する高い実践能力を有するスポーツ健康指導者を養成する」という本研究科の目的を達成するため、下記の通り修士課程修了までに修得すべき能力を定める。これらの能力は、研究科の所定単位修得と課題研究論文審査および試験の合格により、その達成を判断し、学位規則に従い修士(スポーツ健康指導)の学位を授与する。

教育目標:修了までに修得すべき能力

- ①スポーツ健康指導者に不可欠な専門的知識
- ②スポーツ健康指導者としての指導・実践能力と人間形成に関わる思考や経験知
- ③子どもおよび高齢者を対象としたスポーツ健康指導の実践能力
- ④研究テーマを考え、研究を行う一連の過程で培われる能力

卒業認定(修了)・学位授与

下記の要件をすべて満たす学生は修士の課程を修了したものと認める。

- ①本研究科に2年以上在学すること。ただし、特に優れた業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。
 - ②定められた履修要件によって必修科目・選択必修科目を含む30単位以上を履修すること。
 - ③必要な研究指導を受け、課題研究論文を提出し、審査および試験に合格すること。
- ※職業を有しているなどの事情により、2年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生がその旨を申し出た時には、長期履修学生として認める。

単位修得

教育課程から、必修9科目18単位、選択科目17科目から12単位以上を含む合計30単位以上を修得することが必要である。

課題研究作成

<健康社会分野>、<身体構造と運動機能分野>および<スポーツ健康指導分野>のいずれかの領域の教育研究を十分に担当できる専任教員のもと、課題研究成果となる課題研究論文作成を行う。

課題研究論文審査

- ①課題研究論文審査委員会の設置
課題研究論文を審査するための機関として、研究科長を委員長とする課題研究論文審査委員会を研究科内に設置する。委員長は、提出された課題研究論文毎に、課題研究を担当する専任教員から審査委員2名を選出する。当該学生の研究指導者以外の委員1名を主査とし、研究指導者を副査とする。
- ②審査方法
所定の期日までに提出された課題研究論文を評価する。評価項目は、研究の独自性、構成力および表現力とする。さらに、面接審査を行い、その内容を問う。
- ③審査結果
課題研究論文の審査結果は合格、不合格または再提出とする。
- ④再提出
課題研究論文に不備がある場合には、再提出とすることがある。再提出は、指摘された問題点を修正し、2週間以内に行うものとする。再提出された課題研究論文は通常の課題研究論文審査方法に準じて評価される。

面接試験

提出された論文に関し、研究目的、方法、結果、考察、今後の課題等に関連した質疑応答により、研究の独自性、構成力および表現力の観点から、複数の教員によって評価される。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

本研究科では、ディプロマ・ポリシー達成のため、またスポーツ健康領域における専門性の高い理論、指導技法および実践法を修得し、少子高齢化社会におけるスポーツを通じた健康の維持および増進に寄与する高い実践能力を有するスポーツ健康指導者を養成するという研究科の目的を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

教育課程

- ①「スポーツ健康基本科目」において、スポーツ健康指導者に不可欠な、現代社会における健康の諸問題や身体構造と運動機能に関する科目を配置している。ここでは「身体運動機能特論」、「人体構造学特論」、「健康社会学特論」を「必修科目」としている。
- ②「スポーツ健康指導科目」において、スポーツ健康指導に必要な理論、指導技法および実践法を修得するための科目を配置しているのみならず、自己の人間形成に関わる思考や経験知を修得するための科目を配置している。身体機能の発達とトレーニング、身体機能の老化と運動訓練の観点から指導できる指導技法および実践法を重視した科目を配置している。ここでは「コーチング特論」、「健康教育特論」を「必修科目」としている。また、研究科の特色である地域との協同を基軸とした「高齢者スポーツ演習」、「ジュニアスポーツ演習」を配置している。
- ③「研究指導演習科目」において、研究テーマを考え、研究を行い、その一連の過程で培われる能力の修得のための科目を配置している。
- ④長期履修(3年~4年)の場合は履修期間に応じて指導体制を整えている。

本研究科では、成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等ならびに学則、規程等に定める所定単位修得、課題研究論文審査および試験により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

札幌国際大学短期大学部のポリシー

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

札幌国際大学短期大学部は「教育理念」を踏まえて、次のように学位授与の方針を定める。「専門知識・技能を活用する力」「コミュニケーション能力」「課題を発見し、解決する力」「多様性の理解と協働する力」「能動的に学び続ける力」「社会に貢献する姿勢」の各項目に関して、以下の基準に到達するように編成された各学科の教育課程において、所定の単位を修得した者に対して学位規則に従い短期大学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 各学科の専門分野に関する知識・技能を修得し、活用することができる。

【コミュニケーション能力】(主体性・多様性・協働性・思考力・表現力)

(DP2) 資料やレポート等の内容理解・作成・発表ができ、相手や状況に合わせて適切に自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力)

(DP3) 現状を分析し、課題を明らかにした上で、適切な手段で計画的にその解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 他者との円滑な関係を築く力を有し、目標達成のために協調して物事に取り組むことができる。

【能動的に学び続ける力】(技能・主体性・思考力)

(DP5) 自ら計画し、行動し、評価し、改善を図りながら継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 地域社会に貢献する姿勢を身に付け、その意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

札幌国際大学短期大学部は建学の精神に則り、実際の専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活および社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ① 高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すために、各学科に初年次教育科目を設定し、組織的な初年次教育の充実を図る。
- ② 建学の礎(自由・自立・自省の精神)による人間形成を重んじ、学科の教育目的に応じて自主、自律、協同の精神修得のための科目を設定する。
- ③ 実際の専門教育と職業教育を目的として、各専門分野の知識、技能修得のための科目を設定する。
- ④ 生活・社会・文化への貢献のために、学科の教育目的に応じて、修得した知識、技能を用いて諸課題の解決に資する科目を設定する。
- ⑤ 演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑥ キャリア形成の観点から、社会人基礎力修得のためのキャリア科目を設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑦ 成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

短期大学部 総合生活キャリア学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

総合生活キャリア学科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、卒業まで下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い短期大学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 自立した職業人に必要な教養と実務能力を有し、社会で活用することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 多様な場で、相手を理解し、自らの考えを伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 変化する社会に対応し、課題の発見や解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 広い視野や他者への理解により、多様な人々と協働することができる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 社会の情勢・状況に応じて、自己実現のために学び続けることができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 自立した社会人としての自覚を持ち、地域社会に貢献する意欲を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

総合生活キャリア学科は、自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成しており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ① 高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ② 建学の礎(自由・自立・自省の精神)による人間形成を重んじ、学科の教育目的に応じて自主、自律、協同の精神修得のための科目を設定する。
- ③ 質保証の基礎固めのため学科スタンダードを設定し、1年次の早期に、必修教養科目で基礎知識や技能を身につける。
- ④ 学科教育の2本柱を明確化するため4セメスターにわたり、生活・キャリア科目を配置し、教養教育の中心軸とする。
- ⑤ 体験を通して学習させるアクティブラーニング(フィールドワーク、インターンシップ、教室内PBL、課題解決演習等)を通して、生活とキャリアについて学習する。記憶して覚える学習ではなく、体験と経験をを通して気づき、定着する深い学びを設定する。
- ⑥ 教養科目群に3つのコースユニットを設定し、コースの学びの方向性を意識する。コースの特色を明確にし、多様な学びの中に一つ芯を通す。
- ⑦ 成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位数修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。

取得を推奨する資格

- 実践キャリア実務士 ● 図書館司書 ● ビジネス実務士[®] ● 情報処理士[®] ● 上級秘書士[®] ● 上級秘書士[®](メディカル秘書)
- 日本漢字能力検定 ● 日商PC検定 ● 秘書技能検定 ● 調剤薬局事務 ● 医療事務 ● 登録販売者
- 実用英語技能検定 ● TOEIC ● 簿記検定(日商・全経) ● 日商リテールマーケティング(販売士)検定
- 色彩検定 ● ビジネス文書検定 ● ファッション販売能力検定 ● 食生活アドバイザー
- ビジネス能力検定(ジョブパス) ● 日本語検定

08 | 教育目標・教育課程の仕組み

短期大学部 幼児教育保育学科

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

幼児教育保育学科は、所定の期間在学し、所定の単位数を修得し、卒業まで下記に示す姿勢や能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位規則に従い短期大学士の学位を授与する。

【専門知識・技能を活用する力】(知識・技能・判断力)

(DP1) 保育の知識や技術を身に付け、子どもの発達段階に応じた保育ができ、保護者支援の重要性を理解することができる。

【コミュニケーション能力】(思考力・表現力・主体性・多様性・協働性)

(DP2) 保育者として、多様な表現方法を身に付け、相手や状況を理解し、自らの考えを子ども、保護者、同僚に伝えることができる。

【課題を発見し、解決する力】(技能・思考力・判断力・表現力・主体性)

(DP3) 保育者として、現状を把握し、分析する中で論理的な思考を身に付け、適切な方法で課題解決に取り組むことができる。

【多様性の理解と協働する力】(知識・主体性・多様性・協働性・関心)

(DP4) 保育者として、価値観の多様性を理解し、他者を尊重できる態度を身に付け、目標達成のために同僚と協働できる。

【能動的に学び続ける力】(思考力・主体性・意欲)

(DP5) 子どもや保護者を支えるための知識や技術を自主的・継続的に学ぶことができる。

【社会に貢献する姿勢】(主体性・多様性・協働性・意欲・関心)

(DP6) 保育者の社会的な使命を自覚し、地域社会に貢献する責任感を有する。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

幼児教育保育学科は、現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた国際感覚と、人間性が豊かな保育者を養成することを目的としており、学生が卒業までにこの目的を達成するための教育課程を下記に示す教育課程編成・実施の方針に基づき設定する。

- ① 高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の充実を図る。
- ② 2年間の学修により保育者として必要な基礎力を身に付けることを目的として、子どもの健やかな成長を支えるための科目、子どもへの教育をおこなうための科目、保護者を支援するための科目、社会人として必要な教養を身に付けるための科目を設定する。
- ③ 本学科の教育を特徴づけるため、学びの土台を育てる「子どもの遊び演習」、「ことばの力」や、学生の興味・関心をさらに高める「保育プロジェクト演習」、「表現課題演習(基礎)」などを設定する。
- ④ 理論、演習、実習のそれぞれの科目を適切に配置し有機的に関連させることを目的として、自分が学んでいる科目がどのような意味をもち、どのような到達目標があるのかを自覚できる「カリキュラム・ステップ」を設定し、科目を配置する。
 - ステップ0「学びへの期待を高める」
 - ステップ1「保育という仕事を知る」
 - ステップ2「子どもを知る」
 - ステップ3「保育の方法を知る」
 - ステップ4「保育者支援を知る」
 - ステップ5「保育者としての仕上げをする」
- ⑤ 演習、実習、インターンシップ等を通じた実践的・体験的な学びを重視し、能動的・自主的な学修の充実を図る。
- ⑥ キャリア形成の観点から、キャリア科目を体系的に設定し、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育む。
- ⑦ 成績評価の公正さと透明性を確保するため、シラバスに記載する成績評価基準・方法等および学則、規程等に定める所定単位数修得により学修成果を評価し、その客観性を担保するため、複層的な積み上げによる多面的・総合的な成績評価を実施する。
- ⑧ 地域社会の多文化化、国際化に対応し、様々な背景をもった人々との交流を図れるようにするため、英語力、コミュニケーション能力、多文化理解を促す科目を設定する。

取得を推奨する資格

- 幼稚園教諭二種免許
- 保育士
- こども音楽療育士

札幌国際大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 札幌国際大学(以下「本学」という。))は、柔軟な思考力と実践力を貴ぶ学風の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、自由、自立、自省の精神による人間形成を重んじ、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人を育成することを目的とする。

(点検及び評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価(次項において「認証評価」という。))を受けるものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果並びに前項の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第 3 条 本学に、次の学部を置く。

人文学部

観光学部

スポーツ人間学部

2 前項の学部ごとの学科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

人 文 学 部	国際教養学科	入学定員	60人	収容定員	240人
	心理学科	入学定員	130人	収容定員	520人
	臨床心理専攻 子ども心理専攻	入学定員	80人	収容定員	320人
		入学定員	50人	収容定員	200人
観 光 学 部	観光ビジネス学科	入学定員	110人	収容定員	440人
ス ポー ツ 人 間 学 部	スポーツビジネス学科	入学定員	60人	収容定員	240人
	スポーツ指導学科	入学定員	80人	収容定員	320人

3 前項の学部及び学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 人文学部は、人間の理解をテーマに真理を探究する心と感性を養い、人文学の知識をもとに自立して行動する人材を育成する。

① 人文学部国際教養学科は、「全人教育」により、アジアに位置する日本の大学として歴史を誠実に見つめ、異なる文化や考え方を柔軟に受けとめ「理解する力」、「活かす力」、「自己発信する力」を獲得する人材を養成する。

② 人文学部心理学科は、教養教育によって培われる豊かな人間性を基盤に、心理学の基礎理論と臨床心理学的援助及び幼児教育・保育の知識と技能を習得して、医療、福祉、教育、保育などの現場で、専門的対人援助が行える基礎力を育成する。

(2) 観光学部観光ビジネス学科は、観光に関する専門的知識・実践的な知識を有し、豊かな教養をもてなしの姿勢を培い、観光ビジネス、観光振興、観光文化について体系的・実践的に学習し、観光を通じた地域振興と国内・国際観光のあらゆる分野で活躍できる人材を育成する。

(3) スポーツ人間学部は、生涯学習社会への移行とともに高まっているスポーツや健康に対する社会の要請に応え、地域スポーツの振興と個人の健康づくりに貢献できる有為な人材を育成する。

① スポーツ人間学部スポーツビジネス学科は、スポーツや健康に関する知識を習得し、スポーツビジネスの現場で活躍できる人材を育成する。

② スポーツ人間学部スポーツ指導学科は、生涯スポーツの育成発展に努めながら、スポーツを通して地域社会に貢献できる教養豊かなスポーツ指導者を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。但し、第31条により休学した期間は在学期間に含まない。

3 第26条第1項及び第28条第1項の規定により入学を許可された者は、各条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 5 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 開学記念日 6月27日

(4) 夏季休業日 8月上旬から9月下旬まで

(5) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休業日 2月上旬から3月下旬まで

但し、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の始期と終期は、毎年度の学事暦に基づき決定する。

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目、単位数及び履修方法

(教育課程の編成)

第 8 条 教育課程の編成に当たっては、本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第 9 条 授業科目は、全学共通教育科目、学科科目、教職課程に関する科目、図書館司書課程に関する科目及び社会教育主事に関する科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第1から別表第9に定めるところによる。

(所要単位の取得)

第 9 条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(所要単位の取得)

第 10 条 学生は、別表第1から別表第6までの学科別教育課程表のうち、定めにしたがい、所属する学部・学科の授業科目のなかから、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、124単位以上修得しなければならない。

(単 位)

第 11 条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第9条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第 12 条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 13 条 授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して(以下「試験等」という。))所定の単位を与える。

2 試験等は、筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は上位より優+(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)をもって表し、可以上を合格とする。

3 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、単位認定を認定と表記することができる。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第 14 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

人文学部

心理学科子ども心理専攻 幼稚園教諭一種免許状

スポーツ人間学部

スポーツ指導学科 中学校教諭一種免許状 保健体育

高等学校教諭一種免許状 保健体育

(学芸員資格の取得)

第 15 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法(昭和26年法律第285号)及び同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格取得に関する規程は、別に定める。

(社会教育主事資格の取得)

第 16 条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、社会教育法(昭和24年法律第207号)及び社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事の資格取得に関する規程は、別に定める。

09 学則・規程

(保育士資格の取得)

第16条の2 人文学部心理学科子ども心理専攻において保育士となる資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の規定に基づく厚生労働省告示の定めるところに従って、本学が別に定める授業科目のなかから、必要な単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格取得に関する規程は、別に定める。

(図書館司書資格の取得)

第16条の3 図書館司書の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)の定めるところに従って、本学が別に定める授業科目のなかから、必要な単位を修得しなければならない。

2 図書館司書の資格取得に関する規程は、別に定める。

(公認心理師受験資格の取得)

第16条の4 公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、公認心理師法(平成27年法律第68号)及び同法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 公認心理師の受験資格取得に関する規程は、別に定める。

(日本語教員養成課程)

第16条の5 本学に日本語教員養成課程を置く。

2 日本語教員養成課程を修了しようとする者は、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得し、かつ卒業に必要な単位を修得しなければならない。

3 日本語教員養成課程に関する規程は、別に定める。

(本学の他学部又は他学科等における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が所属する学部・学科以外の学部・学科若しくは札幌国際大学短期大学部において授業科目を履修させることができる。この場合、履修した授業科目について、修得した単位を学生が所属する学部・学科において履修したものとみなす。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合について準用する。

3 前2項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第17条並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第62条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第18条第2項の場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第17条並びに第18条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他学部・学科及び本学以外の学修等による単位認定に関する事項)

第21条 第17条から第19条及び前条による単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、退学、留學、転学、除籍及び復籍等

(入学の時期)

第22条 入学(第27条に定める転学部及び転学科並びに第28条に定める転入学及び再入学を含む。)の時期は、第6条に定める各学期の始めとする。

(入学の資格)

第23条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入

学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法第90条の規定により大学に入学した者であって、本学において、当該者を大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学、高等専門学校又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(5) 本学において、個別の入学資格審査により、当該各号の者と同等以上の学力があると認められた者で20歳に達したもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(転学部、転学科)

第27条 学生が他の学部転学部及び転学科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、許可することができる。

2 前項の規定により転学部及び転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の認定等については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(転入学・再入学)

第28条 次の各号の一に該当する者については、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学に1年以上在学する者又は大学に1年以上在学し退学した者で本学に転入学を希望する者

(2) 第34条の規定により退学した者で、再入学を希望する者。ただし、再入学後、再び退学した者を除く。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(入学手続き及び入学許可)

第29条 選考の結果合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定め本学所定の書類を提出するとともに、入学金その他の諸納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第30条 保証人はその学生の保護者である成年者で、学生について責任をはたすことのできる者でなければならない。

2 保証人が転居、または改姓したときは、その旨直ちに届け出なければならない。

3 保証人が死亡その他の理由でその責をつくことができなるときは直ちに後継者を定めて届け出なければならない。

4 保証人を不適当と認めるときは、その変更を求めることがある。

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により3月以上学修することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

2 疾病のため学修することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として延長をすることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 第26条第1項及び第28条第1項の規定により入学を許可された者の休学期間は、通算して各条第2項の規定により定められた在学すべき年数に相当する期間を超えることができない。

4 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(留学)

第35条 外国の大学等で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第4条に定める修業年限及び在学期間に含まれることができる。

(転学)

第36条 他の大学への入学または転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍し、教授会は、学長が除籍について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第32条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

3 復籍に関する規程は、別に定める。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第38条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定し、教授会は、学長が卒業の認定について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第9条の2第2項に規定する授業の方法で修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。(学位の授与)

第39条 卒業を認定された者には、札幌国際大学学位規則の定めるところにより学士の学位を授与する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。教授会は、学長が表彰について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行が不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者
- 4 懲戒について必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金及びその他の費用

(入学検定料等の金額及び納付の方法)

第42条 本学の入学金及び授業料の金額は別表第10のとおりとし、入学検定料の金額は別に定める。

- 2 納付の期間及び方法については別に定める。
- 3 実習費その他必要な費用は別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第43条 春学期または秋学期の全期間にわたり休学する者には、当該期間の授業料を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第44条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(研究生及び科目等履修生の授業料)

第45条 研究生、科目等履修生の検定料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第46条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金は返付しない。但し、入学手続きをとった者が特別の事由により入学を辞退する場合、所定の期日までに申し出があった者については、入学検定料、入学金以外の諸納入金を返還する。

第9章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第46条の2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

2 本学は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

(教職員)

第47条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。(学長の職務)

第48条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第49条 必要により副学長を置くことができる。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長及び副学長の任期)

第50条 学長の任期は2年、副学長の任期は1年とし、選考については別に定める。

(代理)

第51条 副学長(副学長が置かれていないときは、あらかじめ学長において指名した次条に規定する学部長)は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。

(学部長)

第52条 学部に学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(学部長の任期等)

第53条 学部長の任期は1年とし、選考については、別に定める。

(学部会議)

第53条の2 学部に関する事項を協議するため、学部に学部会議を置く。

2 学部会議について必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第54条 学科に学科長を置く。

(学科会議)

第54条の2 学科に関する事項を協議するため、学科に学科会議を置く。

2 学科会議について必要な事項は、別に定める。

(教務部等)

第54条の3 本学に教務部、学生部、キャリア支援センター及びアドミッションセンターを置く。

2 前項に定める組織について必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第54条の4 必要に応じ、本学に委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第54条の5 本学に事務局を置く。

2 事務局について必要な事項は、別に定める。

(職務・事務分掌)

第55条 教職員の職務・事務分掌については別に定める。

第10章 教授会、運営委員会及び合同運営委員会

(教授会)

第56条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第57条 教授会は学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 教授会において必要があるときは兼任の教員その他の職員を出席させて意見を聞きまたは報告させることができる。

(議長及び定数)

第58条 学長は教授会を招集しその議長となる。

2 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって開く。

(審議事項)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 学部、学科の増設、統廃合及び教育課程に関する事項
 - (4) 学生の除籍に関する事項
 - (5) 学生の試験等に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(その他)

第60条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(運営委員会及び合同運営委員会)

第60条の2 本学運営の円滑を期するため、本学に運営委員会及び札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会(以下「合同運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会及び合同運営委員会について必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第61条 本学において、特別の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。但し、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第62条 本学の学生以外のもので、1又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生で履修した授業科目の単位取得を希望する者には、第13条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し別段の定めがない場合は、学生に関する諸規程を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は別に定める。
(外国人留学生)

第63条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。
2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第12章 長期履修学生 (長期履修学生)

第64条 職業を有しているなどの事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生(以下、「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第13章 大学院 (大学院)

第65条 本学に、大学院を置く。
2 大学院の学則は、別に定める。

第14章 図書館 (図書館)

第66条 本学に、図書館を置く。
2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第15章 センター及び研究所 (センター及び研究所)

第67条 本学に、センター及び研究所を置くことができる。
2 センター及び研究所について必要な事項は、別に定める。

第16章 博物館 (博物館)

第68条 本学に、博物館を置く。
2 博物館について必要な事項は、別に定める。

第17章 公開講座 (公開講座)

第69条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第18章 雑則 (雑則)

第70条 この学則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

第19章 学則の改廃 (学則の改廃)

第71条 この学則の改廃は、教授会が審議し、学長の意見を聴取した上で理事会が決定する。
附則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。
この学則は、平成7年4月1日から施行する。
但し、平成7年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2について従前の規定を適用する。
この学則は、平成9年4月1日から施行する。
但し、平成9年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成11年4月1日から施行する。
但し、平成11年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成12年4月1日から施行する。
但し、平成12年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成13年4月1日から施行する。
但し、平成13年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成14年4月1日から施行する。
但し、平成14年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成15年4月1日から施行する。
但し、平成15年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成16年4月1日から施行する。
但し、平成16年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成17年4月1日から施行する。
但し、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成18年4月1日から施行する。
但し、平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成19年4月1日から施行する。
但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第5条第1項、第16条、第19条第7号の規定を除き、従前の規定を適用する。
この学則は、平成20年4月1日から施行する。
但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第14条、別表第1、別表第3、別表第7及び別表第9について従前の規定を適用する。
この学則は、平成21年4月1日から施行する。
但し、平成21年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成22年4月1日から施行する。
但し、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第3、別表第5、別表第7及び別表第9について従前の規定を適用する。
この学則は、平成23年4月1日から施行する。
但し、平成23年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第3、別表第7及び

別表第9について従前の規定を適用する。
この学則は、平成24年4月1日から施行する。
但し、平成24年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第9条、第16条の3、第42条、別表第10、別表第11を除き、従前の規定を適用する。
この学則は、平成25年4月1日から施行する。
但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第4条、第16条の2第2項及び第32条を除き従前の規定を適用する。
この学則は、平成26年4月1日から施行する。
この学則は、平成27年3月30日から施行する。
この学則は、平成27年4月1日から施行する。
但し、平成27年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成28年4月1日から施行する。
この学則は、平成29年4月1日から施行する。
但し、平成29年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第4について従前の規定を適用する。
この学則は、平成30年4月1日から施行する。
但し、平成30年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第50条を除き、従前の規定を適用する。
この学則は、平成31年4月1日から施行する。
但し、令和31年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第3、別表第6及び別表第7について従前の規定を適用する。
この学則は、令和元年9月1日から施行する。
この学則は、令和2年4月1日から施行する。
但し、令和2年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第3について従前の規定及び改正前の別表第8を、また別表第9について改正前の別表第10を適用する。
この学則は、令和3年4月1日から施行する。
この学則は、令和4年4月1日から施行する。
観光学部国際観光学科は、令和4年4月1日から学生募集を停止する。
人文学部現代文化学科は、令和4年4月1日から学生募集を停止する。
但し、令和4年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、令和4年10月1日から施行する。
この学則は、令和5年4月1日から施行する。
但し、改正後の別表第3は、令和4年4月1日以降に入学し、引き続き在学する者に適用する。
この学則は、令和6年4月1日から施行する。
但し、令和6年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに就任する学長の任期は、第50条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
但し、改正後の別表第5は、令和4年4月1日以降に入学し、引き続き在学する者に適用する。
但し、改正後の別表第3は、令和4年4月1日以降に入学し、引き続き在学する者に適用する。

札幌国際大学大学院学則

第1章 総則 (目的)

第1条 札幌国際大学大学院(以下「本大学院」という。)は、札幌国際大学の建学の礎に則り、専門領域における学術理論及び応用に関して教授研究しその深奥を究め、高度専門職業人としての実践能力を身に付け、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価(次項において「認証評価」という。)を受けるものとする。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。(研究科、専攻及び課程)

第3条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

観光学研究科 観光学専攻 修士課程

心理学研究科 臨床心理専攻 修士課程

スポーツ健康指導研究科 スポーツ健康指導専攻 修士課程

2 前項の研究科及び専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

観光学研究科観光学専攻は、わが国の観光産業の発展と観光を通じた地域づくりの実践に資する高度な専門職業人を養成することを目的とする。

心理学研究科臨床心理専攻は、高度で専門的な職業能力を有し、社会の要請に応じることのできる臨床心理実務技能を有する人材を養成することを目的とする。

スポーツ健康指導研究科スポーツ健康指導専攻は、スポーツ健康領域における専門性の高い理論、指導技法および実践法を修得し、少子高齢化社会におけるスポーツを通じた健康の維持および増進に寄与する高い実践能力を有するスポーツ健康指導者を養成することを目的とする。

3 研究科に関する規程は別に定める。

(大学院の課程)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上特別の必要がある、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合は、修業年限を1年半とすることができる。

2 教育研究上特別の必要がある、当該研究科において認められる者に対しては、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行う等の適切な方法により教育を行うものとする。

3 修士課程には4年を超えて在学することはできない。ただし、第17条により休学した期間は在学期間に含まない。

4 第13条第1項の規定により入学を許可された者は、第13条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

(入学定員及び収容定員)

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

観光学研究科	観光学専攻	入学定員	10人	収容定員	20人
心理学研究科	臨床心理専攻	入学定員	10人	収容定員	20人
スポーツ健康指導研究科	スポーツ健康指導専攻	入学定員	5人	収容定員	10人

(学年)

第6条 本大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、秋期セメスターに入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

春期セメスター	4月1日～9月30日
秋期セメスター	10月1日～翌年3月31日

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 開学記念日 6月27日
 - (4) 夏季休業日 8月上旬から9月下旬まで
 - (5) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで
 - (6) 春季休業日 2月上旬から3月下旬まで
- 但し、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の始期と終期は、毎年度の学事暦に基づき決定する。
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第9条 入学(第13条に定める転入学及び再入学を含む。)の時期は、第7条に定める各学期の始めとする。

(入学資格)

第10条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第11条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 出願の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(転入学・再入学)

第13条 次の各号の一に該当する者については、選考のうえ、相当年に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院に在学する者が所属の大学長の許可を添え本大学院に転入学を志願する者
- (2) 本大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者
- 2 前項の場合、本大学院又は他の大学院で履修した授業科目、単位及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。
- 3 第1項の場合、在学すべき年数については学長が定める。その際、研究科委員会及び大学院委員会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(入学手続及び入学の許可)

第14条 前二条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第14条の2 保証人は、学生について責任をなすことのできる者でなければならない。

2 保証人が転居、または改姓したときは、その旨直ちに届け出なければならない。

3 保証人が死亡その他の理由でその責をなすことができないときは直ちに後継者を定めて届け出なければならない。

4 保証人を不適当と認めるときは、その変更を求めることがある。

(転学)

第15条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第16条 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する高等教育研究機関に留学し、必要な研究指導を受けることができる。その際、大学院委員会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 留学期間は1年とする。但し、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。

3 前項の留学期間は、第4条第1項の修業年限に算入する。

第3章 休学、復学、退学、除籍及び復籍等

(休学)

第17条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。その際、大学院委員会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 疾病のため休学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。その際、大学院委員会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(休学の期間)

第18条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 第13条第1項の規定により入学を許可された者の休学期間は、通算して同条第3項の規定により定められた在学すべき年数に相当する期間を超えることができない。

4 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第20条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。その際、大学院委員会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍し、大学院委員会は、学長が除籍について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納入しない者
- (2) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第18条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

2 前項第1号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長はこれを許可することができる。その際、大学院委員会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 復籍に関する規程は、別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第21条の2 教育課程の編成に当たっては、本大学院の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第22条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第23条 本大学院の授業科目及び単位数は、別表1から別表3に定めるところによる。

(授業の方法)

第23条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修方法等)

第24条 研究指導及び履修に関する規程は別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、学長の許可を得て、札幌国際大学の学部の

09 | 学則・規程

授業科目を履修することができ、研究科委員会は、学長が許可の決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(単 位)

第25条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第23条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士論文、課題研究指導の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第25条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第25条の3 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、修了に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる教育職員免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

スポーツ健康指導研究科スポーツ健康指導専攻

中学校教諭専修免許状 保健体育

高等学校教諭専修免許状 保健体育

(公認心理師受験資格の取得)

第25条の4 公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、修了に必要な単位を修得するほか、公認心理師法(平成27年法律第68号)及び同法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)の定めるところに従って、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 公認心理師の受験資格取得に関する規程は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第26条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院に留学する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(第33条の規定により修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第26条第2項の場合に準用する。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院で修得した単位の認定に関する事項)

第26条の3 第26条及び前条による単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与)

第27条 単位の認定は、授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して(以下「試験等」という。)行うものとする。

2 試験等は、研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期に行う。

3 試験等の評価は、優+(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)をもって表し、可以上を合格とする。

4 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、単位認定を認定と表記することができる。

(修了の要件)

第28条 本大学院に2年以上在学し、観光学研究科の学生は別表1に定める授業科目を30単位以上、心理学研究科の学生は別表2に定める授業科目を38単位以上、スポーツ健康指導研究科の学生は別表3に定める授業科目を30単位以上それぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修了課程の目的に応じ、本大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験等に合格した者は、修士の課程を修了したものと認める。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第29条 修士課程を修了した者には、札幌国際大学学位規則の定めるところにより修士の学位を授与する。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第30条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができ、大学院委員会は学長が表彰について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(懲 戒)

第31条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、

大学院委員会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒について必要な事項は、別に定める。

第7章 研究生、委託生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 本大学院において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、研究生として許可することができる。

2 研究期間は、1年とする。但し、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第33条 本大学院の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。

(委託生)

第34条 公共団体その他の機関等から、本大学院の授業科目又は特定の課題について研究指導の委託があるときは、委託生として許可することができる。

(外国人留学生)

第35条 外国人で、高等教育を受ける目的をもって入学し、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生の取り扱いについて)

第36条 研究生及び科目等履修生の取り扱いについては、札幌国際大学国際大学国際大学科目等履修生規程の定めを準用する。

2 委託生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第8章 長期履修学生

(長期履修学生)

第37条 職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生(以下、「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学金及び授業料

(授業料等の金額及び納付の方法)

第38条 入学金及び授業料については、別表4に定めるとおりとし、検定料の金額は別に定める。

2 納付の時期及び方法については別に定める。

3 春期又は秋期の全期間にわたり休学する者には、当該期間の授業料を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第38条の2 学期の途中で退学し又は除籍された者の当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(研究生、科目等履修生及び委託生の検定料及び授業料等)

第39条 研究生、科目等履修生及び委託生の検定料及び授業料等については別に定める。

(納付金の返還)

第40条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他諸納入金は返還しない。但し、入学手続きをとった者が特別の事由により入学を辞退する場合で、所定の期日までに申し出があった者については、入学検定料、入学金以外の諸納入金を返還する。

第10章 教育研究実施組織及び運営組織

(教育研究実施組織)

第40条の2 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

2 本大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育を行うものとする。

(授業担当教員)

第41条 本大学院の授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格を満たす札幌国際大学の専任の教員がこれを行う。但し、特に必要のある場合は兼任の教員を充てることができる。

(大学院委員会)

第42条 本大学院の運営のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、副学長、関係する学部学部長、各研究科長、教務部長、アドミッションセンター長、事務局長及びその他学長が指名する者をもって組織する。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

(大学院委員会の審議事項)

第43条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了及び賞罰に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が大学院委員

会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会)

第44条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する専任の教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科長)

第45条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

第46条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 研究科の組織に関する事項
- (2) 教育研究の指導に関する事項
- (3) 教員の授業科目担当に関する事項
- (4) 研究科の授業科目、単位数及び履修方法に関する事項
- (5) 試験等、修士論文の審査及び課題研究の審査に関する事項
- (6) 課程修了の認定に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

(事務職員)

第47条 本大学院の運営に必要な事務職員を置く。

(委員会)

第47条の2 必要に応じ、本大学院に委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

第11章 研究施設及び図書館

(研究指導施設)

第48条 本大学院の教育研究のため、研究室、演習室等必要な施設を整備するものとする。

2 札幌国際大学の施設は、その教育研究に支障を生じない範囲において本大学院と共用することができる。

(教育研究上必要な資料)

第49条 本大学院は、教育研究を促進するため、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、札幌国際大学の図書館を中心に、系統的に整備するものとする。

第12章 雑 則

(雑 則)

第50条 この学則の施行に関する必要な細則は、学長が定める。

第13章 学則の改廃

(学則の改廃)

第51条 この学則の改廃は、大学院委員会が審議し、学長の意見を聴取した上で理事会が決定する。

附則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

但し、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成20年5月1日から施行する。

但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表3及び別表4について従前の規定を適用する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

但し、平成22年9月30日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、平成23年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第3条から第5条について従前の規定を適用する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第3条、第4条、第13条及び第18条を除き従前の規定を適用する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年3月30日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

但し、平成30年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和元年9月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

札幌国際大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という。))は、建学の精神に則り、実務的な専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活及び社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価(次項において「認証評価」という。)を受けるものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果並びに前項の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学科を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

総合生活キャリア学科	入学定員	40人	収容定員	80人
幼児教育保育学科	入学定員	80人	収容定員	160人

2 前項の学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 総合生活キャリア学科は、自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成する。

(2) 幼児教育保育学科は、現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた、人間性豊かな保育者を養成する。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。但し、第29条により休学した期間は在学期間に含まない。

3 第26条第1項の規定により入学を許可された者は、第26条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

春学期	4月1日から9月30日まで
秋学期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 開学記念日 6月27日
 - (4) 夏季休業日 8月上旬から9月下旬まで
 - (5) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで
 - (6) 春季休業日 2月上旬から3月下旬まで
- 但し、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の始期と終期は、毎年度の学事曆に基づき決定する。
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目、単位数及び履修方法

(教育課程の編成)

第8条 教育課程の編成に当たっては、本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第9条 授業科目は、学科科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(授業の方法)

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(所要単位の取得)

第10条 学生は、別表第1及び別表第2の学科別教育課程表の定めにしたがい、所属する学科の授業科目のなかから、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、62単位以上修得しなければならない。

(単位)

第11条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第9条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して(以下「試験等」という。)所定の単位を与える。

2 試験等は、筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は優+(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)をもって表し、可以上を合格とする。

3 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、単位認定を認定と表記することができる。

(幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格の取得)

第14条 幼児教育保育学科において幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、別表第2に定める授業科目のなかから、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従って、必要な単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第15条 幼児教育保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、本学が別に定める授業科目のなかから、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の規定に基づく厚生労働省告示の定めるところに従って、必要な単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格取得に関する規程は、別に定める。

第16条 削除

(本学の他学科における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が所属する学科以外の学科において授業科目を履修させることができる。この場合、履修した授業科目について、修得した単位を学生が所属する学科において修得したものとみなす。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は外国の大学に留学する場合について準用する。

3 前2項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第17条並びに前条第1項及び第2項より本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学者前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第57条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学者後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第18条第2項の場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学者前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては第17条、第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))及び前条第1項に

より本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(他学科及び本学以外の履修等による単位認定に関する事項)

第21条 第17条から第19条及び前条による単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、退学、留学、転学、除籍及び復籍等

(入学の時期)

第22条 入学(第26条に定める転入学及び再入学を含む。)の時期は第6条に定める各学期の始めとする。

(入学の資格)

第23条 本学に入学者ことができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、当該者を大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第24条 本学に入学者を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(転入学・再入学)

第26条 次の各号の一に該当する者については、選考のうえ、相当年次に入学者を許可することができる。

- (1) 短期大学に在学し、若しくは卒業した者で本学に転入学を希望する者
- (2) 第32条の規定により退学した者で、再入学を希望する者。ただし、再入学後、再び退学した者を除く。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(入学手続き及び入学許可)

第27条 選考の結果合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定め本学所定の書類を提出するとともに、入金金その他の諸納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第28条 保証人はその学生の保護者である成年者で、学生について責任をはたすことのできる者でなければならない。

2 保証人が転居、または改姓したときは、その旨直ちに届け出なければならない。

3 保証人が死亡その他の理由でその責をたすことができるときは直ちに後継者を定めて届け出なければならない。

4 保証人を不適当と認めるときは、その変更を求めることができる。

(休学)

第29条 疾病その他特別の理由により3月以上学修することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 疾病のため学修することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として延長をすることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 第26条第1項の規定により入学を許可された者の休学期間は、通算して同条第2項の規定により定められた在学すべき年数に相当する期間を超えることができない。

4 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(留学)

第33条 外国の大学等で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、第4条に定める修業年限及び在学期間に含まれることができる。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍し、教授会は、学長が除籍について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第30条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 復籍に関する規程は、別に定める

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第36条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定し、教授会は、学長が卒業の認定について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第9条の2第2項に規定する授業の方法で修得した単位数は、30単位数を超えない範囲で認定する。

(学位の授与)

第37条 卒業を認定された者には、札幌国際大学短期大学部学位規則の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰ことができ、教授会は、学長が表彰について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

(懲戒)

第39条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒について必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金及びその他の費用

(入学検定料等の金額及び納付の方法)

第40条 本学の入学金及び授業料の金額は別表第3のとおりとし、入学検定料の金額は別に定める。

2 納付の期間及び方法については別に定める。

3 実習費その他必要な費用は別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第41条 春学期又は秋学期の全期間にわたり休学する者には、当該期間の授業料を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第42条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(科目等履修生の授業料)

第43条 科目等履修生の検定料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第44条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納金は返付しない。但し、入学手続きをとった者が特別の事由により入学を辞退する場合、所定の期日までに申し出があった者については、入学検定料、入学金以外の諸納金を返還する。

第9章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第44条の2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

2 本学は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在

を明確にする。

(教職員)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。(学長の職務)

第46条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統轄する。(副学長)

第47条 必要により副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長及び副学長の任期)

第48条 学長の任期は2年、副学長の任期は1年とし、選考については別に定める。(代理)

第49条 副学長(副学長が置かれていないときは、あらかじめ学長において指名した教授)は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。

(学科長)

第50条 学科に学科長を置く。

(副学科長)

第50条の2 必要により学科に副学科長を置くことができる。

(学科会議)

第50条の3 学科に関する事項を協議するため、学科に学科会議を置く。

2 学科会議について必要な事項は、別に定める。

(教務部等)

第50条の4 本学に教務部、学生部、キャリア支援センター及びアドミッションセンターを置く。

2 前項に定める組織について必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第50条の5 必要に応じ、本学に委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第50条の6 本学に事務局を置く。

2 事務局について必要な事項は、別に定める。

(職務・事務分掌)

第51条 教職員の職務・事務分掌については別に定める。

第10章 教授会、運営委員会及び合同運営委員会

(教授会)

第52条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第53条 教授会は学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 教授会において必要があるときは兼任の教員その他の職員を出席させて意見を聞きまたは報告させることができる。

(議長及び定数)

第54条 学長は教授会を招集しその議長となる。

2 教授会の会議は構成員の3分の2以上の出席をもって開く。

(審議事項)

第55条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 学科の増設、統廃合及び教育課程に関する事項
 - (4) 学生の除籍に関する事項
 - (5) 学生の試験等に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第56条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(運営委員会及び合同運営委員会)

第56条の2 本学運営の円滑を期するため、本学に運営委員会及び札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会(以下「合同運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会及び合同運営委員会について必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第57条 本学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生で履修した授業科目の単位取得を希望する者には、第13条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し別段の定めがない場合は、学生に関する諸規程を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第12章 長期履修学生

(長期履修学生)

09 | 学則・規程

第59条 職業を有しているなどの事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生(以下、「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館

(図書館)

第60条 本学に図書館を置く。
2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第14章 センター及び研究所

(センター及び研究所)
第61条 本学にセンター及び研究所を置くことができる。
2 センター及び研究所について必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)
第62条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第16章 雑則

第63条 この学則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

第17章 学則の改廃

第64条 この学則の改廃は、教授会が審議し、学長の意見を聴取した上で理事会が決定する。

附則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。
この学則は、昭和45年4月1日から施行する。
この学則は、昭和46年4月1日から施行する。
この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
この学則は、昭和48年4月1日から施行する。
この学則は、昭和49年4月1日から施行する。
この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
この学則は、平成元年4月1日から施行する。
この学則は、平成2年4月1日から施行する。
この学則は、平成3年4月1日から施行する。
但し、第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成3年度		平成4年～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	200人	350人	200人	400人	150人	350人
教養学科	300人	500人	300人	600人	200人	500人
秘書学科	150人	250人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成4年4月1日から施行する。
この学則は、平成5年4月1日から施行する。
但し、平成3年4月1日付け附則のうち、次の学科、期間について次のとおり改める。平成5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

年度	平成5年度		平成6年～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	150人	350人	150人	300人	100人	250人
教養学科	200人	500人	200人	400人	100人	300人
秘書学科	150人	300人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成6年4月1日から施行する。
この学則は、平成7年4月1日から施行する。
この学則は、平成8年4月1日から施行する。
この学則は、平成9年4月1日から施行する。
この学則は、平成10年4月1日から施行する。
この学則は、平成11年4月1日から施行する。
但し、平成11年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
平成11年4月1日から秘書学科を募集停止する。
学則第3条の規定にかかわらず、平成11年4月1日以降の入学定員・総定員は下表

のとおりとする。

年度	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	100人	250人	50人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人
教養学科	150人	350人	50人	200人
秘書学科	0人	150人	—	—
英語学科	100人	200人	100人	200人

この学則は、平成12年4月1日から施行する。
但し、平成12年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
学則第3条に規定する入学定員・収容定員は平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	100人	250人	90人	190人	85人	175人	80人	165人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	150人	350人	145人	295人	135人	280人	125人	260人
秘書学科	募集停止							
英語学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人

年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	75人	155人	75人	150人	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	115人	240人	100人	215人	100人	200人
秘書学科	募集停止					
英語学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人

この学則は、平成13年4月1日から施行する。
但し、平成13年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
学則第3条に規定する入学定員・収容定員は平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	85人	175人	80人	165人	75人	155人	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	135人	280人	125人	260人	115人	240人	100人	215人
英語学科	50人	150人	50人	100人	50人	100人	50人	100人

年度	平成17年度	
	入学定員	収容定員
総合生活学科	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人
教養学科	100人	200人
英語学科	50人	100人

この学則は、平成14年4月1日から施行する。
但し、平成14年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
この学則は、平成15年4月1日から施行する。
但し、平成15年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
この学則は、平成16年4月1日から施行する。
但し、平成16年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
この学則は、平成17年4月1日から施行する。
但し、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
この学則は、平成18年2月1日から施行する。
この学則は、平成18年4月1日から施行する。
但し、平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。
この学則は、平成19年4月1日から施行する。
但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、第45条、第53条第1項の規定を除き、従前の規定を適用する。
この学則は、平成20年4月1日から施行する。
但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1から別表第3、別表第5及び別表第6について従前の規定を適用する。
この学則は、平成21年4月1日から施行する。
但し、平成21年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成22年4月1日から施行する。
但し、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2及び別表第5について従前の規定を適用する。
この学則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、平成23年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1、別表第2及び別表第5について従前の規定を適用する。
この学則は、平成24年4月1日から施行する。
但し、平成24年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
この学則は、平成25年4月1日から施行する。
但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第4条、第15条第2項及び第30条を除き従前の規定を適用する。
英語コミュニケーション学科は、平成25年4月1日から学生募集を停止する。
この学則は、平成26年4月1日から施行する。
この学則は、平成27年3月30日から施行する。
この学則は、平成28年4月1日から施行する。
但し、平成28年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1及び別表第2について従前の規定を適用する。
この学則は、平成29年4月1日から施行する。
この学則は、平成30年4月1日から施行する。
この学則は、平成31年4月1日から施行する。
但し、平成31年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2について従前の規定を適用する。
この学則は、令和元年9月1日から施行する。
この学則は、令和2年4月1日から施行する。
但し、令和2年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2について従前の規定を適用する。
この学則は、令和3年4月1日から施行する。
この学則は、令和4年10月1日から施行する。
この学則は、令和5年4月1日から施行する。
但し、令和5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1及び別表第2について従前の規定を適用する。
この学則は、令和6年4月1日から施行する。
但し、令和6年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに就任する学長の任期は、第48条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

規程

1 札幌国際大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び札幌国際大学学則(以下「学則」という。)(第39条の規定に基づき、札幌国際大学(以下「本学」という。))において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(授与する学位)

第2条 札幌国際大学(以下「本大学」という。))が授与する学位は、次のとおりとする。

観光学部	観光ビジネス学科	学士(観光学)
	国際観光学科	学士(観光学)
人文学部	国際教養学科	学士(人文学)
	現代文化学科	学士(人文学)
	心理学科 臨床心理専攻	学士(人文学)
スポーツ人間学部	子ども心理専攻	学士(教育学)
	スポーツビジネス学科	学士(スポーツビジネス)
	スポーツ指導学科	学士(スポーツ指導学)
観光学研究科	観光学専攻	修士(観光学)
心理学研究科	臨床心理専攻	修士(臨床心理)
スポーツ健康指導研究科	スポーツ健康指導専攻	修士(スポーツ健康指導)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文又は課題研究の提出)

第4条 修士論文又は課題研究(以下「論文等」という)を提出しようとする者は、論文等及びその要旨各2部を研究科が指定する時期までに、研究科長に提出しなければならない。

2 論文等は1編とする。ただし、参考として他の研究成果を添付することができる。

(審査の付託)

第5条 論文等の提出があったときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託する。

(論文等の受理)

第6条 論文等の提出があったときは、研究科長はその論文等を受理し、研究科委員会の審査に付するものとする。

2 受理した論文等は返還しない。

(論文等の審査)

第7条 研究科委員会は、論文等の審査及び試験を行うため審査委員を選任する。

2 審査委員は研究指導教員が主査となり、他に副査の教員を置く。ただし、スポーツ健康指導研究科については、研究指導教員以外の教員が主査となり、研究指導教員を副査とする。

3 試験は論文等を中心として、これに関連する事項について口述試験によって行う。

(審査結果等の報告)

第8条 審査委員は、論文等の審査及び試験の結果に関する報告書を研究科委員会に提出するものとする。

(論文等審査の判定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告書に基づき、可否について審議を行う。

2 前項の審議は、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(合格者の決定)

第10条 論文等の可否が決定されたときは、研究科委員会は遅滞なく関係書類を添えて可否の審査結果を大学院委員会に報告し、大学院委員会はそれについて審議を行い、学長が合格者を決定する。大学院委員会は、学長が合格者について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(学位の授与及び学位記)

第11条 学長は、本大学学則第38条に定める単位を修得した者に、第2条に該当する学士の学位を授与する。教授会は、学長が学位の授与について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 学長は、論文等の審査及び試験の合格者に対し、第2条に該当する修士の学位を授与する。

研究科委員会は、学長が学位の授与について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 学位記は、別記様式のとおりとする。

(学位の取り消し)

第12条 学長は、学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、授与した学位を取り消すものとする。教授会又は研究科委員会は、学長が学位の取り消しについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 本学の名譽を著しく汚す行為があったとき。

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返還しなければならない。

附則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

この規則は、平成14年9月11日から施行する。

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、平成23年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年3月30日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

2 札幌国際大学短期大学部学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び札幌国際大学短期大学部学則(以下「学則」という。)(第37条の規定に基づき、札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という。))において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(目授与する学位)

第2条 本学が授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

総合生活キャリア学科	短期大学士(総合生活)
幼児教育保育学科	短期大学士(幼児教育)

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与及び学位記)

第4条 学長は、本学学則第36条に定める単位を修得した者に、短期大学士の学位を授与する。教授会は、学長が学位の授与について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 学位記は、別記様式のとおりとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、札幌国際大学短期大学部と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、授与した学位を取り消すものとする。教授会は、学長が学位の取り消しについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 本学の名譽を著しく汚す行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本学に戻さなければならない。

附則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

3. 学校法人札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌国際大学(以下「本学園」という。)におけるハラスメントの発生を防止するための措置及びハラスメントが生じた場合の措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程は、次に掲げる者を対象とする。

(1) 本学園が設置する札幌国際大学、札幌国際大学大学院及び札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という。)の学生(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生等、本学で教育を受ける全ての者)及び札幌国際大学認定こども園の園児(以下「学生等」という。)

(2) 本学園の教職員(専任教職員、特任教職員、契約職員、臨時職員、派遣職員及び非常勤講師等、本学園に就労する全ての者)並びに役員及び評議員(以下「教職員等」という。)

(防止委員会)

第3条 この規程においてハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう

(1) セクシャル・ハラスメント

本人が意図すると否にかかわらず、相手から性的な言動であると受け止められ、それによって、相手方に不快感、脅迫感もしくは屈辱感を与え、又は教職員等の就業上の環境、学生等の修学上の環境もしくは教育研究上の環境を害する行為

(2) アカデミック・ハラスメント

教員又はこれに準ずる者がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対し、著しい不利益を与え、又は学生等の修学上の環境もしくは教育研究上の環境を害する行為

(3) パワー・ハラスメント

教員、監督者又はこれに準ずる者がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対し、著しい不利益を与え、又は教職員等の就業上の環境、学生等の修学上の環境もしくは教育研究上の環境を害する行為

(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産等に関する言動又は妊娠・出産・育児・介護等に関する制度もしくは措置の利用に関する言動により、教職員等の就業上の環境、学生の修学上の環境又は教育研究上の環境を害する行為

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、就業上、修学上又は教育研究上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに該当しない

(5) その他のハラスメント

前各号以外の教職員等又は学生等の人権を侵害する不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与え、又は教職員等の就業上の環境、学生等の修学上の環境もしくは教育研究上の環境を害する行為

(教職員等及び学生等の責務と権利)

第4条 教職員等及び学生等は、関係法令及び、本規程及び本学園が定めるガイドライン・宣言・マニュアル等に従い、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題を起こさないよう努めなければならない

2 教職員等及び学生等は、就業、修学又は教育研究に際して、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切な対処を本学 本学園に要請する権利を有する

(防止委員会)

第5条 本学園に、ハラスメント防止のため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に定める事項を審議し、学長に報告する。

(1) ハラスメント防止体制に関すること。

(2) ハラスメント防止に関するガイドライン・規程等の制定・改正に関すること。

(3) ハラスメント防止に関する研修及び啓発活動の企画・立案、実施及び周知に関すること。

(4) ハラスメント発生要因・現状について調査及び分析を行い、教職員等の就業上の環境、学生等の修学上の環境又は教育研究上の環境の改善等が必要な場合は、遅滞なくその措置を講ずること。

(5) その他ハラスメントの防止に関すること。

(防止委員会の構成等)

第6条 防止委員会の委員は、毎年度当初に学長が任命する。

2 防止委員会に委員長をおき、学長が指名する委員をもって充てる。委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

3 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を防止委員会に出席させ意見を聞くことができる。

(防止措置実施の決定)

第7条 第5条第2項に定める防止措置の実施については、防止委員会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長が決定する。

(相談員)

第8条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、次の各号に定める者とする。

(1) 教務部長

(2) 学生部長

(3) 教務課長

(4) 学生課長

(5) 学生サポートセンター職員

(6) その他学長が任命する者(教員及び職員からそれぞれ男女各1名以上ずつを含めて任命するものとする。)

ただし、ハラスメントの苦情相談の対象者が、理事長、理事、学長の場合には、苦情相談を受けた相談員は監事に報告するものとする。報告を受けた監事は、本学園の外部者から、別途、相談員を任命し、それ以降は外部相談員が苦情相談に対応するものとする。

3 前項第7号の相談員は、毎年度当初に学長が任命し、その任期は1年とする。

4 教職員等の育児・介護休業等に関するハラスメントの苦情相談については、「学校法人札幌国際大学育児・介護休業等に関する規程」第18条の定めによる。

(苦情相談及び処理)

第9条 相談員は、苦情相談を受けた場合、事実関係を確認すると共に、苦情相談の申出人(以下「申出人」という。)に本規程に基づき必要かつ適切な助言を与えなければならない。

2 相談員は当該事実関係を確認した結果、全学的な対策及び調査が必要と判断した場合は、学長にその旨を報告するものとする。ただし、ハラスメントの苦情相談の対象者が、理事長、理事、学長の場合には、報告は監事に行うものとする。

3 報告を受けた学長又は監事は、防止委員会と協議の上、迅速に対応策を決定しなければならない。

(調査対策委員会の設置)

第10条 学長又は監事は、前条の報告により必要と判断した場合は、ハラスメント調査対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設けることができる。

(対策委員会の構成)

第11条 員(内1名は委員長とする。)は学長が、都度、任命する。ただし、ハラスメントの苦情相談の対象者が、理事長、理事、学長の場合には、監事が任命する。

2 委員には、申出人と同性の者を2名以上任命しなければならない。

3 ハラスメントの調査対象者が、理事長、理事、学長の場合には、委員には本学園の外部者を任命しなければならない。

4 委員長は対策委員会を招集し、その議長となる。

5 対策委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

6 対策委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を対策委員会に出席させ意見を聞くことができる。

(対策委員会の業務)

第12条 対策委員会は申出人の同意を得たうえで調査・審議を行い、本学園として講じるべき措置、及び申出人と第8・9条に定める苦情相談においてハラスメントを行ったとされる者(以下「相手方」という。)のそれぞれに必要な対応・措置について学長に答申する。

ただし、ハラスメントの調査対象者が、理事長、理事、学長の場合には、監事に答申する。

2 対策委員会は、前項の調査・審議を行うにあたり、申出人及び相手方並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。

3 対策委員会は、第1項の調査・審議を行うにあたり、相手方に、口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。その際、対策委員会は弁明できる期間及び方法を相手方に通知するものとする。

4 対策委員会は、相手方が前項により弁明の機会を与えられたにも関わらず、正当な理由なく弁明を行わなかった場合は、その権利を放棄したものとみなす。

(調停手続)

第13条 調停とは、調停員が当事者話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、対策委員会が調停手続による解決の妥当性を審議し、学長が調停手続の実施を決定する。ただし、ハラスメントの当事者が、理事長、理事、学長の場合には、監事が調停手続の実施を決定する。

(1) 申出人から調停の請求があった場合

(2) 調停による解決が適当であると対策委員会が判断した場合

3 調停員は、事案毎に学長が指名する。ただし、ハラスメントの当事者が、理事長、理事、学長の場合には、監事が指名する。

4 調停は、調停員、申出人及び相手方の三者が同席する方法又は調停員が間に入り当事者同士が対峙しない方法、もしくはその併用によって行う。

5 調停は、以下の各号に該当する場合に終了する。

(1) 申出人及び相手方の双方が、調停案を受け入れたとき。

(2) 申出人又は相手方のいずれかが、調停の打ち切りを希望したとき。

(3) 申出人及び相手方が、相当期間内に合意に達する見込みがないとき。
6 調停により合意が得られたときは、申出人、相手方及び調停員の三者で、合意内容を文書によって確認する。

7 調停員は、調停の結果について、文書をもって学長(ハラスメントの当事者が、理事長、理事、学長の場合には監事)及び対策委員会に報告する。

(ハラスメント行為に対する措置等)

第14条 学長又は監事は対策委員会の答申に基づき、必要な措置を決定する。

2 相手方への懲戒等の措置は、就業規則、寄附行為、学則及び懲戒に関する規程等に基づき決定する。

3 学長又は監事は、措置決定について、申出人及び相手方にすみやかに通知を行う。

4 最終措置を講じた後、学長又は監事が必要と判断した場合は、プライバシーの保護に細心の注意を払った上で、事実の経過及び措置内容につき学内に公表できるものとする。

(不服申し立て)

第15条 前条の措置決定に対し、相手方には弁明の機会が与えられる。また、申出人及び相手方はいずれも、措置決定を通知した日から14日以内に、事実認定に影響を及ぼす新たな証拠及び理由を付した書面をもって、措置の内容につき、学長に対し不服申し立てを行うことができる。ただし、ハラスメントの調査対象者が、理事長、理事、学長の場合には、不服申し立ては監事に対し行うことができる。

2 前項の不服申し立てがあった場合、学長又は監事の指示により、対策委員会は、当該不服申し立てに理由があるか否かを審議し、その結果を学長又は監事に報告する。学長又は監事が、当該不服申し立てに理由があると認めるときは、対策委員会に再調査を命ずるものとする。再調査の審議、手続き及び措置決定等は、第11条から第14条までの規定を準用する。

(秘密保持義務)

第16条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権保護に配慮すると共に、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。(不利益取扱いの禁止)

第17条 教員、監督者又はこれに準ずる者は、第3条の各号に掲げるハラスメントに対する苦情相談、調査又は審議等において正当な対応をした教職員等及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長、理事及び監事が理事会に諮り、理事会の決定により行う。教授会は理事会が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

4. 自動車通学者への警告に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、禁止されている自動車通学、違法・迷惑駐車、通行妨害等の行為を行った学生に対する警告について必要な事項を定める。

(教育的措置)

第2条 警告は、第1条の行為を行い、指導に従わなかった学生(以下「当該学生」)に対し、反省を促し、かつ学則に定める懲戒を未然に防ぐための教育的措置とする。

(警告手続)

第3条 警告の決定は、学生会で行う。

2 警告は、学生部長名で行うものとする。

3 警告は、所定の文書を当該学生本人に手交することによる。

なお、当該学生が警告文書の受け取りを拒否した場合も、警告を行ったものとみなす。

4 警告の決定については、保証人にも通知するものとする。

(懲戒の適用)

第4条 当該学生が、本内規による警告を受けたにも関わらず、同様の違法・違反行為を行った場合は、学生会を開催し、教授会に対し懲戒を求めることとする。

附 則

この内規は、平成24年1月16日から施行する。

5. 遺失物取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という)の構内において拾得された遺失物に関し必要な事項を定める。

(取扱部署)

第2条 本学構内において発生した遺失物に関する事項は、学生課(以下「取扱部署」という)が所管し、本学に遺失物取扱責任者(以下「取扱責任者」という)及び遺失物取扱担当者(以下「取扱担当者」という)をおく。

2 取扱責任者は、遺失物に関する事務を総括し、遺失物の受渡し、保管等に関し、取扱担当者を監督する。

3 取扱担当者は、取扱責任者の命を受け、遺失物の受渡し、保管等の事務を行う。

4 取扱責任者は、学生課長をもって充て、取扱担当者は学生課員とする。

(遺失物の届出)

第3条 遺失物を拾得した者は、速やかに、取扱部署に届出なければならない。

2 取扱担当者は、前項の届出があった場合は、別に定める遺失物預り書兼受領書に必要な事項を記載し、当該拾得者の請求があったときには、写しをとったうえで原本を交付する。その際、取扱担当者は、拾得者に民法第240条に定める所有権を取得する権利の意思を確認し、当該権利を放棄する拾得者に対しては、預り書の必要欄へその旨記入させるものとする。ただし、届出が拾得したときから24時間を経過しているとき又は拾得者が本学の教職員等であるときには所有権を取得する権利を有しないことを説明したうえで遺失物預り書は交付しない。

(遺失者への通知)

第4条 取扱担当者は、受理した遺失物の遺失者が明らかであるときは、速やかに遺失者に通知するものとする。

(遺失物の公示)

第5条 取扱担当者は、受理した遺失物の遺失者が判明しないときは、構内の適宜の場所に公示するものとする。

2 取扱担当者は、適切な方法により第3条第2項の遺失物預り書を自由に閲覧させることで前項の規定による公示に代えることができる。

3 本条第1項の公示期間は、当該遺失物を所轄の警察署長に届出するまでの間とする。

(遺失物の保管)

第6条 取扱部署は、受理した遺失物を所轄の警察署長に届出するまでの間、これを厳重に保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、腐敗又は変質するおそれのあるもの若しくは保管に適さない認められるものについては、取扱責任者の判断に基づき処理するものとする。

(遺失者への返還)

第7条 取扱担当者は、保管中の遺失物について遺失者から返還を求められたときは、その遺失場所、日時、遺失物の内容及び特徴等を聴取するとともに、学生証または身分を証明するものの提示を求め、遺失者であることを確認したうえで遺失物預り書兼受領書への必要事項の記載と引き換えに遺失物を返還するものとする。

(警察署長への提出)

第8条 取扱担当者は、第6条第1項に規定する保管の期間内に遺失者が判明しないときは、当該遺失物を所轄の警察署長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、遺失物が遺失物法施行規則(平成19年3月27日国家公安委員会規則第6号)で定める貴重な物件又は本学で取り扱うことが不適当であると判断した物件については、速やかに所轄の警察署長に届出するものとする。

(所有権の取得)

第9条 取扱責任者は、民法(明治29年法律第89号)第240条の規定に基づき、本学が拾得した物件に関する所有権を取得したときは、速やかに所轄警察署長から物件の返還を受けるものとする。

2 前項の規定により本学が所有権を取得した物件については、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 現金については、本学の収入金として繰り入れるものとする。

(2) その他の物件については、適切な方法により処分するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、遺失物の取り扱いについて必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

6. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部学内団体に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という)の学内団体に関し必要な事項を定め、学内団体の円滑な運営を図ることを目的とする。

(学内団体の定義)

第2条 学内団体の設立及び活動・解散については、この規程の定めるところによる。学内団体は、以下の通りとする。

(1) 強化クラブ

(2) クラブ団体(体育系クラブ・文化系クラブ)

(3) 同好会

(4) その他本学が認めるもの

(学内団体の設立)

第3条 学内団体を設立するには、学生会で審議し、教授会の議を経て、学長が決定する。

2 学内団体を設立する際は、原則として、同好会をもって申請する。

3 学内団体設立許可の申請は、次の各号に定める書類を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。書類の様式は別に定める。

(1) 学内団体設立許可願

(2) 所属学生名簿

(3) 学内団体顧問引受願(承諾書)

4 原則として本学学生が5名以上所属していること。

5 学内外での活動において、学内団体として承認(公認)されていることが必要な場合であること。

6 活動計画書(活動方針)が明確であること。

7 顧問を置くことができる団体であること。

(顧問)

第4条 学内団体には、顧問をおかなければならない。

- 2 顧問は学生の意向を踏まえ学長が指名する。任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 顧問は本学常勤の教員をもって充てる。なお、原則として1団体につき1名とする。
- 4 顧問の任務は次のとおりとする。
 - (1) 学内団体の顧問は、活動方針並びに予算の執行及び決算について指導助言を行う。
 - (2) 学内団体の顧問は、所属学生に対する学生生活全般について指導助言を行う
 - 5 学内団体が遠征・合宿等に参加する場合は、原則、顧問が引率しなければならない。
 - 6 顧問が所属学生を引率して出張する場合は、学生部長及び教務部長の合議を経て学長の承認を得なければならない。

- (1) 顧問が所属学生を学外に引率する場合は、学生部長は予算の執行状況及び当該クラブの実績等を勘案して引率の可否を判断すること
- (2) 教務部長は当該顧問の授業日数が十分確保されるか否か等により引率の可否を判断することとする。

(学内団体の継続)

第5条 学内団体を継続するには、活動状況等に基づき、学生会で審議し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 学内団体継続の申請は、次の各号に定める書類を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。書類の様式は別に定める。

- (1) 継続届
- (2) 所属学生名簿
- (3) 学内団体顧問引受願(承諾書)
- (4) 活動計画書
- (5) 活動報告書
- (6) その他本学が指定する書類
- 3 強化クラブ継続の申請は、次の各号に定める書類を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。書類の様式は別に定める。

- (1) 継続届
- (2) 所属学生名簿
- (3) 学内団体顧問引受願(承諾書)
- (4) 強化計画書
- (5) 強化報告書
- (6) その他本学が指定する書類

(クラブ団体への昇格)

第6条 クラブ団体への昇格は、学生会で審議し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 クラブ団体への昇格は、次の各号に定める書類を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。書類の様式は別に定める。

- (1) クラブ昇格願
- (2) 所属部員名簿
- (3) 学内団体顧問引受願(承諾書)
- (4) 活動計画書
- (5) 活動報告書
- (6) その他本学が指定する書類
- 3 同好会として1年以上の活動実績があること。
- 4 本学の代表として公式試合、発表会、出展等、参加が確認できる団体であること。
- 5 本学発展のために有効なクラブであること。
- 6 体育系クラブは学生連盟に登録し、試合を成立させることのできる人員が揃っていること。
- 7 その他本学が適当と認めた団体であること。

(強化クラブへの昇格)

第7条 強化クラブの昇格は、学生会で審議し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 強化クラブへの昇格は、次の各号に定める書類を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。書類の様式は別に定める。

- (1) 強化クラブ昇格願
- (2) 所属部員名簿
- (3) 学内団体顧問引受願(承諾書)
- (4) 活動報告書
- (5) 強化計画書
- (6) その他本学が指定する書類
- 3 強化クラブへの昇格は、次の各号に定める要件を満たす必要がある。

- (1) 本学発展のために有効なクラブであること。
- (2) 本学の代表として公式試合、発表会、出展等への参加が確認できる団体であること。
- (3) 本学の学内団体として模範となるような活動ができること。
- (4) 体育系クラブは、継続的に所属連盟の上位リーグに所属し、顕著な成績を残している団体であること。
- (5) 上記に関わらず、活動実績等を考慮し、適当であると認められる団体であること。

(学内団体の降格・解散)

第8条 次に定める各号のいずれかに該当する場合は、学内団体を降格・解散しなければならない。

- (1) 急激な部員減少、クラブ顧問不在等の理由により、その活動が継続できなくなった場合
- (2) 提出書類等の提出が無く、指示に従わないと判断された場合
- (3) 学内規則を遵守できない場合
- (4) 強化クラブとしての要件を満たすことができないと判断された場合
- (5) その他、学内団体として不適当と認められた場合

(学内団体への支援)

第9条 強化クラブ及びクラブ団体は、活動の状況に応じて必要な助成を受けることができる。なお、助成については別に定める。

2 強化クラブは技術向上を図ることを目的として、学長が認めた場合に限り、外部から指導者を招聘することができる。

(金銭の授受)

第10条 強化クラブ及びクラブ団体がその活動のために金銭の授受を行う場合は、収支報告書を学長に提出しなければならない。収支報告書の様式は別に定める。

(総会)

第11条 強化クラブ及びクラブ団体は、学生部から招集があった場合、総会に参加しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学生会及び教授会で審議し、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

7. 札幌国際大学学友会規約

第1章 総則

第1条 本会は、札幌国際大学学友会と称し、事務局を同学園内に置く。

第2条 本会は、建学の精神に基づき、会員の自主的活動を促進し、学生生活の充実、会員の福祉推進、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、大学の学生全員を会員として組織する。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 大学祭等の主催行事
2. 課外活動の振興
3. その他本会の目的達成のため必要な事業

第2章 役員

第5条 本会につきの役員を置く。

1. 会長 1名 本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
3. 監査 3名 業務執行及び会計を監査する。

第6条 会長は、会員の立候補もしくは被推薦者の中から、代表委員会において選出する。

第7条 副会長は、会員のうちから会長が指名し、代表委員会の承認を受ける。

第8条 監査は、代表委員会において互選により選出する。

第9条 役員の出選は、11月中に行う。ただし、監査については4月中に行う。

第10条 役員の任期は、1年とする。役員に欠員を生じた場合は、補欠者を選任する。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員は、学科代表委員またはクラブ代表委員を兼任することができない。

第3章 代表委員会

第12条 本会に代表委員会を置き、つぎの事項を行う。

1. 事業計画案・予算案の審議
2. 決算案・監査報告の承認
3. 規約改正案の審議
4. 会長の選任および副会長・事務局員の承認
5. クラブの設置・廃止の承認
6. その他重要事項の審議

第13条 代表委員会は、学科代表委員およびクラブ代表委員をもって構成する。

第14条 学科代表委員は、各学科の学年ごとに、ゼミ、アドバイザー・グループ代表の互選により、2名ずつを選任する。

第15条 クラブ代表委員は、体育系クラブおよび文化系クラブのそれぞれから、各クラブの部長もしくはマネージャーの互選により、各4名ずつ計8名を選出する。

第16条 学科代表委員は、クラブ代表委員を兼任することができない。

第17条 学科代表委員およびクラブ代表委員の出選は4月中に行う。第9条の規定は、同代表委員にこれを準用する。

第18条 代表委員会の議長は、学科代表委員およびクラブ代表委員の互選により、選出する。

第19条 代表委員会は、会長が召集し、構成員の3分の2の出席で成立し、出席代表委員の過半数で議決する。

2 代表委員の3分の2以上の要求があったときは、会長は代表委員会を召集しなければならない。

第20条 代表委員会の議決は、学内に掲示し、会員に周知する。

第21条 会員は、オブザーバーとして、代表委員会に出席することができる。

第4章 事務局

第22条 事務局は事務局長および事務局員若干名で構成し、つぎの事項を行う。

1. 代表委員会に提案する議案の作成
2. 事業実施計画の立案と実行
3. 予算の執行及び管理
4. 静華会との連絡・調整
5. その他本会の運営に必要な事務

2 前項1号の議案については、あらかじめ運営顧問の助言を得るものとする。

第23条 事務局長は、副会長のうちから会長が指名し、代表委員会の承認を受ける。事務局長の任期は、会長の任期内とする。また、必要に応じて、会長が事務局員を選出する。事務局員の任期は会長の任期内とする。

第24条 事務局員は、学科代表委員またはクラブ代表委員を兼任することができない。

第5章 会計

第25条 本会の運営費には、会員の入会費・年会費およびその他の収入を充てる。

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 顧問

第27条 本会に名誉顧問を置く。名誉顧問は大学および短期大学の学長とする。

第28条 本会に運営顧問を置く。運営顧問は、大学および短期大学の学生部関係教職員とする。運営顧問には、本会運営について助言を受ける。

第29条 本会に監査顧問を置く。監査顧問は、運営顧問以外の大学および短期大学の教職員2名とする。監査顧問には、監査について指導を受ける。

第30条 顧問は、必要に応じて事務局の会議および代表委員会に出席し、助言することができる。

第7章 雑則

第31条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

8. クラブ室使用規程(札幌国際大学・札幌国際大学短期大学)

(趣 旨)

第1条 本学学生のクラブ室使用については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本学の教育目的に添い、学生の課外活動の育成・向上を目的とし、承認されたクラブに使用させる。

(使用範囲)

第3条 部屋の使用について、本学の関係者以外は原則として使用を認めない。

(使用の申込)

第4条 毎年、年度始めに使用願いを学生部長を通じて学長に提出して許可を受けるものとし、使用願の有効期限は1年間とする。

(使用時間)

第5条 平日は午前8時から午後9時15分まで、土曜日は午前8時から午後7時30分までとし、日曜、祝日、休業日は午前9時から午後4時30分までとする。但し、11月から4月までの土曜日は午前8時から午後6時30分までとする。

(遵守事項)

第6条 本学の学生はこの規程に従い、良識をもって行動し、風紀秩序を乱し、他人の迷惑になる行為を慎むものとし、更に次の事項を遵守する。

1. 許可した以外の場所を使用しないこと。
2. 設備や備えつけ備品等を持ち出さないこと。
3. 飲酒喫煙はしないこと。
4. 清掃と整理整頓をすること。

(損害の弁償)

第7条 使用者が使用に際して、付属設備及び器具を毀損し、又は紛失したときは、その損害額を弁償しなければならない。

(退室と連絡)

第8条 退室するときは、電気及び火気について確認の上、消灯・戸締りをする。

また、日曜、祝日、休業日に使用し、退室するときは、必ず管理人にその旨連絡する。

第9条 この規程に反する者はクラブ室の使用を禁止する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

9. 学内掲示規程(札幌国際大学・札幌国際大学短期大学)

第1条 学内における連絡・周知をはかるため、学内所定の場所に校務用及び学生用の掲示場を設ける。

2 掲示場は学長が管理する。

第2条 学内の掲示物は所定の掲示場以外の場所に掲示することはできない。ただし、特別の事情により学長の承認を得た場合はこの限りでない。

第3条 学生が掲示しようとするときは、その掲示物に掲示責任者の氏名及び掲示しようとする年月日を記載し学生課に提出し承認を得なければならない。

第4条 掲示物はその内容が政治的目的を有するもの、又は学内の秩序を乱すおそれのあるもの、その他学内掲示物として不適当なものであってはならない。

第5条 掲示物は原則として新聞紙一頁大までとし、かつその掲示期間は特に承認のあった場合を除き7日以内とする。

第6条 第2条から第5条までの規程に違反する掲示物は撤去する。

第7条 学内において校務によるもの以外の印刷物を多数の学生に配布し、又は放送するときは、学生課に願い出のうえ承認を得なければならない。

2 前項の場合については第3条、第4条及び第6条の規程の趣旨を準用する。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

10. キャンパス内合宿規程(札幌国際大学・札幌国際大学短期大学)

(趣 旨)

第1条 合宿は課外活動の本来的目標を達成するため、合宿によって最大の効果を挙げ得ると判断される場合にのみ、その実施を許可する。

(期 間)

第2条 合宿は原則として休暇、日曜、祝祭日等を利用して実施するものとする。

その1回の期間は2泊3日以内(休暇の場合は5泊6日以内)とし、実施回数は年2回以内とする。

実施許可期間は、原則として5月1日から10月31日までとする。

(メンバー)

第3条 参加メンバーはクラブなど学内公認団体単位とする。なお、学外者の参加は学長の許可を必要とし、宿泊を認めない。

2 合宿に当たってはクラブ顧問などの教職員の付添いを必要とする。

3 合宿に当たっては参加メンバーの中から正副2名の学生責任者を定め、その統制に任ずなければならない。

(届 出)

第4条 学生責任者は所定用紙(合宿許可願、合宿計画書、参加者名簿)により学長に届け出て許可を受けなければならない。

2 合宿の使用場所、使用物品、火気使用、炊事等については、予め当該管理責任者に各顧問など付添教職員を通じて、許可を受けておかなければならない。

3 物品の借用、返還、後始末などには学生責任者が2人立会いの上で正常に復元するものとする。

4 破損又は紛失した場合はその代替物品購入費用を当該管理責任者に支払うものとする。

(開始・終了の連絡)

第5条 学生責任者は合宿の開始及び終了時には、必ず事務局にその旨を報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

11. 就職紹介内規(札幌国際大学・札幌国際大学短期大学)

(目 的)

第1条 本学は職業安定法第33条の2に基づき、本学学生及び卒業生の就職を紹介する。

(希望登録)

第2条 就職を希望する者は「進路調査表(求職票)」の提出により登録をしなければならない。登録をしない者には就職の紹介及び関係書類を交付しない。

(推薦者の選考)

第3条 求人先に対する推薦者の選考を必要とする場合はキャリア支援センターで行う。なお選考に当たっては原則として縁故の有無は考慮しない。

(推薦取消)

第4条 学校推薦を受けながら、正当な理由なく棄権した者については推薦を取り消し、以後の推薦を行わない。

(出頭日支障時の届出)

第5条 就職を紹介された者が、万一求人先の出頭日にさしかえの生じた場合は必ず事前にその旨求人先及びキャリア支援センターに届け出なければならない。

(採用内定)

第 6 条 最初に採用内定(決定)したところをもって就職先とし、他に応募中のところがあれば推薦を取消し、以後の就職紹介を行わない。

(採否の届出)

第 7 条 応募先より採否の通知があったときは、遅滞なくその旨をキャリア支援センターに届出なければならない。なお採用内定(決定)通知を受領したときは、直ちに在学中はもとより、卒業後であっても内定(進路)届をもって届出のものとする。

(伝達方法)

第 8 条 就職に関する伝達方法は、原則として学内の掲示板に掲示するものとする。ただし応急の場合はその都度適当と思われる伝達方法をとることがある。

(遵守)

第 9 条 就職を希望する者は、この内規及び就職についての注意事項をよく守らなければならない。

(就職紹介中止等)

第 10 条 学生生活に好ましくない行為があった者、又はこの内規及び就職に関する注意事項を守らなかった者は、就職の紹介を中止し、又は取り消すことがある。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

この内規は、平成27年5月1日から施行する。

12. 札幌国際大学図書館規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は札幌国際大学学則第66条、札幌国際大学大学院学則第49条及び札幌国際大学短期大学部学則第60条の規定に基づき、札幌国際大学図書館(以下「図書館」という。))の利用、組織及び運営に関わる必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 図書館は、札幌国際大学、札幌国際大学大学院及び札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という。))における教育及び研究に必要な図書館資料(以下「資料」という。))を収集管理し、本学教職員並びに学生等の利用に供することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この規則において、資料とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書(一般図書、参考図書、貴重図書)
- (2) 逐次刊行物(雑誌及び新聞等)
- (3) 視聴覚資料(DVD、ビデオ、CD及びROM等)
- (4) 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。))により提供される学術情報
- (5) その他の資料

(図書館の業務)

第 4 条 図書館は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の購入及び管理
- (2) 資料の貸出及び閲覧
- (3) 資料提供にあたり必要な情報の処理、提供のシステム整備
- (4) 文献調査、図書館利用指導
- (5) 他図書館への連絡と紹介
- (6) 視聴覚教材・機器の管理
- (7) その他資料の利用を促進するために必要な環境の整備

第2章 開館時間及び休館日

(開館時間)

第 5 条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平 日 午前9時から午後9時30分まで(ただし第二閲覧室は午後6時まで)
- (2) 土曜日 午前9時から午後4時30分まで(ただし第二閲覧室は午後0時まで)
- (3) 前項の規定にかかわらず、学生休業期間中の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平 日 午前9時から午後5時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後1時まで(ただし第二閲覧室は午後0時まで)
- 3 館長が必要と認めた場合は、前2項の規定にかかわらず随時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 開学記念日(6月27日)
- (4) お盆休暇(8月14日から8月16日)
- (5) 年末年始の休日(12月29日から1月3日)
- (6) 館内整理日
- (7) 蔵書点検・書架整理期間
- 2 前項第6号の館内整理日及び第7号の蔵書点検・書架整理期間は、館長が定める。
- 3 館長が必要と認めた場合は、第1項の規定にかかわらず随時に休館日を定めることができる。

第3章 利用者

(利用者の資格)

第 7 条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。))は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) 北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス(以下「相互利用サービス」とい

う)に加盟している大学の教職員並びに学生

(4) 社会人教養楽部生

(5) その他前各号以外で館長が許可した者

2 前項第5号の館長が許可した者に関して必要な事項は別に定める。

(図書利用カード)

第 8 条 資料の貸し出しを受けようとする者は、所定の手続きを経て、図書利用カードの交付を受けなければならない。ただし、前条第2号に規定する者は学生証をもって図書利用カードとする。

第4章 利用者サービス

(館内閲覧)

第 9 条 館内の資料は自由に閲覧することができる。

(館外貸出)

第 10 条 利用者は次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て資料の貸し出しを受けることができる。

- (1) 参考図書
- (2) 貴重図書
- (3) 禁帯出図書
- (4) 新刊の逐次刊行物
- (5) 視聴覚資料
- (6) その他特に定める資料

(貸出冊数)

第 11 条 館外に貸し出しを受けることのできる資料の冊数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学教職員 図書20冊 雑誌10冊
- (2) 本学学生
ア. 学部学生、短大生 図書5冊 雑誌5冊
イ. 大学院生 図書20冊 雑誌10冊
- (3) 相互利用サービスに加盟している大学の教職員並びに学生 図書5冊 雑誌5冊
- (4) 社会人教養楽部生 図書5冊 雑誌5冊
- (5) 館長が許可した者 別途指定する

(貸出期間)

第 12 条 館外に貸し出しを受けることのできる期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学教職員 図書90日以内 雑誌30日以内
- (2) 本学学生
ア. 学部学生、短大生 図書14日以内 雑誌7日以内
イ. 大学院生 図書90日以内 雑誌30日以内
- (3) 相互利用サービスに加盟している大学の教職員並びに学生 図書14日以内 雑誌7日以内
- (4) 社会人教養楽部生 図書14日以内 雑誌7日以内
- (5) 館長が許可した者 別途指定する
- 2 第7条第1号、第2号に掲げる者及び館長が特に認めた者が、貸出期間の更新を希望する場合には、所定の手続きを経て、更新することができる。
- 3 第7条第1号、第2号に掲げる者及び館長が特に認めた者は、利用したい資料が貸出中の場合は、貸し出しの予約をすることができる。

(参考調査)

第 13 条 第7条第1号及び第2号に掲げる者は、学術文献に関わる調査及び情報の提供を依頼することができる。

(文献複写)

第 14 条 利用者は、館内において教育、研究又は調査を目的とした資料の複写(以下「文献複写」という。))を行うことができる。

- 2 前項に規定する文献複写に要する経費は、利用者が負担するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、著作権を侵す恐れがある文献並びに第3条第3号に規定した資料の複写は行うことができないものとする。
- 4 著作権に関わる資料の複写等の責任は、利用者自身が負うものとする。

(相互利用)

第 15 条 第7条第1号及び第2号に掲げる者が、他の大学図書館等を利用しようとする場合は、図書館を通して依頼することができる。ただし、相互利用サービスに加盟する大学図書館等から所蔵資料の貸し出しについては依頼を要しない。

- 2 他の大学図書館等から図書館の利用について依頼があった場合は、館長が特に支障がないと認めた場合に限り、これに応ずるものとする。ただし、相互利用サービスに加盟している大学の教職員並びに学生が利用しようとする場合は、本学の定期試験1か月前から定期試験終了までの期間を除き、館長の許可なく利用できるものとする。

(現物貸借・文献複写の依頼)

第 16 条 第7条第1号、第2号に掲げる者及び館長が特に認めた者が、他の大学図書館等の所蔵資料の貸し出しを受けようとする場合は、図書館を通して依頼することができる。

- 2 他の大学図書館等から所蔵資料の貸し出しについては依頼があった場合は、館長が特に支障がないと認めた場合に限り、これに応ずるものとする。
- 3 第1項に規定する貸し出しに要する経費は、利用者が負担するものとする。ただし、第7条第1号、第2号に掲げる者については本学が負担する。
- 4 他の大学図書館等に文献複写の依頼をする場合、又は他の大学図書館等から文献複写の依頼があった場合は第1項から第3項までの規定を準用する。

第5章 利用者の責務

(閲覧室における規律)

第 17 条 利用者は、閲覧室内において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料は定められた場所で閲覧し、閲覧を終えた資料は所定の場所に戻すこと。
- (2) 閲覧室内で飲食をしないこと。ただし、ふた付き飲料を除く。
- (3) 携帯電話等の電源は切るかマナーモードとし、携帯電話等で通話しないこと。

- (4) 他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(転貸しの禁止)

第18条 館外に貸し出しを受けた資料を転貸してはならない。

(利用者の届出義務)

第19条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに図書館へ届け出なければならない。

- (1) 図書利用カードを紛失したとき
- (2) 資料を紛失、損傷、又は汚損したとき

第6章 弁償及び利用の制限

(弁償)

第20条 館長は利用者が資料を紛失し、又は、はなはだしく汚損し若しくは破損した場合には、現品又は金銭をもって弁償させることができる。

(利用の制限)

第21条 館長は利用者が資料の返納を怠り、又は督促しても返納しない場合は、以後その者に対し、資料の利用を禁ずることができる。ただし、資料の利用を禁ずる期間は7日以内とする。

- 2 定期試験期間等において、図書館が非常に混雑し教育、研究に支障をきたすおそれがある場合は、館長は第7条第3号及び同条第5号の利用者に対して図書館の利用を制限することができる。

第7章 図書館運営委員会

(図書館運営委員会)

第22条 図書館に図書館運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。

2 運営委員会は、図書館の運営に関することに当たる。

(運営委員会の構成、任期)

第23条 運営委員会は館長、副館長、委員、図書館事務長をもって組織する。

- 2 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聞き又は報告させることができる。
- 3 委員は学長が任命する。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない

(議長)

第24条 館長は運営委員会を招集しその議長となる。

(審議事項)

第25条 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 資料の購入方針に関すること。
- (2) 図書館予算の執行に関すること。
- (3) その他図書館運営に関する必要なこと。

第8章 図書館が行う事業

(事業の種類)

第26条 図書館は教育、研究に資するため次の各号に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 評論コンクール
- (2) 書評コンクール
- (3) 基本・文献検索法ガイダンス
- (4) 講演会・展示会
- (5) 学生の選書体験
- (6) 図書館報の発行
- (7) その他館長が必要と認める事業

第9章 学術研究・教育成果の公開

(学術情報リポジトリ)

第27条 本学は、社会に対する本学の教育研究活動に関する説明責任を果たし広く社会に貢献するため、本学の教育研究活動において生産された学術研究・教育成果を電子的な形態により蓄積・保存し、札幌国際大学学術情報リポジトリ(以下「学術情報リポジトリ」という)と称し学内外に無償で公開・提供する。

- 2 学術情報リポジトリに関する管理運用は図書館が行う。
- 3 学術情報リポジトリに関する運用要項については別に定める。

第10章 規則の改廃

(規則の改廃)

第28条 この規則の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学長が決定する。ただし、規則の改廃が、札幌国際大学学則第59条第1項第7号、札幌国際大学大学院学則第43条第1項第3号又は札幌国際大学短期大学部学則第55条第1項第7号に該当する場合は、教授会又は大学院委員会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第11章 雑則

第29条 この規則の施行について必要な事項は学長が定める。

(附則)

(雑則)

- この規則は、昭和44年4月1日から施行する。
- この規則は、昭和53年10月1日から施行する。
- この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則は、平成24年9月1日から施行する。
- この規則は、平成27年3月30日から施行する。
- この規則は、平成28年11月1日から施行する。
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則は、令和元年11月1日から施行する。
- この規則は、令和2年11月1日から施行する。
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- この規則は、令和5年7月1日から施行する。

13. 研究倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学、札幌国際大学大学院及び札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という)の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究活動に係る研究者の行動・態度の倫理的規程を定め、もって研究対象者及びその関係者の人権を尊重するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

第2章 研究者の責務

(定義)

第2条 この規程において、研究者とは、本学の教員及びその共同研究者等、本学において研究活動に従事するすべての者をいう。なお、学生であっても研究活動に従事するときは、「研究者」に準ずるものとする。

- 2 研究には、研究計画の立案、計画の実施、研究成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含む。

(研究者の基本姿勢)

第3条 研究者は、学術研究発展のため、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、成果の客観性の確保に努めなければならない。

- 2 研究者は、科学的・社会的に妥当な方法及び手段で研究を遂行し、常に生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、研鑽に努めなければならない。また、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を自覚して、研究計画の立案にあたらなければならない。

4 研究者は、国際的に認められた規範・規約・条約、国内の法令・告示、所属学会等で定められた倫理綱領・倫理規定等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集・管理)

第4条 研究者は、科学的・社会的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適切な範囲において収集するよう努めなければならない。
- 3 研究者は、収集した資料、情報及びデータ等を必要な期間保存するとともに、その消失、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

(説明責任と提供者の同意)

第5条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の同意を受けなければならない。なお、提供者が年少者又は障害者等で、本人の同意を確認することが困難な場合には、保護者等から同意を得ることとする。

- 2 組織・団体等から、当該組織・団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項本文と同様とする。

3 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合、提供者に対し何らかの身体的若しくは精神的負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況をわかりやすく説明しなければならない。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報及びデータ等のうち、個人を特定できるものは厳重に管理するとともに、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

- 2 組織・団体等から提供を受けた当該組織・団体等に関する資料、情報及びデータ等についても同様とする。

(装置・機器・薬品・材料等の安全管理)

第7条 研究者は、研究実験において研究装置・機器及び薬品・材料等を用いる場合は、関係する本学の規程等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済み薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の公表)

第8条 研究者は、関係者の権利保護や知的財産権等の取得等、合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため、研究成果を公表しなければならない。

- 2 研究者は、研究成果の公表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

(不正行為の禁止)

第9条 研究者は研究活動に係る次の不正行為をしてはならない。

- (1) 研究者が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが資料、情報及びデータ等を取得できなかったにもかかわらず、恣意的に研究結果の一部又は全部を作成すること(ねつ造)。
- (2) 研究者が行った調査や実験等を通じて得た資料、情報及びデータ等を、根拠なく修正又は削除すること(改ざん)。
- (3) 他者の未公開のアイデア、分析・解析方法、データを、当該研究者の了解なく使用すること。あるいは他者の研究結果・論文又は用語を使用し、プライオリティを主張すること。また、適切な手続きと表示を行わずにそれらを引用すること(盗用)。

(研究費の取扱い)

第10条 研究者は、研究費等の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金等によって賄われていることを常に留意し、法令、当該研究費の使用規程等を遵守し、適正な執行に努め、その負託に応えなければならない。
2 公的研究費については、「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程」に従うものとする。

第3章 相談窓口 (相談員)

第11条 本規程に関する学内外からの相談に対応するため、総務課に相談窓口を設置し、総務課長又はその代理者を相談員とする。
(相談への対応)

第12条 相談員への相談は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 相談員への相談は、面談、電話、Fax、手紙、Eメール等により行うものとする。
- (2) 相談員は相談者のプライバシーを厳守し、相談を受ける間に知り得た事項を、他に漏らしてはならない。
- (3) 相談員は、相談者の意向を尊重し、問題解決に向けて状況を把握する。
- (4) 相談員は、相談内容を次章に定める当該研究倫理審査委員会委員長及び事務局長に報告する。
- (5) 当該研究倫理審査委員会委員長及び事務局長は、その相談内容を学長に報告し、学長が必要であると判断した場合は、第5章に定める研究倫理委員会を招集する。

第4章 研究倫理審査委員会 (研究倫理審査委員会)

第13条 研究における倫理的諸問題の発生を防止するため、大学及び短期大学の各学科並びに大学院の各研究科ごとに、研究計画を審査する研究倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(任務)

第14条 審査委員会は委員長の諮問にもとづき、大学及び短期大学の当該学科並びに大学院当該研究科で行われる研究に関し、研究の実施責任者から申請された実施計画の内容について、倫理的、社会的、科学的観点から審査する。

2 審査にあたっては、特に次の各号に挙げる観点に留意しなければならない。

- (1) 研究の対象となる個人の権利の擁護
- (2) 研究の対象となる個人に研究の主旨を伝え、同意を得る方法
- (3) 研究によって生じる個人への不利益及び危険性と、学問分野への貢献の予測

(構成)

第15条 審査委員会は、次の各号に挙げる委員をもって構成する。

- (1) 大学の各学科
 - ①当該学部長
 - ②当該学科長
 - ③当該学部長が指名する当該学科の教員3名及び若干名
ただし、研究領域が多岐にわたる場合は、当該学科以外の教員を委員とすることができる。
 - (2) 大学院の各研究科
 - ①当該研究科長
 - ②当該研究科長が指名する当該研究科の教員3名及び若干名
ただし、研究領域が多岐にわたる場合は、当該研究科以外の教員を委員とすることができる。
 - (3) 短期大学の各学科
 - ①当該学科長
 - ②当該学科長が指名する当該学科の教員3名及び若干名
ただし、研究領域が多岐にわたる場合は、当該学科以外の教員を委員とすることができる。
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない研究組織
学長が、研究の主体となる組織及び内容に応じ指名する教員4名及び若干名
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとし、その任期は前任者の残余期間とする。

(委員長)

第16条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は審査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第17条 審査委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、審査委員会に出席し、申請内容を説明するとともに意見を述べることができる。
- 3 委員は自己の申請に係る審査及び判定に加わることはできない。
- 4 審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。ただし、判定は次の号に挙げる表示により行う。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 5 審査経過及び判定は記録として保存し、審査委員会が必要と認めた場合は申請者の同意を得て公表することができる。

(申請手続)

第18条 申請者は、所定の研究倫理審査申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、大学の当該学部長、大学院の当該研究科長又は短期大学の当該学科長に提出するものとする。

(審査結果通知)

第19条 委員長は、審査終了後速やかに、その結果を研究倫理審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知をするにあたり、審査の判定が第17条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、その条件又は変更、不承認の理由等を記載しなければならない。
(再審査)

第20条 申請者は、審査委員会の判定に異議がある場合は、前条の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、委員長に再審査を申請することができる。

2 再審査は、研究倫理再審査申請書(様式第3号)に、異議の根拠となる資料を添付しておこなわなければならない。

3 再審査の審査は、審査の規程を準用する。

(機密保持)

第21条 委員は、審査内容について審査委員会及び申請者の事前の承諾なしに、第三者に漏えいしてはならない。

(所管)

第22条 審査委員会の事務は、総務課において処理する。

第5章 研究倫理委員会 (研究倫理委員会)

第23条 本学における公正な研究活動を推進するため、研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を設置する。

2 倫理委員会は、研究者が本学において研究倫理に反する行為を行った場合、あるいは行う恐れがある場合に、当該研究について調査及び審議し、その中止を含む何らかの措置をとることを学長に勧告する。

3 倫理委員会は、学長が指名する教員6名及び事務局長をもって組織し、委員長は委員の互選によって定める。

4 倫理委員会は、3分の2の委員の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の多数により議決する。

5 倫理委員会は、審議に必要な場合は、参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(調査対象者の保護)

第24条 倫理委員会は、前条第2項に基づく調査における調査対象者及び調査に協力した者の名譽、プライバシーなどを侵害しないよう配慮しなければならない。

2 倫理委員会は、調査の結果、不正行為の事実が認められなかった場合は、調査対象者の研究活動に対する不利益の防止、又は名譽の回復に係る措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第25条 倫理委員会の委員及び調査に係る業務に従事した者は、関係者の名譽、プライバシー、個人情報、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、学長がこれを決定し、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

14.科目等履修生規程(札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部) (趣旨)

第1条 本学学生以外の者で、1または複数の授業科目の履修を願い出る者があるときはこれを科目等履修生として許可することができる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は学則の定めるところによる。

(出願)

第3条 科目等履修生志願者は各学期の始まる2週間前までに次の書類に検定料10,000円を添えて学長あてに提出するものとする。

1. 願書(本学所定のもの)
2. 履歴書(")
3. 健康診断書(")
4. 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
5. 現に勤務している者は所属長の承諾書

(履修期間)

第4条 履修期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、願い出によりその期間の更新を許可することができる。

(許可)

第5条 科目等履修生として許可される者は、学長が決定し、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(入学金)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学金10,000円を納入しなければならない。

(履修料)

第7条 科目等履修生の履修料は1単位につき金15,000円を前納しなければならない。実験及び実習に要する費用はその都度徴収する。

既に納入した入学金及び履修料その他の諸納入金は、いかなる事情があっても返付しない。

(退学)

第8条 科目等履修生が退学しようとするときは、学長に願い出るものとする。

(除籍)

第9条 科目等履修生に適用しないと認められた者に対しては、学長は除籍することができ、教授会は、学長が除籍について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(単位の授与)

第10条 科目等履修生で履修した授業科目の単位修得を希望する者には試験を行い

合格した者には単位を授与する。

(成績証明書の交付)

第 11 条 単位を修得した科目等履修生には、成績証明書を交付することができる。

(準 用)

第 12 条 科目等履修生について、この規程に定めるもののほか、学生に関する諸規程を準用する。

(事 務)

第 13 条 この規程に基づく事務は、教務課において行う。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、軽微な文言変更を除き、学長が決定する。ただし、規程の改廃が、札幌国際大学学則第59条第1項第7号、札幌国際大学大学院学則第43条第1項第3号又は札幌国際大学短期大学部学則第55条第1項第7号に該当する場合は、教授会又は大学院委員会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

15.札幌国際大学研究生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、札幌国際大学における研究生の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第 3 条 研究生として入学を志願する者は、所定の願書に履歴書その他必要書類を添え、学長に願い出なければならぬ。

(入学許可)

第 4 条 学長は、前条の願い出があった者について、入学を許可することができ、教授会が入学許可について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(指導教員)

第 5 条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事する。

2 指導教員は、学長が指名し、教授会は、学長が指名について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(許可時期)

第 6 条 研究生の入学の許可は、4月及び10月とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(許可時期)

第 7 条 研究生の研究期間は1年とする。ただし、特別の理由があるときは、1年未満とすることができる。

2 研究生は、その研究を継続しようとするときは、理由を付して、学長に願い出ることができる。

3 前項の規定により願い出があった場合には、学長は、研究期間の更新を許可することができる。教授会は、学長が許可について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(授業への出席)

第 8 条 指導教員が研究上必要と認めた場合は、学長の許可を得て学部の授業への出席を認めることができる。

(検定料)

第 9 条 研究生として入学を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学科)

第 10 条 研究生の入学科は、入学を許可されるときに納付しなければならない。

(授業料)

第 11 条 研究生は、毎年4月(春学期)及び10月(秋学期)において、6か月分に相当する額をそれぞれ納付しなければならない。ただし、各期における研究期間が6か月に満たない場合は、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に納付しなければならない。

(検定料の額)

第 12 条 研究生の検定料、入学科及び授業料の額は、別に定める。

(既納の検定料等)

第 13 条 既納の検定料、入学科及び授業料は、返付しない。

(研究証明書)

第 14 条 研究生で、相当の成績があると認められた者には、指導教員の上申に基づき学長から研究証明書を交付することができる。

(退 学)

第 15 条 研究生が退学しようとするときは、理由を付して学長に願い出なければならない。

(除 籍)

第 16 条 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる研究生について、学長は、除籍することができ、教授会は、学長が除籍について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(雑 則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、研究生の受入れに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

16.札幌国際大学、札幌国際大学短期大学部GPA運用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、札幌国際大学(以下「大学」という。)及び札幌国際大学短期大学部(以下「短大」という。)(以下二つを総称して「本学」という。))におけるグレードポイント(Grade Point)及びグレードポイントアベレージ(Grade Point Average)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(成績評価)

第 2 条 筆記試験・実技試験・レポート・作品等により、当該科目のシラバスに記載された学習到達目標の達成度に応じて成績評価を行う。

2 本学の教員(非常勤講師を含む)が担当する科目の成績評価は、優+(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)とし、可以上を合格とする。

3 前項の成績評価に対する客観的指標として、グレードポイント(以下「GP」という。)を与え、GPの平均(グレードポイントアベレージ、以下「GPA」という。)を算出する。GPは、優+(100~90点)は4.0、優(89~80点)は3.0、良(79~70点)は2.0、可(69~60点)は1.0、不可(59点以下)は0.0とする。

(GPAの算出)

第 3 条 GPAは次の方法で算出する。

GPA= (履修登録科目のGP×単位数) の合計 / 履修登録単位数の合計

2 本学の教育課程で開講する全ての授業科目の成績評価をGPAの対象とする。

(学修指導及び退学勧告)

第 4 条 当該学期のGPAが1.0未満又は修得単位数が著しく少なかった場合、アドバイザー教員等と面談し、成績向上のための「補習プログラム」を受けるものとする。

2 大学の学生について、2年次終了時(在学した最初の4学期)の通算GPAが1.0未満又は総修得単位数が50単位未満となった場合は、大学と対象学生及び保護者との間で今後の展望について協議を行う。

協議の結果、学業の継続が困難と判断される場合は退学勧告を行うものとする。

3 短大の学生について、2学期連続でGPAが1.0未満又は修得単位数が著しく少なかった場合、短大と対象学生及び保護者との間で今後の展望について協議を行う。

協議の結果、学業の継続が困難と判断される場合は退学勧告を行うものとする。

(事 務)

第 5 条 この規程に基づくGPA運用に関する事務は、教務課において行う。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、軽微な文言変更を除き、学長が決定し、教授会は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

17.札幌国際大学転学部・転学科規程

(目 的)

第 1 条 札幌国際大学学則第27条の規定に基づきこの規程を定める。

(趣 旨)

第 2 条 学生に自己の適性に応じた修学の機会を与えるため、転学部及び転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、許可することがある。

(時 期)

第 3 条 転学部及び転学科は、1年次秋学期以降の各学期の初めにすることができる。

(資 格)

第 4 条 志願できる者は、志願動機が明確である者とする。

(提出書類)

第 5 条 転学部及び転学科を志願する者は、次の書類を所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

- (1) 転学部・転学科願
- (2) 志願者の適性についてアドバイザーが所見を記載した書面
- (3) 成績証明書

(選抜方法)

第 6 条 転学部及び転学科志願者に対しては、面接試験及び書類審査を総合して選考する。

(許 可)

第 7 条 転学部及び転学科生として許可される者は、学長が決定し、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(単位の振替)

第 8 条 転学部及び転学科前の修得した単位の一部または全部を、許可された学部・学科の授業科目の単位として認めることができる。

2 授業料及び単位の振替の基準については別に定める。

附 則

この規程は、平成12年11月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 7月 7日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 3月30日から施行する。

この規程は、令和元年 9月 1日から施行する。

09 | 学則・規程

18. 札幌国際大学長期履修学生規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学学則第64条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(入学試験)

第2条 長期履修学生試験を特別入学試験として設ける。

2 前項の試験の内容及び実施方法は別に定める。

(修業年限)

第3条 長期履修学生の修業年限は、5年以上8年以下の範囲内で、本人の希望を尊重し、学長が定める。

2 長期履修学生は、本人の希望により前項の規定により定めた修業年限の変更を学長に請求することができる。

3 前項の規定による修業年限の変更は、入学時から起算して8年を超えないものとする。

(休学期間)

第4条 長期履修学生の休学期間については、札幌国際大学学則第32条第1項、第2項及び第4項の規定を適用する。

(年間履修単位数)

第5条 長期履修学生の各年度における履修可能な単位数の上限は、30単位とする。但し、5年目以降はこの限りではない。

2 教職課程科目については、登録単位数の制限に含めないものとする。

3 長期履修学生については、GPA制度に基づく履修制限を適用しないものとする。

(授業料)

第6条 授業料及びその納入にかかわる事項については、別表に定めるとおりとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第6条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第6条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

授業料・入学金・検定料

学納金	一年目		二年目以降
	入学当初	秋学期	
検定料	30,000円		
入学金	230,000円		
授業料※履修登録1単位当たり	31,000円	31,000円	31,000円

19. 札幌国際大学大学院長期履修学生規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学大学院学則第37条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他、相当の理由があると当該課程の研究科長が認める者

(申請手続)

第3条 入学前に前条の各号のいずれかに該当し、長期履修を希望する者は、入学手続き時に長期履修申請書(様式第1号)及び第2条各号のいずれかに該当することを証明できる書面(添付できないときは、その理由を付した書面)を学長に提出しなければならない。

2 入学後に前条の各号のいずれかに該当し、長期履修を希望する者は、所定の期日(春季入学者は1年次の1月末日、秋季入学者は1年次の8月末日)までに前項に定める書類を学長に提出しなければならない。ただし、最終学年在籍者の申請は認めない。

(長期履修の期間)

第4条 長期履修の期間は、大学院学則第4条第3項に規定する在学期間内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間は、大学院学則第4条第1項に規定する標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の2倍に相当する年数以内とする。

3 長期履修の期間は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできない。

(長期履修の許可)

第5条 第3条の規定による長期履修許可願の提出があったときは、長期履修の許可について学長が決定し、大学院委員会は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(長期履修期間の変更)

第6条 就業環境等の変動により長期履修期間の延長又は短縮(長期履修学生の取消を含む。)する必要がある者は、長期履修期間変更申請書(様式第2号)及び第2条各号のいずれかに該当することを証明できる書面(添付できないときは、その理由を付した書面)を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修期間満了までの期間が1年に満たない場合は、長期履修期間の変更はできない。

3 第1項による申請は、所定の期日(春季入学者は1月末日、秋季入学者は8月末日)までに提出しなければならない。

4 長期履修期間の変更の許可は、第5条の規定を準用する。

5 長期履修期間の変更をした者は、再度、長期履修期間の変更はできない。

(休学期間)

第7条 長期履修学生の休学期間については、大学院学則第18条第1項、第2項及び第4項の規定を適用する。

(授業料等)

第8条 入学金、授業料及びその他必要な費用については、別表に定めるとおりとし、入学検定料の金額は、入学検定料に関する規程に定めるとおりとする。

2 入学後に第3条第2項により長期履修学生になった者、第6条により長期履修期間を変更した者の学納金については、残りの期間で調整する。

3 長期履修学生が退学する場合は、在学期間に応じた通常の学納金を支払うこととする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規定の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学長が決定する。ただし、規程の改廃が、大学院学則第43条第1項第3号に該当する場合は、大学院委員会は、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第6条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第6条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

但し、平成23年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

入学金・授業料・その他必要な費用

3年間

	1年目	2年目	3年目	合計
入学金	230,000円			
授業料	460,000円	470,000円	470,000円	
計	690,000円	470,000円	470,000円	1,630,000円

4年間

	1年目	2年目	3年目	4年目	合計
入学金	230,000円				
授業料	350,000円	350,000円	350,000円	350,000円	
計	580,000円	350,000円	350,000円	350,000円	1,630,000円

20. 札幌国際大学短期大学部長期履修学生規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学短期大学部学則(以下「短大則」という。)第59条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他、相当の理由があると当該課程の学科長が認める者

(申請手続)

第3条 入学前に前条の各号のいずれかに該当し、長期履修を希望する者は、入学手続き時に長期履修申請書(様式第1号)及び第2条各号のいずれかに該当することを証明できる書面(添付できないときは、その理由を付した書面)を学長に提出しなければならない。

2 入学後に前条の各号のいずれかに該当し、長期履修を希望する者は、所定の期日(春季入学者は1年次の1月末日、秋季入学者は1年次の8月末日)までに前項に定める書類を学長に提出しなければならない。ただし、最終学年在籍者の申請は認めない。

(長期履修の期間)

第4条 長期履修の期間は、短大則第4条第2項に規定する在学期間内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間は、短大則第4条第1項に規定する標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の2倍に相当する年数以内とする。

3 長期履修の期間は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできない。

(長期履修の許可)

第5条 第3条の規定による長期履修許可願の提出があったときは、長期履修の許可について学長が決定し、教授会は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(長期履修期間の変更)

第6条 就業環境等の変動により長期履修期間の延長又は短縮(長期履修学生の取消を含む。)する必要がある者は、長期履修期間変更申請書(様式第2号)及び第2条各号のいずれかに該当することを証明できる書面(添付できないときは、その理由を付した書面)を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修期間満了までの期間が1年に満たない場合は、長期履修期間の変更はできない。

3 第1項による申請は、所定の期日(春季入学者は1月末日、秋季入学者は8月末日)までに提出しなければならない。

4 長期履修期間の変更の許可は、第5条の規定を準用する。

5 長期履修期間の変更をした者は、再度、長期履修期間の変更はできない。

(休学期間)

第7条 長期履修学生の休学期間については、短大則第30条第1項、第2項及び第4項の規定を適用する。

(授業料等)

第 8 条 入学金、授業料及びその他必要な費用については、別表に定めるとおりとし、入学検定料の金額は、入学検定料に関する規程に定めるとおりとする。

2 入学後に第3条第2項により長期履修学生になった者、第6条により長期履修期間を変更した者の学納金については、残りの期間で調整する。

3 長期履修学生が退学する場合は、在学期間に応じた通常の学納金を支払うこととする。(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。(事務)

第 10 条 この規程に関する事務は、教務課が行う。(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学長が決定する。ただし、規程の改廃が、短大学則第55条第1項第7号に該当する場合は、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第6条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第6条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

入学金・授業料・その他必要な費用

[総合生活キャリア学科]

3年間

	1年目	2年目	3年目	合計
入学金	230,000円			
授業料	520,000円	520,000円	520,000円	
施設費、教育充実費	93,400円	93,400円	93,200円	
計	843,400円	613,400円	613,200円	2,070,000円

4年間

	1年目	2年目	3年目	4年目	合計
入学金	230,000円				
授業料	390,000円	390,000円	390,000円	390,000円	
施設費、教育充実費	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	
計	690,000円	460,000円	460,000円	460,000円	2,070,000円

[幼児教育保育学科]

3年間

	1年目	2年目	3年目	合計
入学金	230,000円			
授業料	560,000円	560,000円	560,000円	
施設費、教育充実費	100,000円	100,000円	100,000円	
計	890,000円	660,000円	660,000円	2,210,000円

4年間

	1年目	2年目	3年目	4年目	合計
入学金	230,000円				
授業料	420,000円	420,000円	420,000円	420,000円	
施設費、教育充実費	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	
計	725,000円	495,000円	495,000円	495,000円	2,210,000円

21. 図書館司書資格取得に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)に基づき札幌国際大学(以下「本学」という。)が開設する図書館司書の資格を取得するための授業科目(以下、「図書館司書に関する科目」という。)の履修に必要な事項を定めることを目的とする。(授業科目)

第 2 条 本学において図書館司書の資格を取得しようとする者は、別表第1に定める図書館司書に関する科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない

2 前項の授業科目の年次配当及び履修の方法については別に定める。

(履修資格)

第 3 条 図書館司書に関する科目を履修できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の学生

(2) 札幌国際大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)の学生

(3) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(本学学生の履修手続)

第 4 条 本学学生が図書館司書に関する科目を履修しようとするときは所定の履修手続を行わなければならない。なお、その際、図書館司書資格取得履修費(以下「履修費」という。)として別表第2に定める額を納付しなければならない。

(短期大学部生の履修手続)

第 5 条 短期大学部生が図書館司書に関する科目を履修しようとするときは札幌国際大学科目等履修生規程(以下「科目等履修生規程」という。)に基づき、学長に願い出なければならない。

2 前項に係る検定料、入学金及び履修費については、科目等履修生規程第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。

(資格取得を目的とした科目等履修生の履修手続)

第 6 条 第3条第3号の規定に定める者が図書館司書資格取得を目的のため別表第1に定める科目を履修しようとするときは科目等履修生規程に基づき、学長に願い出なければならない。

2 前項に係る検定料、入学金及び履修費については、科目等履修生規程第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。

(資格取得証明書の交付)

第 7 条 本学において図書館司書の資格取得に必要な科目を修め、所定の単位を取得した者には、学長が別記様式第1号による資格取得証明書を交付することができる。

(事務)

第 8 条 図書館司書の資格取得に関する事務は、教務課が行う。

(資格証明書の授与)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、図書館司書の資格取得に関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学長が決定する。ただし、規程の改廃が、札幌国際大学学則第59条第1項第7号に該当する場合は、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

但し、平成24年3月31日以前に入学し、引き続き在学する短大生については、従前の規定を適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

但し、平成30年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

別表第1 図書館司書に関する科目

区分	授業科目名	単位		履修要件
		必修	選択	
甲群	生涯学習論	2		13科目 22単位 必修
	図書館概論	2		
	図書館制度・経営論	2		
	図書館情報技術論	2		
	図書館サービス概論	2		
	情報サービス論	2		
	児童サービス論	2		
	情報サービス演習Ⅰ	1		
	情報サービス演習Ⅱ	1		
	図書館情報資源概論	2		
	情報資源組織論	2		
	情報資源組織演習Ⅰ	1		
	情報資源組織演習Ⅱ	1		
	乙群	図書館基礎特論		
図書館情報資源特論			1	
図書・図書館史			1	
計		22	3	
資格取得のための最低単位数 24単位				

別表第2 検定料、入学金及び履修費

区分	本学学生	短期大学部生	資格取得を目的とした科目等履修生
検定料	-	-	10,000円
入学金	-	-	10,000円
履修費	60,000円	60,000円	280,000円

22. 学芸員資格取得に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は札幌国際大学(以下「本学」という。)学則第15条の規定に基づき、学芸員の資格を取得するための授業科目(以下「学芸員に関する科目」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受講資格)

第 2 条 学芸員に関する科目を受講できる者は、本学人文学部国際教養学科学学生及び科目等履修生で、受講資格が有ると認められた者とする。

2 前項の学芸員に関する科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。

3 前項の科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(受講手続)

第 3 条 学芸員に関する科目を受講しようとする者は、所定の書類を定められた期日までに、学長に願い出なければならない。

(開設科目)

第 4 条 博物館法施行規則(昭和三十年十月四日文部省令第二十四号)に基づき本学において開設する学芸員に関する科目は、別表のとおりとする。

2 前項の授業科目の年次配当及び履修の方法については別に定める。

(履修科目及び単位数)

第 5 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、別表に定める学芸員に関する科目を履修し、その単位を取得しなければならない。

(資格取得証明書の交付)

第 6 条 本学において学芸員の資格取得に必要な科目を修め、所定の単位を取得した者には、学長が別記様式第1号による資格取得証明書を交付することができる。

(事務)

第 7 条 学芸員の資格取得に関する事務は、教務課が行う。

09 学則・規程

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学芸員の資格取得に関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学長が決定する。ただし、規程の改廃が、札幌国際大学学則第59条第1項第7号に該当する場合は、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

但し、平成30年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

但し、令和4年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する

学芸員に関する科目

法令上の科目		大学における開講科目		備考
科目名	単位数	科目名	単位数	
生涯学習概論	2	生涯学習論	2	19単位 必修
博物館概論	2	博物館概論	2	
博物館経営論	2	博物館経営論	2	
博物館資料論	2	博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	博物館展示論	2	
博物館教育論	2	博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	
博物館実習	3	博物館実習	3	
		日本文化論	2	
		文化人類学	2	
		比較文化論	2	
		芸術論Ⅰ	2	
		先史文化論	2	
		考古学	2	
		北海道ミュージアム	2	
		考古学実習	2	
		北海道の文化Ⅰ(歴史と文化遺産)	2	
		文化資源学	2	

23. 社会教育主事資格取得に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、札幌国際大学(以下「本学」という。)学則第16条の規定に基づき、社会教育主事課程及び社会教育主事の資格を取得するための授業科目(以下「社会教育主事に関する科目」という。))に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受講資格)

第 2 条 社会教育主事に関する科目を受講できる者は、本学学生及び科目等履修生で、受講資格が有ると認められた者とする。

(受講手続き)

第 3 条 社会教育主事に関する科目を受講しようとする者は、所定の書類を定められた期日までに、学長に願出しなければならない。

(開設科目)

第 4 条 社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に基づき本学において開設する社会教育主事に関する科目は、別表のとおりとする。

2 前項の授業科目の年次配当及び履修の方法については別に定める。

(履修科目及び単位数)

第 5 条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、別表に定める社会教育主事に関する科目を履修し、その単位を取得しなければならない。

(社会教育士の称号)

第 6 条 社会教育主事の資格取得に必要な科目を修め、所定の単位を取得したものは、社会教育士(養成課程)と称することができる。

(資格取得証明書の交付)

第 7 条 本学において社会教育主事の資格取得に必要な科目を修め、所定の単位を取得した者には、学長が別記様式第1号による資格取得証明書を交付することができる。

(事 務)

第 8 条 社会教育主事の資格取得に関する事務は、教務課が行う。

(雑 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、社会教育主事の資格取得に関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学長が決定する。ただし、規程の改廃が、札幌国際大学学則第59条第1項第7号に該当する場合は、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第4条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

但し、平成21年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第4条の規定については従前の規定を適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

但し、平成29年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

但し、平成30年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

但し、令和2年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

但し、令和4年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

但し、令和2年3月31日以前に入学した者には、従前の規定を適用する。

社会教育主事に関する科目

法令上の科目		本学開設科目		備考	
科目名	単位数	科目名	単位数		
必修 科目	生涯学習概論	4	生涯学習論 社会教育論	2 2	
	生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ 生涯学習支援論Ⅱ	2 2	
	社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ 社会教育経営論Ⅱ	2 2	
	社会教育特講	8	社会と経済 国際事情 社会学 地域学 キャリア形成論 キャリアデザイン 生涯スポーツ論 スポーツ政策・行政論 スポーツビジネス論Ⅰ 人のからだと健康	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		1	社会教育実習	1	
	選択 科目		3	社会教育演習Ⅰ 社会教育演習Ⅱ	1 2
				社会教育実習又は 社会教育課題研究のうち以上の科目	

24. 札幌国際大学保育士資格取得に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は札幌国際大学(以下「本学」という。)学則第16条の2第2項の規定に基づき、本学人文学部心理学科子ども心理専攻に在籍する学生(以下「学生」という。)が保育士資格を取得するために必要な授業科目(以下「保育士資格取得に関する科目」という。)及びその履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数等)

第 2 条 前条に基づき本学が定める保育士資格取得に関する科目は、別表のとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の単位の認定)

第 3 条 保育士資格を取得しようとする学生に学則第18条第1項並びに第20条第1項及び第2項の規定を適用する場合は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、他の指定保育士養成施設において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学が別表に定める授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項において、指定保育士養成施設以外の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学が別表に定める教養科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(保育実習費)

第 4 条 学生が学外で行う保育実習を履修する場合は、事前に所定の保育実習費を納入しなければならない。

(雑 則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、保育士資格取得に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

但し、別表の規定は、平成25年度以降の入学者から適用し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

但し、別表の規定は、平成30年度以降の入学者から適用し、平成30年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

但し、別表の規定は、平成31年度以降の入学学生から適用し、平成31年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

但し、別表の規定は、令和4年度以降の入学学生から適用し、令和4年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

別表 保育士資格取得に関する科目

修業科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第98号)	告示による教科目		本学における授業科目の開設状況等				備考
	系列	教科目	授業形態	最低修得単位数	左に対応して開設されている授業科目	授業形態	
外国語 体育		演習 講義	1	英語Ⅱ	演習	2	30
				運動Ⅰ	講義 実技	1	30
				運動Ⅱ	講義 実技	1	30
これら以外の 科目			6	人間と哲学	講義	2	30
				芸術論Ⅰ	講義	2	30
				人間と心理	講義	2	30
				人間と歴史	講義	2	30
				日本国憲法	講義	2	30
				日本文化演習(茶道)	演習	2	30
				日本文化演習(華道)	演習	2	30
				日本文化演習(書道)	演習	2	30
				情報機器操作	演習	2	30
				日本語表現Ⅰ	演習	2	30
日本語表現Ⅱ	演習	2	30				
キャリア形成論	講義	2	30				

表1 教養科目

系列	告示別表第1による教科目		本学における授業科目の開設状況等				備考	
	教科目	授業形態	最低修得単位数	左に対応して開設されている授業科目	授業形態	単位数		
						必修		選択
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	必修科目53単位をすべて修得
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	
	社会福祉	講義	2	社会福祉論	講義	2	30	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30	
	社会的養護I	講義	2	社会的養護I	講義	2	30	
	保育者論	講義	2	教職入門	講義	2	30	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	30	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	30	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養(基礎) 子どもの食と栄養(応用)	演習	1	30	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論I 保育内容指導法	講義 演習	2 2	30	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30	
	保育内容演習	演習	5	保育内容(言葉)	演習	1	30	
				保育内容(環境)	演習	1	30	
				保育内容(表現)	演習	1	30	
				保育内容(人間関係)	演習	1	30	
				保育内容(健康)	演習	1	30	
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽II(ピアノ/基礎) 音楽II(ピアノ/応用) 子どもの図画工作(基礎) 保育表現(身体・言葉)	演習 演習 演習 演習	1 1 1 1	30 30 30 30	
	乳児保育I	講義	2	乳児保育I	講義	2	30	
	乳児保育II	演習	1	乳児保育II	演習	1	30	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30	
	障害児保育	演習	2	障がい児保育I 障がい児保育II	演習 演習	1 1	30 30	
社会的養護II	演習	1	社会的養護II	演習	1	30		
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30		
保育実習	保育実習I	実習	4	保育実習I	実習	4	120	
	保育実習指導I	演習	2	保育実習指導I	演習	2	30	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	60	

表2 必修科目

系列	告示別表第2による教科目		本学における授業科目の開設状況等				備考					
	教科目	授業形態	最低修得単位数	左に対応して開設されている授業科目	授業形態	単位数						
						必修		選択				
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	6						6単位以上修得				
									子ども理解の理論と方法	講義	2	30
									教育相談	講義	2	30
									児童文化	講義	2	30
									幼児と言葉	講義	2	30
									幼児と環境	講義	2	30
									幼児と表現	講義	2	30
									幼児と人間関係	講義	2	30
									幼児と健康	講義	2	30
									特別支援教育	講義	2	30
保育の内容・方法に関する科目								1科目/単位選択必修				
									音楽I(歌唱・理論基礎)	演習	1	30
									音楽I(歌唱・理論応用)	演習	1	30
									子どもの図画工作(応用)	演習	1	30
保育実習	保育実習II 又は 保育実習III	実習	2	保育実習II 保育実習III	実習	2	60	60				
									保育実習指導II 又は 保育実習指導III	演習	1	15
保育実習	保育実習指導II 又は 保育実習指導III	演習	1	保育実習指導II 保育実習指導III	演習	1	15	1科目/単位選択必修				

2.5 札幌国際大学短期大学部保育士資格取得に関する規程(目的)

第1条 この規程は札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という。)学則第15条第2項の規定に基づき、本学幼児教育保育学科に在籍する学生(以下「学生」という。)が保育士資格を取得するために必要な授業科目(以下「保育士資格取得に関する科目」という。)及びその履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数等)

第2条 前条に基づき本学が定める保育士資格取得に関する科目は、別表のとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の単位の認定)

第3条 保育士資格を取得しようとする学生に学則第18条第1項並びに第20条第1項及び第2項の規定を適用する場合は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、他の指定保育士養成施設において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学が別表に定める授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項において、指定保育士養成施設以外の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学が別表に定める教養科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(保育実習費)

第4条 学生が学外で行う保育実習を履修する場合は、事前に所定の保育実習費を納入しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、保育士資格取得に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

但し、別表の規定は、平成25年度以降の入学者から適用し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

但し、平成28年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

但し、別表の規定は、平成31年度以降の入学者から適用し、平成31年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

但し、別表の規定は、令和5年度以降の入学者から適用し、令和5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

別表 保育士資格取得に関する科目

表1 教養科目

系列	告示による教科目		本学における授業科目の開設状況等				備考	
	教科目	授業形態	最低修得単位数	左に対応して開設されている授業科目	授業形態	単位数		
						必修		選択
外国語		演習	6	外国語	演習	1	30	必修科目を含め、8単位以上修得
				コミュニケーション(基礎)	演習	1	30	
外国語		演習	6	コミュニケーション(応用)	演習	1	30	
				健康とスポーツI	講義 実技	1 1	30	
体育		講義 実技	1	健康とスポーツII	講義 実技	1 1	30	
				学びの技法	演習	1	30	
これら以外の科目			6	基本演習	演習	1	30	
				日本国憲法	講義	2	30	
				北海道論	講義	2	30	
				人間の心理	講義	2	30	
				現代社会論	講義	2	30	
				日本文化演習(茶道)	演習	1	30	
				プレゼンテーション演習	演習	1	30	
				情報処理演習(データ活用)	演習	1	30	
				情報処理演習(文書処理)	演習	1	30	
				キャリア形成	演習	1	30	
				キャリア基礎演習	演習	1	30	

表2 必修科目

	告示別表第1による教科目				本学における授業科目の開設状況等				備考	
	系列	教科目	授業形態	最低修得単位数	左に対応して開設されている授業科目	単位数		時間数		
						必修	選択			
児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第1000号)	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	必修科目53単位をすべて修得	
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30		
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30		
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30		
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30		
		社会的養護I	講義	2	社会的養護I	講義	2	30		
	保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30		
		保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	30		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30		
		子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解	演習	1	30		
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	30		
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養(基礎)	演習	1	30		
	保育の内容・方法に関する科目					子どもの食と栄養(応用)	演習	1		30
		保育の計画と評価	講義	2	教育課程論	講義	2	30		
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30		
		保育内容演習	演習	5	保育指導法(言葉)	演習	1	30		
					保育指導法(環境)	演習	1	30		
					保育指導法(音楽表現)	演習	1	30		
					保育指導法(造形表現)	演習	1	30		
					保育指導法(健康)	演習	1	30		
					保育指導法(人間関係)	演習	1	30		
		保育内容の理解と方法	演習	4	保育内容(言葉)	演習	1	30		
					保育内容(環境)	演習	1	30		
					保育内容(表現)	演習	1	30		
					保育内容(健康)	演習	1	30		
					保育内容(人間関係)	演習	1	30		
	乳児保育I	講義	2	乳児保育I	講義	2	30			
	乳児保育II	演習	1	乳児保育II	演習	1	30			
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30			
	障害児保育	演習	2	特別支援教育・保育(基礎)	演習	1	30			
特別支援教育・保育(応用)				演習	1	30				
社会的養護II	演習	1	社会的養護II	演習	1	30				
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30				
保育実習	保育実習I	実習	4	保育実習I	実習	4	120			
	保育実習指導I	演習	2	保育実習指導I	演習	2	30			
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	30			

表3 選択必修科目

	告示別表第2による教科目				本学における授業科目の開設状況等				備考	
	系列	教科目	授業形態	最低修得単位数	左に対応して開設されている授業科目	単位数		時間数		
						必修	選択			
(平成13年厚生労働省告示第198号)	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	6		子ども・家庭と社会	講義	2	30	必修科目を含み、6単位以上修得	
					諸外国の保育	講義	2	30		
					子どもの発達と保育	演習	1	30		
					保育臨床	演習	1	30		
					教育と保育の方法	講義	2	30		
					表現課題演習(基礎)	演習	1	30		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の内容・方法に関する科目				表現課題演習(応用)	演習	1		30
						ピアノ基礎演習I	演習	1		30
						ピアノ基礎演習II	演習	1		30
						ことばの基礎	講義	2		30
						ことばの力	演習	1		30
						子どもの音楽(基礎)	演習	1		30
						子どもの音楽(応用)	演習	1		30
						子どもの図画工作	演習	1		30
						体育実技(基礎)	演習	1		30
体育実技(応用)	演習	1	30							
身体表現	演習	1	30							
造形表現	演習	1	30							
保育実習	保育実習II 又は 保育実習III	実習	2		保育実習II(保育所)	実習	2	60	1科目2単位選択必修	
					保育実習III(施設)	実習	2	60		
					保育実習指導II 又は 保育実習指導III	演習	1	15		
					保育実習指導III(施設)	演習	1	15	1科目1単位選択必修	

26. 札幌国際大学公認心理師受験資格取得に関する科目の履修規程(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学(以下「本学」という。)学則第16条の4第2項の規定に基づき、本学人文学部心理学科臨床心理専攻に在籍する学生(以下「学生」という。)が公認心理師の受験資格を取得するために必要な授業科目(以下「公認心理師受験資格取得に関する科目」という。)及びその履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目及び単位数等)

第2条 本学が定める公認心理師受験資格取得に関する科目及び単位数等は、別表に定めるとりとする。

(受験資格取得)

第3条 公認心理師の受験資格を取得しようとする学生は、本学学則並びに公認心理師法(平成27年法律第68号)及び同法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)に従い、公認心理師受験資格取得に関する科目及び単位を別表に基づき修得しなければならない。

(実習費)

第4条 学生が学外で行う心理実習及び心理実践実習を履修する場合は、事前に所定の実習費を納入しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、公認心理師受験資格取得に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

27. 札幌国際大学大学院公認心理師受験資格取得に関する科目の履修規程(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第25条の4第2項の規定に基づき、本大学院心理学研究科に在籍する学生(以下「学生」という。)が公認心理師の受験資格を取得するために必要な授業科目(以下「公認心理師受験資格取得に関する科目」という。)及びその履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目及び単位数等)

第2条 本大学院が定める公認心理師受験資格取得に関する科目及び単位数等は、

別表に定めるとおりとする。

(受験資格取得)

第3条 公認心理師の受験資格を取得しようとする学生は、本大学院学則並びに公認心理師法(平成27年法律第68号)及び同法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)に従い、公認心理師受験資格取得に関する科目及び単位を別表に基づき修得しなければならない。

(実習費)

第4条 学生が学外で行う心理実習及び心理実践実習を履修する場合は、事前に所定の実習費を納入しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、公認心理師受験資格取得に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2.8. 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部学生の懲戒に関する規程(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学学則(以下「大学学則」という。)(第41条、札幌国際大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)(第31条及び札幌国際大学短期大学部学則(以下「短大学則」という。)(第39条)に規定する学生の懲戒について、必要な事項を定めることにより、懲戒手続の透明性の確保及び懲戒の適正かつ公正な運用を図ることを目的とする。

(懲戒の方針)

第2条 懲戒は、学生が第6条に定める懲戒の対象となる行為を行った場合に、学生の本分をまっとうさせるため、当該行為の動機、様態、結果、影響、情状等諸般の事情を総合的に勘案し、学校教育法及び学校教育法施行規則の定めにより、教育的配慮を加えた上で行わなければならない。

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要な限度を超えないように留意しなければならない。

(懲戒の対象者)

第3条 懲戒の対象者は、札幌国際大学、札幌国際大学大学院及び札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という。)(に在籍する正規学生及び「札幌国際大学外国人留学生規程」第3条に定める外国人留学生(以下「学生」という。))とする。外国人留学生については、本規程のほか、本学が定める外国人留学生に関する諸規程に従うものとする。

2 科目等履修生、研究生、大学院委託生及び自由聴講生については、各規程の定めにより必要に応じて本規程を準用する。

(懲戒の種類・効果等)

第4条 懲戒は、懲戒処分通知書(様式1)を交付して行い、懲戒の種類及び効果は次の各号に定めるとおりとする。

- (1)退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。
- (2)停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止し、本学への登校を認めないこと。
- (3)訓告 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのような行為を行わないよう、注意すること。
- 2 停学の期間は、有期及び無期とし、有期の停学とは、6か月以内の期限を付して命じる停学をいい、無期の停学とは、6か月を超えるもので期限を付さずに命じる停学をいう。
- 3 停学期間は、大学学則第4条、大学院学則第4条及び短大学則第4条に定める在学期間には含めるが、大学学則第4条及び短大学則第4条に定める修業年限並びに大学院学則第4条に定める標準修業年限には含めないものとする。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限及び標準修業年限に含めることができる。

(厳重注意)

第5条 懲戒に相当しない場合でも、教授会又は大学院委員会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長は、学生の本分についての反省を促すため、口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。

(懲戒の対象行為)

第6条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)法令に反する行為
- (2)本学が定める諸規程・命令等に違反する行為
- (3)本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- (4)試験等における不正行為及び論文等の作成における不正行為等、学問的倫理・研究倫理に反する行為
- (5)「学校法人札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」に定めるハラスメント行為
- (6)コンピュータ・ネットワークの不正使用等、情報倫理に反する行為
- (7)本学の名誉・信用を著しく傷つける行為
- (8)その他学生の本分に反する行為

(懲戒の量定)

第7条 本規程に定める懲戒の基準に該当する行為(以下「非違行為」という。))における量定は、別表に定める懲戒処分の標準例(以下「標準例」という。))に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1)非違行為の動機、態様及び結果
- (2)故意又は過失の別及びその程度
- (3)過去の非違行為の有無
- (4)日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を

加重軽減することがある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒を行うことがある。

(悪質性及び重大性の判断)

第8条 悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

- (1)悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機等により判断する。
- (2)重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

(単位の認定)

第9条 定期試験で標準例に定める不正行為が認定された場合は、定期試験期間内の全ての科目の単位を認定しない。また、授業期間内に行われる試験で標準例に定める不正行為が認定された場合は、当該科目の単位を認定しない。

(事件・事故等の報告)

第10条 学生は事件・事故等を起こした場合、その所属する学科又は研究科(以下「所属学科・研究科」という。))に遅滞なく届けなければならない。

2 学生に懲戒の対象となりうる行為があったと認められる場合、所属学科・研究科の長は、速やかに事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、その内容を学長に報告する。また、当該学生が大学に所属する場合、学科長は学部長にもその内容を報告する。ただし、懲戒の対象となりうる行為が定期試験での標準例に定める不正行為である場合は、試験監督者及び教務部が速やかに事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、不正行為が否かを認定する。当該行為を不正行為と認定した場合、教務部長は学長にその旨を報告する。

(自宅謹慎)

第11条 学長は、第4条第1項第1号に定める退学又は同項第2号に定める停学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(事実調査・懲戒処分原案)

第12条 学生に懲戒の対象となる行為又は懲戒するか否かを判断する必要のある行為(以下「対象行為」という。))があるときは、速やかに所属学科・研究科及び学長の指名する学生部員に、事実調査及び懲戒要否の審議並びに懲戒処分原案の作成を行うよう命じる。また、当該学生が外国人留学生の場合は、国際センターの構成員も共に前記の事実調査等を行うものとする。

2 事実調査を進めるに当たっては、原則として、当該学生に対して事実調査を行う旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、対象行為が重大犯罪であって、これを行ったことが明らかであると認められる場合その他特段の事情がある場合は、この限りではない。

弁明の機会を与える場合、所属学科・研究科の長は、第10条に定める事実確認、事情聴取及び報告等に基づく内容並びに弁明することのできる期間を当該学生に通知し、当該学生から、弁明の際に、付添人を同席させるよう求めがあったときは、これを認めるものとする。ただし、特に同席を必要とする理由がない限り、付添人は2人以内とする。付添人は、懲戒処分の手続きを不当に妨害してはならない。当該学生は、弁明の際、必要な証拠(証人による証言を含む。)を提出することができる。弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なく指定した期間内に弁明に応じない場合は、弁明する権利を自ら放棄したものとみなす。

3 事実調査は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取る方法によって行い、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。

4 対象行為に係る事実関係が既に「学校法人札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」に定めるハラスメント調査対策委員会による調査で明らかになっているときは、同委員会が認定した事実関係を懲戒要否の審議の基礎となる事実関係として採用することができる。

5 所属学科・研究科の長は、事実調査の途中又は終了後において当該学生が懲戒対象行為をしたことを認めたととき、又は、関係者の証言その他客観的な証拠物件の存在から当該学生が懲戒対象行為をしたことが明白であると認められる場合は、当該学生に対して反省を促す教育指導を行ったうえで、反省文の提出を求める。

6 所属学科・研究科の長は、事実調査終了後、その結果について報告書を作成し、学長に提出する。また、当該学生が大学に所属する場合、学科長は学部長にも報告書を提出する。

7 所属学科・研究科の長は、事実調査及び懲戒要否の審議の結果、懲戒処分の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した懲戒処分原案を作成し、前項に定める報告書、事情聴取の調書、反省文(提出があった場合)と共に、学長及び学生部に提出する。また、当該学生が大学に所属する場合、学科長は学部長にも懲戒処分原案等を提出する。

- (1) 懲戒の種類・内容及び根拠となる規程の条項
- (2) 懲戒の原因となる事実
- (3) 当該学生の反省の程度及び改善の見込み
- (4) その他懲戒手続に必要な認める事項

(懲戒処分調整案)

第13条 学生部は、前条に定める懲戒処分原案について、全学的な均衡及び調整を図る見地から審議し、懲戒処分の必要があると認めるときは、懲戒処分調整案を作成する。学生部長は、懲戒処分調整案を学長に提出するとともに、教授会又は大学院委員会の審議に付す。

(懲戒の審議・決定)

第14条 教授会又は大学院委員会は、前条の懲戒処分調整案について審議し、その意見を学長に述べた上で、学長が懲戒処分を決定する。

(懲戒の通知等)

第15条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生の氏名、懲戒の内容、処分理由及び処分日を記載した懲戒処分通知書(様式1)を当該学生に交付しなければならない

09 学則・規程

ない。ただし、交付による通知が不可能な場合は、他の適切な方法により通知する。
2 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。

(懲戒処分の効力)

第16条 懲戒処分の効力は、当該学生に前条第1項による交付等が行われた日から発生するものとする。

(懲戒処分の公示)

第17条 学長は、懲戒処分を行ったときは、当該学生の所属等、懲戒の内容及び処分理由を公示文書(様式2)により学内に1週間公示する。ただし、当該学生の氏名及び学生番号は明記しないものとする。

(不服申立て)

第18条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の効力発生日の翌日から起算して14日以内に、その証拠となる資料を添えて、不服申立書(様式3)により、学長に不服申立てを行うことができる。

(不服申立審査委員会)

第19条 学長は、前条の不服申立てを受理した場合、速やかに不服申立審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、学生部の構成員並びに学長が指名する当該学生の所属学部、学科及び研究科以外の教員5名で構成する。

3 委員長は、学長が指名する。委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。

5 委員会が必要と認めるときは、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

6 委員会が必要と認めるときは、所属学科・研究科の長に対して事実の再調査を求めることができる。

7 委員会は、当該不服申立てについて審議し、その結果を学長に報告する。

8 学長が、懲戒の内容が相当であると判断した場合、教授会又は大学院委員会は審議し、その意見を学長に述べた上で学長が不服申立て棄却の決定を行う。学長が、懲戒の内容が相当でないと判断した場合、教授会又は大学院委員会は審議し、その意見を学長に述べた上で学長が懲戒の取り消し又は変更の決定を行う。

9 学長は、前項の決定について、不服申立棄却通知書(様式4)又は懲戒処分取消(変更)通知書(様式5)により当該学生に速やかに通知しなければならない。

10 第8項に基づき懲戒の取り消し又は変更の決定を行った場合は、その旨を学内に公示し、また当該学生が当初処分によって受けた不利益について、権利及び名誉を回復するため、必要かつ適切な処置を施さなければならない。

(停学の解除・短縮)

第20条 所属学科・研究科の長は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、無期停学の解除又は有期停学の短縮を学長に申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合、教授会又は大学院委員会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長は、無期停学の解除又は有期停学の短縮を決定することができる。ただし、無期停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して6ヶ月以内の日とすることはできない。

(身分の異動)

第21条 学長は、対象行為が判明してから懲戒処分決定前に、当該学生から大学学則第34条、大学院学則第20条又は短大学則第32条に規定する退学の申出があったときは、これを受理しない。

2 学長は、対象行為が判明してから懲戒処分決定前に、当該学生から休学の申出があったときは、これを受理しない。

3 学長は、対象行為が判明してから懲戒処分決定前に、当該学生に大学学則第37条、大学院学則第21条又は短大学則第35条に規定する除籍となる事由が発生したときは、除籍処分を保留し、次の各号のとおり行うものとする。

(1)懲戒の種類を退学とした場合は、除籍処分は行わず、退学の懲戒処分を行う。

(2)懲戒の種類を停学又は訓告とした場合は、当該懲戒処分を行うと同時に除籍処分を行う。

4 学長は、停学期間中の学生から休学の申出があったときは、これを受理しない。

5 休学期間中の学生に対して停学又は退学の懲戒処分が決定されたときは、当該処分の効力発生日をもって当該学生の休学期間を満了するものとする。

(授業料等)

第22条 退学又は停学の懲戒処分が決定されたときの授業料等については、大学学則第44条、大学院学則第38条の2又は短大学則第42条の定めによる。

(履修手続)

第23条 停学期間中の学生は、停学期間終了後の履修のための手続を、所属学部・学科・研究科の定める期間に行うことができる。

(学生に対する教育及び指導)

第24条 事件・事故後及び懲戒処分後、当該学生に反省を促し、かつ、学修意欲を維持させるため、所属学科・研究科は定期的な面談を行う等、継続的に学生生活の改善に必要な教育及び指導を行う。

(事務)

第25条 学生の懲戒に関する事務は、学生課において行う。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、学長がこれを決定し、教授会及び大学院委員会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

別表 懲戒処分の標準例

区分	懲戒対象行為	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学
	故意又は重大な過失による傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為(麻薬、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等)	退学又は停学
	過失致死、過失傷害、窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、賭博、住居侵入等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	他人を傷つけるに至らないが、迷惑を掛けるような暴力行為及び言動	停学又は訓告
	わいせつ行為、痴漢行為(覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む)、「迷惑行為防止条例」に反する行為、「青少年保護育成条例」に反する行為	退学、停学又は訓告
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)」に定める犯罪行為	退学、停学又は訓告
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」に定める犯罪行為	退学、停学又は訓告
	上記以外の法令違反に係る犯罪行為	退学、停学又は訓告
	交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合
人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合		退学又は停学
人身事故を伴わない無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為		停学又は訓告
死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合		停学
人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合		停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し、死に至らめた行為	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学又は訓告
	飲酒を強要した行為	停学又は訓告
	未成年者の飲酒の事実を知りながら同席していた場合 未成年飲酒を行った場合	停学又は訓告 停学又は訓告

区分	懲戒対象行為	懲戒の標準
教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物等の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学、停学又は訓告
試験・論文作成等における不正行為等、学問的倫理・研究倫理に反する行為	本学が実施する試験等における不正行為で、他人に受験させ、又は他人の代わりに受験する等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等における不正行為で次のいずれかに該当する行為 ①カンニングペーパー等を使用する行為、②答案用紙を交換する行為、③あらかじめ所持品その他に、受験科目に関する内容を記入し使用する行為、④他人の答案を盗み見る行為、又は他人に自己の答案を見せる行為、⑤試験監督者の注意又は指示に従わず、試験の公平性を損なうおそれのある行為、⑥レポートの作成等における剽窃・無断引用等の行為、⑦その他不正な手段を用いて受験する行為	停学又は訓告
	「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部研究活動上の不正行為防止に関する規程」第2条及び「研究倫理規程」第9条に定める不正行為	退学、停学又は訓告
ハラスメント行為	上記以外の学問的倫理・研究倫理に反する行為	退学、停学又は訓告
	「学校法人札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」に反する行為	退学、停学又は訓告
情報倫理に反する行為	コンピュータ、ネットワーク又は情報通信機器(スマートフォン等)の不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ、ネットワーク、情報通信機器(スマートフォン等)の不正又は不適切な使用	停学又は訓告
	SNS(ソーシャルネットワークサービス)等の不適切な使用 授業、実習、研修等で知り得た個人情報の漏えい、紛失等の不適切な取扱い その他、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)」等の情報セキュリティ関係法令違反行為	停学又は訓告 退学、停学又は訓告
その他の非違行為	本学諸規程・命令等の違反行為、本学の名誉・信用を著しく傷つける行為、学生の身分に反する行為	退学、停学又は訓告

29. 札幌国際大学教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学学則第14条の規定に基づき、札幌国際大学教職課程の履修に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻	免許状の種類(教科)
人文学部	心理学子ども心理専攻	幼稚園教諭一種免許状
スポーツ人間学部	スポーツ指導学科	中学校教諭一種免許状(保健体育)
		高等学校教諭一種免許状(保健体育)

(教育職員免許状の取得の要件)

第3条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定めるところにより次の表に掲げる基礎資格及び最低修得単位数を修得しなければならない。

免許状の種類	基礎資格	授業科目の最低修得単位数	
		教科及び教職に関する科目	免許法施行規則第66条の6に規定された科目
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有すること	51単位	8単位
中学校教諭一種免許状(保健体育)	学士の学位を有すること	59単位	8単位
高等学校教諭一種免許状(保健体育)	学士の学位を有すること	59単位	8単位

(授業科目)

第4条 教職課程授業科目については、別表に定める授業科目、単位数及び履修年次に従い履修しなければならない。

(教職課程履修届)

第5条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修届を提出しなければならない。

(事 務)

第6条 教職課程履修に関する事務は、教務課が行う。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教職課程履修に関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、軽微な文言変更を除き、学長が決定し、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

但し、令和4年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

但し、令和5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

30. 札幌国際大学大学院教職課程履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、札幌国際大学大学院学則第25条の3の規定に基づき、札幌国際大学大学院教職課程の履修に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類(教科)
スポーツ健康指導研究科	スポーツ健康指導専攻	中学校教諭専修免許状(保健体育)
		高等学校教諭専修免許状(保健体育)

(教育職員免許状の取得の要件)

第3条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定めるところにより次表に掲げる基礎資格及び最低修得単位数を修得しなければならない。

免許状の種類	基礎資格	授業科目の最低修得単位数	
		教科及び教職に関する科目	
中学校教諭専修免許状(保健体育)	修士の学位及び中学校教諭一種免許状(保健体育)を有すること		24単位
高等学校教諭専修免許状(保健体育)	修士の学位及び高等学校教諭一種免許状(保健体育)を有すること		24単位

(授業科目)

第4条 教職課程授業科目については、別表に定める授業科目、単位数及び履修年次に従い履修しなければならない。

(教職課程履修届)

第5条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修届を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

31. 札幌国際大学短期大学部教職課程履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、札幌国際大学短期大学部学則第14条の規定に基づき、札幌国際大学短期大学部教職課程の履修に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

学 部	免許状の種類
幼児教育保育学科	幼稚園教諭二種免許状

(教育職員免許状の取得の要件)

第3条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定めるところにより次の表に掲げる基礎資格及び最低修得単位数を修得しなければならない。

免許状の種類	基礎資格	授業科目の最低修得単位数	
		教科及び教職に関する科目	免許法施行規則第66条の6に規定された科目
幼稚園教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること	31単位	8単位

(授業科目)

第4条 教職課程授業科目については、別表に定める授業科目、単位数及び履修年次に従い履修しなければならない。

(教職課程履修届)

第5条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修届を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

但し、令和5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

32. 日本語教員養成課程に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、札幌国際大学(以下「本学」という。))が、本学学則第16条の5の規定に基づき、日本語教員養成課程(以下「課程」という。))に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受講資格)

第2条 課程の授業科目を受講できる者は、本学の学生及び科目等履修生で、学長に受講資格が有ると認められた者とする。

(受講手続き)

第3条 課程の授業科目を受講しようとする者は、定められた期日までに、所定の書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(開設科目)

第4条 課程の科目、必修・選択の別及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修科目及び単位数)

第5条 課程を修了しようとする者は、別表に定める科目を履修して、その単位数を修得し、かつ卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

(修了証明書の交付)

第6条 本学において課程の修了に必要な科目を修め、所定の単位数を取得した者には、学長が別記様式第1号による修了証明書を交付することができる。

(事 務)

第7条 課程に関する事務は、教務課が行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、課程に関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、軽微な文言変更等を除き、学長が決定する。ただし、規程の改廃が、札幌国際大学学則第59条第1項第7号に該当する場合は、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

別表 日本語教員養成課程に関する科目

区 分	本学開設科目		備 考	
	科 目 名	単位数		
必修科目	言語と教育	日本語教育概論	2	必修科目 20単位 修得すること。
		日本語教授法I	2	
		日本語教授法II	2	
		日本語教育実習	2	
	言 語	言語と心理	2	
		言語学	2	
		言語学特論	2	
選択科目	言語と社会	日本語教育文法I	2	選択科目 20単位から 6単位以上 修得すること
		日本語教育文法II	2	
	異文化コミュニケーションI	2		
	社会言語学	社会言語学	2	
		日本文化論	2	
		異文化コミュニケーションII	2	
		コミュニケーション論	2	
コミュニケーション演習		2		
比較文化論	比較文化論	2		
	多文化共生論	2		
	文化人類学	2		
人間と文学	人間と文学	2		
	国際ビジネス事情I	2		

学校法人札幌国際大学の沿革

年 月 日	事 項
大正 11 年 4 月 1 日	札幌区立女子職業学校同窓会（静修会）の活動によって札幌静修会女学校の許可を得て開校。
昭和 8 年 1 月 24 日	職業学校規程により札幌静修会女学校から札幌静修女学校と改める。
昭和 9 年 4 月 30 日	文部大臣から財団法人札幌静修女学校として認可され法人組織に改める。
昭和 21 年 3 月 30 日	札幌静修女学校を廃止、札幌静修高等女学校設置を許可される。
昭和 22 年 4 月 1 日	新学制に基づき札幌静修中学校を併置して発足する。
昭和 23 年 3 月 31 日	新制高等学校の制度がしかれ北海道知事認可により札幌静修高等学校に改称する。
昭和 26 年 3 月 10 日	財団法人札幌静修女学校を学校法人札幌静修学園と改める。
昭和 44 年 2 月 8 日	札幌静修短期大学（家政学科入学定員100人、幼児教育学科入学定員50人）の設置を認可される。
昭和 44 年 2 月 8 日	札幌静修中学校廃止を認可される。
昭和 44 年 4 月 1 日	札幌静修短期大学を開学する。
昭和 45 年 1 月 13 日	家政学科及び幼児教育学科入学定員の変更（家政学科100人を150人、幼児教育学科50人を100人）を受理される。 (昭和45年 4 月 1 日施行)
昭和 45 年 2 月 7 日	厚生省より保育士を養成する学校として指定を受ける。
昭和 46 年 3 月 10 日	幼児教育学科を児童教育学科（初等教育専攻入学定員50人、幼児教育専攻入学定員50人）に変更を認可される。
昭和 46 年 3 月 10 日	札幌静修短期大学付属幼稚園園児総定員60人2学級設置を認可される。
昭和 46 年 3 月 31 日	幼児教育学科を廃止することを認可される。 (昭和46年 4 月 1 日施行)
昭和 46 年 11 月 10 日	付属幼稚園総定員60人2学級から90人3学級に変更。
昭和 47 年 1 月 28 日	児童教育学科幼児教育専攻入学定員の変更（50人を100人）を受理される。 (昭和47年 4 月 1 日施行)
昭和 49 年 1 月 10 日	教養学科（入学定員100人）の設置を認可される。
昭和 49 年 3 月 25 日	図書館司書講習の担当科目の単位を認可される。 (昭和49年 4 月 1 日施行)
昭和 49 年 9 月 1 日	付属幼稚園園児総定員120人3学級に変更。
昭和 50 年 9 月 22 日	法人の住所変更認可となる。
昭和 50 年 9 月 22 日	家政学科の名称変更（家政学科を生活科学科）を認可される。
昭和 50 年 12 月 6 日	法人名の変更（札幌静修学園から静修学園）を認可される。
昭和 51 年 1 月 14 日	学校法人静修学園から高等学校を除く。
昭和 51 年 1 月 14 日	校名の変更（札幌静修短期大学から静修短期大学）を受理される。
昭和 51 年 1 月 14 日	静修短期大学名称変更に伴い、静修短期大学付属幼稚園に名称変更を受理される。 (昭和51年 4 月 1 日施行)
昭和 51 年 4 月 1 日	聴講生課程設置を認可される。
昭和 53 年 3 月 1 日	短期大学開学10年を迎え、新たに校章・スクールカラーを定める。
昭和 55 年 4 月 1 日	北海道生活研究所を設置する。
昭和 58 年 1 月 17 日	秘書科（入学定員100人）の設置を認可される。 (昭和58年 4 月 1 日施行)
昭和 63 年 12 月 22 日	英語学科（入学定員100人）の設置を認可される。 (平成元年 4 月 1 日施行)
平成 元年 4 月 1 日	児童教育学科初等教育専攻（入学定員50人）を募集停止する。
平成 元年 11 月 27 日	静修短期大学付属幼稚園定員160人4学級に変更認可される。
平成 2 年 1 月 22 日	秘書科の名称変更（秘書科を秘書学科）を受理される。 (平成 2 年 4 月 1 日施行)
平成 2 年 12 月 21 日	平成3年度から平成11年度まで入学定員の増加（生活科学科150人を200人、教養学科200人を300人、秘書学科100人を150人）を認可される。
平成 2 年 12 月 21 日	児童教育学科入学定員の変更（150人を100人）を認可される。
平成 2 年 12 月 21 日	児童教育学科の名称変更（児童教育学科を幼児教育学科）を受理される。 (平成 3 年 4 月 1 日施行)

年 月 日	事 項
平成 3 年 11 月 25 日	付属幼稚園園児総定員240人6学級に変更認可される。 (平成 4 年 4 月 1 日施行)
平成 4 年 4 月 21 日	北海道生活研究所を北海道環境文化研究センターに名称変更。
平成 4 年 12 月 21 日	静修女子大学(人文・社会学部 国際文化学科入学定員150人、社会学部入学定員100人)の設置を認可される。
平成 4 年 12 月 21 日	生活科学科及び教養学科の入学定員の変更(生活科学科200人を150人、教養学科300人を200人)を認可される。 (平成 5 年 4 月 1 日施行)
平成 5 年 4 月 1 日	静修女子大学を開学する。
平成 8 年 12 月 19 日	静修短期大学の名称変更(静修短期大学から札幌国際大学短期大学部)を受理される。
平成 8 年 12 月 19 日	静修女子大学大学院(地域社会研究科地域社会専攻入学定員10人)の設置を認可される。
平成 9 年 3 月 25 日	静修女子大学の名称変更(静修女子大学から札幌国際大学)を受理される。
平成 9 年 3 月 25 日	静修女子大学大学院の名称変更(静修女子大学大学院から札幌国際大学大学院)を受理される。
平成 9 年 3 月 25 日	法人名の変更(学校法人静修学園から学校法人札幌国際大学)を認可される。 (平成 9 年 4 月 1 日施行)
平成 9 年 3 月 25 日	校名変更に伴い「建学の礎」、「教育の基本的考え方」、「ロゴマーク」、「スクールカラー」を定める。
平成 10 年 2 月 5 日	付属幼稚園の学級増(6学級から7学級)を受理される。 (平成10年 4 月 1 日施行)
平成 10 年 12 月 22 日	札幌国際大学観光学部(入学定員200人)の設置を認可される。
平成 10 年 12 月 22 日	札幌国際大学の男女共学化を受理される。
平成 10 年 12 月 22 日	生活科学科及び教養学科の入学定員の変更(生活科学科150人を100人、教養学科200人を150人)を認可される。
平成 10 年 12 月 22 日	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻(入学定員10人)の設置を受理される。
平成 11 年 2 月 10 日	札幌国際大学短期大学部専攻科幼児教育専攻の課程認定を受ける。(学位授与機構) (平成11年 4 月 1 日施行)
平成 12 年 3 月 31 日	札幌国際大学短期大学部秘書学科閉科
平成 12 年 12 月 21 日	札幌国際大学大学院観光学研究科の設置を認可される。
平成 12 年 12 月 21 日	札幌国際大学人文・社会学部心理学科の設置を認可される。
平成 12 年 12 月 21 日	札幌国際大学短期大学部英語学科の入学定員100人から50人に認可される。
平成 12 年 12 月 21 日	札幌国際大学人文・社会学部、観光学部の教職課程設置を認可される。 (平成13年 4 月 1 日施行)
平成 13 年 8 月 30 日	札幌国際大学短期大学部英語学科の名称を英語コミュニケーション学科に変更認可される。
平成 13 年 10 月 30 日	札幌国際大学人文・社会学部メディアコミュニケーション学科 入学定員100人の設置を認可される。 (平成14年 4 月 1 日施行)
平成 14 年 3 月 11 日	札幌国際大学人文・社会学部メディアコミュニケーション学科の教職課程設置を認可される。
平成 14 年 7 月 30 日	札幌国際大学人文学部、社会学部の設置を認可される。 (平成15年 4 月 1 日施行)
平成 15 年 3 月 5 日	札幌国際大学人文学部、社会学部の教職課程設置を認可される。
平成 15 年 7 月 31 日	札幌国際大学短期大学部幼児教育学科の名称を幼児教育保育学科に変更し、入学定員100人から140人に認可される。 (平成16年 4 月 1 日施行)
平成 16 年 4 月 1 日	札幌国際大学社会学部社会学科の名称をビジネス社会学科に変更する。
平成 16 年 5 月 15 日	札幌国際大学人文学部国際文化学科定員100人、収容定員400人、社会学部ビジネス社会学科入学定員75人、収容定員300人、社会学部メディアコミュニケーション学科入学定員75人、収容定員300人、観光学部観光学科入学定員150人、収容定員600人に変更を届出する。
平成 17 年 1 月 28 日	札幌国際大学大学院心理学研究科の設置を認可される。 (平成17年 4 月 1 日施行)

学校法人札幌国際大学の沿革

年 月 日	事 項
平成 17 年 5 月 16 日	札幌国際大学人文学部国際文化学科の名称変更（人文学部現代文化学科）、社会学部の名称変更（現代社会学部）、社会学部ビジネス社会学科の名称変更（現代社会学部ビジネス実務学科）、社会学部メディアコミュニケーション学科の名称変更（現代社会学部マスコミュニケーション学科）を届出する。 (平成 18 年 4 月 1 日施行)
平成 18 年 11 月 29 日	札幌国際大学付属幼稚園の定員 210 人 7 学級に変更認可される。 (平成 19 年 4 月 1 日施行)
平成 19 年 5 月 10 日	札幌国際大学人文学部現代文化学科定員 75 人、収容定員 300 人、現代社会学部ビジネス実務学科定員 70 人、収容定員 280 人、現代社会学部マスコミュニケーション学科定員 50 人、収容定員 200 人に変更を届出する。
平成 19 年 6 月 22 日	札幌国際大学人文学部心理学科子ども心理専攻の設置を届出する。 (平成 20 年 4 月 1 日施行)
平成 20 年 4 月 15 日	札幌国際大学現代社会学部ビジネス実務学科、マスコミュニケーション学科、ならびに観光学部観光学科の募集停止を届出する。
平成 20 年 4 月 28 日	札幌国際大学スポーツ人間学部スポーツビジネス学科（入学定員 60 人）の設置を届出する。
平成 20 年 5 月 30 日	札幌国際大学観光学部観光ビジネス学科（入学定員 90 人）、観光経済学科（入学定員 60 人）の設置を届出する。
平成 20 年 10 月 31 日	札幌国際大学スポーツ人間学部スポーツ指導学科（入学定員 60 人）の設置を認可される。
平成 20 年 12 月 24 日	札幌国際大学スポーツ人間学部スポーツ指導学科の教職課程設置を認可される。
平成 21 年 1 月 25 日	札幌国際大学人文学部心理学科子ども心理専攻が、厚生労働省北海道厚生局長より指定保育士養成施設の指定を受ける。 (平成 21 年 4 月 1 日施行)
平成 22 年 5 月 31 日	札幌国際大学大学院地域社会研究科の募集停止を届出する。
平成 22 年 10 月 8 日	札幌国際大学大学院心理学研究科臨床心理実務専攻の名称変更（臨床心理専攻）を届出する。 (平成 23 年 4 月 1 日施行)
平成 24 年 4 月 2 日	札幌国際大学観光学部観光経済学科の名称変更（観光学部国際観光学科）を届出する。 (平成 25 年 4 月 1 日施行)
平成 24 年 4 月 9 日	札幌国際大学短期大学部総合生活学科の名称変更（総合生活キャリア学科）、入学定員 100 人、収容定員 200 人に変更を届出する。 (平成 25 年 4 月 1 日施行)
平成 24 年 4 月 9 日	札幌国際大学短期大学部英語コミュニケーション学科の募集停止を届出する。
平成 25 年 4 月 8 日	札幌国際大学短期大学部総合生活キャリア学科入学定員 50 人、収容定員 100 人に変更を届出する。 (平成 26 年 4 月 1 日施行)
平成 26 年 5 月 22 日	札幌国際大学短期大学部専攻科の募集停止を届出する。
平成 27 年 8 月 31 日	札幌国際大学大学院スポーツ健康指導研究科の設置を認可される。
平成 27 年 11 月 24 日	札幌国際大学大学院スポーツ健康指導研究科の教職課程設置を認可される。 (平成 28 年 4 月 1 日施行)
平成 28 年 6 月 15 日	札幌国際大学人文学部現代文化学科入学定員 60 人、収容定員 240 人 観光学部国際観光学科入学定員 50 人、収容定員 200 人に変更を届出する。 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
令和 元年 5 月 22 日	札幌国際大学人文学部心理学科臨床心理専攻入学定員 50 人、収容定員 200 人およびスポーツ人間学部スポーツ指導学科入学定員 80 人、収容定員 320 人に変更を届出する。 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
令和 3 年 4 月 1 日	札幌国際大学付属幼稚園を廃止する。
令和 3 年 4 月 1 日	札幌国際大学付属認定こども園を開園する。
令和 3 年 5 月 18 日	札幌国際大学観光学部観光ビジネス学科入学定員 140 人、収容定員 560 人に変更を届出する。
令和 3 年 7 月 8 日	札幌国際大学観光学部国際観光学科の募集停止を届出する。
令和 3 年 7 月 9 日	札幌国際大学人文学部現代文化学科の募集停止を届出する。
令和 3 年 7 月 26 日	札幌国際大学人文学部国際教養学科（入学定員 60 人）の設置を届出する。 (令和 4 年 4 月 1 日施行)
令和 5 年 4 月 1 日	札幌国際大学短期大学部を男女共学に移行。 (令和 5 年 4 月 1 日施行)
令和 5 年 8 月 24 日	札幌国際大学人文学部心理学科臨床心理専攻入学定員 80 人、収容定員 320 人および観光学部観光ビジネス学科入学定員 110 人、収容定員 440 人に変更を届出する。 (令和 6 年 4 月 1 日施行)
令和 5 年 8 月 24 日	札幌国際大学短期大学部総合生活キャリア学科入学定員 40 人、収容定員 80 人および幼児教育保育学科入学定員 80 人、収容定員 160 人に変更を届出する。 (令和 6 年 4 月 1 日施行)

人文学部							
現代文化学科		国際教養学科		心理学科 臨床心理専攻		心理学科 子ども心理専攻	
高橋 伸	5号館7階72研	宇留野 健太	5号館9階91研	青木 美和子	5号館8階87研	愛下 啓恵	5号館3階32研
横川 大輔	5号館9階98研	小内 透	5号館9階97研	赤城 由紀	5号館7階77研	榎本 光邦	5号館8階86研
		坂梨 夏代	5号館5階58研	荒関 守	5号館6階66研	大村 勅夫	5号館9階93研
		新谷 弥	5号館5階55研	岡田 顕宏	2号館9階903研	木村 彰子	5号館6階65研
		武井 昭也	5号館7階71研	澤田 信也	5号館8階84研	蔵満 保幸	2号館11階1112研
		趙 恵真	2号館10階1002研	品川 ひろみ	5号館7階75研	須藤 宏志	2号館6階602研
		椿 明美	5号館8階85研	鈴木 憲治	5号館7階73研	橋場 俊輔	5号館6階64研
		中津川 雅宣	5号館5階56研	高野 創子	5号館7階76研	増山 由香里	5号館6階68研
		野崎 剛毅	2号館8階809研	永井 敦	5号館6階63研	村中 幸子	2号館6階601研
		濱田 剛一	2号館10階1012研	橋本 久美	5号館5階51研		
		藤垣 エミリア	5号館6階67研	松浦 秀太	5号館5階53研		
		遊佐 順和	5号館7階78研	吉崎 俊一郎	2号館1階101研		

観光学部				スポーツ人間学部			
観光ビジネス学科		国際観光学科		スポーツビジネス学科		スポーツ指導学科	
荒木 智	2号館10階1019研	齋藤 修	2号館10階1007研	赤川 智保	5号館9階92研	阿井 英二郎	2号館10階1016研
池見 真由	2号館10階1004研	陳 堯柏	2号館10階1008研	栗野 祐弥	5号館9階95研	阿南 浩司	2号館10階1011研
呉 泰均	2号館10階1010研			片岡 晃	2号館7階705研	新井 貢	2号館10階1005研
金庭 香理	2号館10階1006研			佐久間 章	5号館8階88研	国田 賢治	2号館9階902研
河本 光弘	2号館10階1001研			田部井 祐介	2号館7階709研	後藤 ゆり	2号館11階1108研
河本 洋一	2号館6階604研			原 一将	2号館11階1105研	小林 秀紹	2号館9階901研
黄 旭暉	2号館10階1009研			平澤 芳明	2号館7階704研	佐藤 文亮	2号館10階1014研
斉藤 巧弥	2号館10階1017研			横山 克人	2号館11階1104研	塚本 智宏	5号館5階57研
田中 洋一郎	2号館10階1020研					林 満章	2号館11階1111研
田村 こすえ	2号館10階1015研					樋口 善英	2号館11階1106研
藤崎 達也	2号館10階1003研					平田 嘉宏	2号館11階1107研
細野 弥恵	2号館10階1018研					本多 理紗	2号館11階1110研
山田 芳之	2号館11階1102研					安田 純輝	2号館7階707研
横田 久貴	2号館11階1101研						

全学共通教育部				短期大学部			
外国語教育部		総合生活キャリア学科		幼児教育保育学科			
朝倉 一民	情教1階101研	石川 智寛	2号館7階712研	朝地 信介	2号館5階502研	田村 めぐみ	2号館8階806研
岩崎 有朋	情教4階401研	石田 麻英子	2号館7階711研	伊藤 桂子	2号館6階603研	林 二士	2号館8階807研
平塚 彰	2号館5階501研	小林 純	2号館7階710研	小川 久恵	2号館8階804研	深浦 尚子	2号館8階803研
保浦 聡	情教1階102研	竹島 鉄也	2号館10階1013研	神林 裕子	2号館8階802研	森岡 毅	2号館8階810研
安井 政樹	情教4階402研	和久田 紗恵子	2号館7階708研	小岩 季之	2号館8階811研	山内 太郎	2号館8階805研
コクフォード リチャード	5号館5階54研	和田 早代	2号館7階703研				
デントン ルーカス	5号館5階52研						

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



〒004-8602札幌市清田区清田4条1丁目4番1号
TEL.011-881-8844 FAX.011-885-3370
URL <https://www.siu.ac.jp>

